見返資金

第一章　見返資金の成立

第一節　アメリカの援助と見返資金制度

一　アメリカの対日援助

長年の戦争で日本経済の生産力は極度に疲弊しており、国民に必須の物資の確保は困難な状態にあった。占領開始まもない一九四五年一〇月九日に司令部は、この状況に鑑み「必需物資の輸入に関する覚書」(SCAPIN一一〇)を発し、司令部許可の下で輸入を承認した。(1) これはポツダム宣言一一項および「降伏後における米国の初期対日方針」第四部の示すところでもある。同年一二月に右覚書に基づき貿易庁が設置され、援助物資取扱業務を開始する。アメリカの一九四六年度(一九四五年七月―四六年六月)の陸軍省予算は対日援助を計上していないため軍事費余剰から支出される。陸軍省予算は、四七年度からガリオア援助GARIOA, Government and Relief in Occupied Areasを、また四九年度からエロア援助EROA, Economic Rehabilitation in Occupied Areasを計上した。ガリオア援助は

表 1-1　ガリオア・エロア対日援助　（単位　百万ドル）

米国会計年度	ガリオア	エロア	小計	行政費	対日援助計	米国対外援助総計
1946	92.6	—	92.6	—	92.6	1,367
1947	287.3	—	287.3	12.7	303.0	6,423
1948	351.4	—	351.4	19.9	371.3	4,617
1949	426.2	97.5	523.7	25.5	549.2	6,286
1950	237.4	188.0	425.3	19.2	444.5	5,718
1951	182.6	—	182.6	15.0	198.0	4,471
累計	1,577.4	285.5	1,862.9	92.3	1,958.6	28,882

（注）1. 1946年度は陸軍省予算による対日援助額．47，48年度は対日支出実績．49，50年度は対日支出負担行為額．51年度は対日援助割当額．ただし，この割当額全額が，使用されたかは不明．
2. 米国対外援助総計は軍事援助を含む．
出所：理財局見返資金課『見返資金の記録』，5，212ページ．

日本以外にもドイツ・オーストリア等の占領地で実施され、飢餓・疾病等防止を主要目的とし、食糧・肥料・石油・医薬品等の救済的使途に充当された（ただし、一九五一会計年度に西ドイツ・朝鮮援助はＥＣＡ管理下に置かれ、ガリオア援助は日本・琉球以外にオーストリア再教育費のみとなる）。エロア援助は経済復興を目的としたものであり、その買付物資は棉花・鉱産物等の各種原料の他に機械類も含まれ、復興資材に集中していた。だが五一年度には、それまでエロアに含まれていたものがガリオアにも含まれ、両者の区別は事実上意味をもたなくなる[2]。この両者以外にも物資援助として軍払下げ物資がある。他に外貨援助も多い[3]。ガリオア援助は四七年度から増大し（表1-1）、四九年度にはエロア援助と合わせて五・二三億ドルに達し、五一年度までの累計は一八・六二億ドルとなる見込みであった。これは該期のアメリカの援助総計の六・四％であり、日本は敗戦国ながらかなりの割当てを受けたといえよう。ただし対日援助のほとんどは貸与であり、この点は考慮を要しよう。なおアメリカは決算で一八・四億ドルの対日ガリオア支出を確認しており、上掲数値とほぼ合致している。ガリオア・エロアおよび他の物資援助が貿易に占める比重は、二三年末までで輸入累計の七〇％を占めた。大幅な輸入超過にもかかわらず援助輸入が当面返

済をせまられない長期債務であるため、日本の外貨事情は極端な圧迫を受けなかった。二四年度からドッジ・ラインの実施で、単一為替率が設定され、民間貿易制限が緩和され（たとえば二四年四月一二日の許可不要輸出制）、輸出が促進された。これはドッジ・ラインの一つの目標であるアメリカの対日援助負担の軽減に寄与したであろう。援助物資内訳をみると（表1-2）、二三年度までは食糧・肥料・石油がほとんどで、ガリオア援助の性格を示しているが、二四年度からエロア援助の開始により原料棉花が現われ、食糧の比重は低下し、救済から復興への重点の移行が確認できよう。これは一九四九年七月に始まる陸軍省の「対日経済復興四ヵ年計画」に沿うものでもあった[4]。

ガリオア・エロア援助物資は市中に売却され、その代金は二一年一一月に設置された貿易資金特別会計に繰り入れられた。しかし実質的な複数レート制の下で、二三年度末まで輸入品売却代金は廉価に設定され、同会計内で区分経理されなかったため輸出補給金にも充当され、結局輸出入補給金として消尽された[5]。これが日本の物価政策や貿易為替資金に寄与した事実は無視されがたいが、援助が返済を要しない贈与に近いものと扱われた証左といえよう。しかし二四年度にドッジ・ラインの中核的機構として見返資金が設定され、アメリカの援助は区分経理されて同資金に繰り入れられ、その使途の掌握と債権の保全がおこなわれることとなる。こうして援助物資品目とその量だけでなく、市中売却金の利用に対してもアメリカ側の意向を反映させるに至った。

ガリオア・エロア援助以外に見返資金に繰り入れられた援助としてアメリカ軍基地から放出される廃品・スクラップ等の米軍払下物資（QM物資 Quartermaster Goods）と、食糧・衣料・医薬品・雑品の重要産業労務者用報奨物資（SIM物資 Surplus Incentive Materials）がある。前者は二一年三月二二日付「米国政府から食糧及びスクラップとウェーストの売却について」（SCAPIN八三四）によって、後者は二二年一二月一三日付の貿易庁宛覚書「SIM物資輸入について」によって、日本側代表機関経由で売却されることになった[6]。両者の他に英連邦軍払下物資（BCOF物

表 1-2　ガリオア・エロア物資による対日援助額

（単位　百万ドル）

年　度	総　額	うち）小麦・小麦粉	その他食糧	油　糧	棉　花	肥　料	石　油
昭和20	6.1	1.4	2.3	—	—	—	2.4
21	166.7	63.7	77.9	0	—	10.7	12.6
22	348.4	106.4	154.7	4.7	—	60.6	21.1
23	324.3	116.0	111.9	5.6	—	33.6	34.6
小　計	845.5	287.5	346.8	10.3	—	104.9	70.8
24	460.3	173.8	65.0	35.5	62.3	36.5	44.1
25	273.1	72.9	16.9	23.0	123.9	16.7	23.3
26	113.7	41.3	11.7	6.3	54.6	0.1	5.1
小　計	847.1	288.0	93.6	64.8	240.8	53.3	72.6
合　計	1,692.6	575.5	440.4	75.2	240.8	158.2	143.3

（注）アメリカ側の提示した決算ベースの資料による表である．
出所：「戦後対日援助処理問題に関する援助物資総額及び支払額についての説明—第40国会衆議院予算委員会提出資料—」（大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第17巻「資料(1)」，134-36ページ．

表 1-3　占領軍物資払下額　（単位　千ドル）

米国会計年度	総　額	うち）食　糧	医薬品	石　油	繊　維
1945—46	53,780	48,376	4,707	31	—
47	8,441	7,457	3	44	204
48	3,493	1,699	196	107	504
1949.1月—5月	689	239	4	104	48
計	66,403	57,772	4,909	286	756

（注）1. SIM, QM, BCOF の合計．
2. SIM は医薬，衣料，キャンデー．最終入港は1950年5月．
3. QM Goods は衣料，食品，廃品，スクラップであり，アメリカ第8軍の払下げ．
4. BCOF Goods は衣料，食料，廃品，スクラップ．
5. 米国決算資料では SIM 40,592千ドル，QM 73,106千ドル，日本側集計では SIM 34,345千ドル，QM 43,823千ドルであり，BCOF は857千ポンドと確認．
出所：通商産業省臨時通商業務局『援助物資に関する調査資料(1)』昭和26年，164-65ページ．

資）を含み、二四年五月まで総額は六六四〇万ドルで、その八割以上が食糧であった[7]（表1-3）。アメリカは後日の決算でQM物資累計七三一〇万ドル、SIM物資四〇五九万ドルの計数を示している[8]。

二　西欧の見返資金

見返資金制度はアメリカの戦後欧州援助のなかで派生したもので、一九四七年のギリシャ援助にその原型が現われ、四八年度からのマーシャル Marshall 援助にその最大規模の展開を示す。米国援助はアジアの経済協力局 Economic Cooperative Agency（以下ECAと略称することもある）による被援助国においても設定されたが、その規模は小さくまた詳細も不明である[9]。日本の見返資金には西欧見返資金の経験が反映しており、日本の見返資金の検討に移る前に西欧見返資金を紹介しておきたい。

アメリカは国連によるアンラ UNRRA, United Nations Relief and Rehabilitation Administration 救済廃止後の戦争荒廃国への援助を企図し、それは一九四七年五月三一日に法八四号としてアメリカ議会を通過した。「ポスト・アンラ・プログラム」（Post Unrra Program）と呼称されるその援助は、オーストリア・ギリシャ・ハンガリー・イタリア・トリエステ・ポーランド・中華民国を対象とし、総額は三・五億ドル以内とした。物資は食糧・医薬品・加工および未加工衣料・燃料・種子等である。ただし前掲諸国中のハンガリー・ポーランドはソ連軍占領下にあり、この両国は援助対象から除外される。次に掲げる法八四号六条で、援助物資売却金の当該政府による現地貨特別勘定の開設が明示され、ここに法制的に見返資金の原型が出現する[10]。

第六条　合同決議によって許容された資金により調達される救済物資で、ドル貨による償還を予定せずに供与されるものは、被

救済国政府がかかる救済物資を現地通貨で払下げる際に、左記の事項を履行することを条件としてのみ供与されるものとする。

a　かかる現地通貨額はその政府によって特別勘定に預金せらるべきものとすること。

b　その特別勘定は一九四八年六月三十日まで回転基金 Revolving fund として、その国内において使用さるべきものであること。

但し、それは合衆国の正当な権限ある代表者の承認を条件として、救済及び職業救済 work relief の目的に使用せられるが、救済供与に附帯して生ずる合衆国の現地通貨経費もこの勘定から支弁するものとする。

この特別勘定はアメリカ承認の下で運用される回転資金として位置づけられ、単なる一過的使用に終わらせるものでないことが言明された。使途は「救済及び職業救済」と規定され、他にアメリカ関連経費もこの特別勘定から支弁された。別の援助協定によって払下げ価格は当該国とアメリカが協議の上で決定すると定め、後日の「等価預金」にまで煮詰まっていない。四七年七月、アメリカは個別援助協定を締結し、各国中央銀行に現地貨で特別勘定を開設した。(11)

法八四号援助のほか、同年三月のトルーマン・ドクトリンの一環の「対ギリシャおよびトルコ援助供与に関する法律」(五月二二日)による対ギリシャ援助が始まる。同法およびそれに基づく「対ギリシャ援助協定」は、特別勘定の設置に言及していないものの、援助物資売却金はドラクマ建 drachma 特別勘定に繰り入れられた。その開設日は不詳だが、法八四号による特別勘定とほぼ同時期と思われる。(12)

一九四七年六月五日にマーシャル・プランが提唱され、これにより西欧への長期的復興援助計画が具体化するが、この実施前の四六―四七年の厳冬と四七年夏の旱魃のため、欧州の食糧・燃料輸入が急増し、被災国は手持ドルに窮し、アメリカに緊急援助を要請した。四七年一二月一七日にアメリカ議会は五・九七億ドルの「一九四七年対外援助

法」(Foreign Aid Act of 1947) を制定し、フランス・イタリア・オーストリア三国への中間援助を認めた。(13) 同法第五条は特別勘定設定につき次のように定めている。(14)

第五条 (b)(被援助国は)本法に基づく商品の供給のうち、ドル貨による償還を要しない条件で供与されるものについては、その国の通貨による特別勘定を設け「等価預金」Commensurate Deposit をなすべきこと。但しその一般的条件はその国と合衆国政府との協議決定により協定に明記すること。

右のアメリカ援助に見合う被援助国通貨による「等価預金」の創設によって、初めて見返資金が制度として確立する。その具体的手続きは個別協定に委ねられたが、米墺協定附則は次のように掲げている。(15)

附則第一章

一、本協定により物資が輸入され、若くは法にもとづくクレディットが物資輸入の目的で供与せられたとき、オーストリヤ政府はアメリカ合衆国政府の通知書により、遅滞なくオーストリヤ国立銀行にオーストリヤ政府名義の特別勘定を設け、通知書記載のドル価格と等額のオーストリヤ通貨額を預金すべきものとする。この金額は該物資に対するドル・コスト(保管料、運賃、船積料を含む)であり、法による財政支出にもとづくもの若くは債務額のいずれかに当る。オーストリヤ通貨による預金額は、法律上の人格に対し合法的にオーストリヤで取得され、オーストリヤの輸入品に適用される最も有利な為替レートで換算さるべきものとする。

二、この特別勘定資金、若くは協定額前渡金は、本協定によりオーストリヤで行動するアメリカ合衆国政府の必要とする経常費をオーストリヤ通貨で支弁するために使用される。この資金の残額は左記の目的に使用することが出来る。

イ、オーストリヤ国債の効果的な償還、若くは流通通貨量の堅実な回収のため

ロ、オーストリヤ通貨の安定を促進する方策、その他両国政府間の相互協定により今後定められるその他の目的

こうして換算方法・換算率や使途が規定されたが、使途のうち米国目的経費支出の優先が注目される。その残余が

表 1-4　中間援助見返資金使用認可額

（1948年12月末累計）　　（単位　百万ドル）

区分	オーストリア	フランス	イタリア	計
通貨・金融債務償還	72.5	—	—	72.5
生産促進	29.4	281.4	90.4	401.2
農林業	1.5	1.4	34.8	37.7
鉱業	0.1	37.4	—	37.5
鉄道	21.9	55.6	48.7	126.3
船舶	—	22.5	6.9	29.4
電信等	5.9	—	—	5.9
電力	—	164.5	—	164.5
再建・復興	4.4	22.5	—	26.9
合計	106.3	303.9	90.4	500.6

（注）農業には肥料を，船舶には漁船を，電力にはガス灯を含む．
出所：大蔵省資料Ｚ601-237.

国債償還・通貨収縮等に振り向けられることになった。その利用は一九四八年末で、中間援助五・九七億ドルの等価現地貨預金のうち累計五億ドルに及ぶ（表1-4）。その六割はフランスで利用された。ただしこの等価預金つまり見返資金は、資金積立後から集計時点までに各国対ドル相場が下落したため、現地貨で全額を解除しても、中間援助総額に達しないのは当然であり、これはマーシャル援助見返資金でも同様である。中間援助の使途は、戦争による荒廃・戦時債務・物価騰貴等の国情の差異により一様ではない。結局米国目的支出は多くなかった。

中間援助の暫定的実施を経て、一九四八年四月三日に成立した「一九四八年対外援助法」（Foreign Assistance Act of 1948）の第一編「一九四八年経済協力法」（Economic Cooperation Act of 1948）によりマーシャル・プランが実施される。(16) 同年六月末までの一九四八年度の既述の各種特別勘定預金残高は、「経済協力法」による見返資金勘定の余裕金に包摂され、「経済協力法」の運営計画に基づいて使用されることになる。運営はＥＣＡ（局長 P.G. Hoffman）が担当した。

「経済協力法」によるアメリカとの個別経済協力協定は、ガリ

オア見返資金勘定を別に設定する西ドイツを除き、ほぼ同一である。次に米伊協定の見返資金条項を掲げよう。(17)

米伊経済協力協定

第四条　国内通貨

一　本条の規定はアメリカ政府が贈与として提供した援助にのみ適用するものとする。

二　イタリア政府は、イタリア政府の名義で、イタリア銀行は特別勘定を設け、この勘定に次の金額をリラで預金する。

(a)　一九四七年七月四日および一九四八年一月三日両国政府の間に締結された協定に従って設けられたイタリア政府名義のイタリア銀行内特別勘定（中略——引用者）。

(b)　一九四八年四月二十日付の両国政府間交換覚書に従って、イタリア政府のなす預金の債務負担なき残高。

(c)　一九四八年経済協力法の認める方法により贈与としてイタリアに与えられた商品、役務および技術的情報についてアメリカ政府の支払った指定の経費（加工、貯蔵、輸送その他それに附帯する役務費用を含む。）に相当する金額（中略——引用者）。イタリア政府は、ただちに、その当時の国際通貨基金の同意をえた平価による為替レートで換算したリラ相当額を特別勘定に預金するものとする。（以下略）

三　アメリカ政府は一九四八年経済協力法に基く操作に附帯するイタリア国内における事務費のリラ貨による所要額を随時イタリア政府に通告し、イタリア政府は、ただちに、アメリカ政府がこの通告において要求する方法で、特別勘定残高のうちからこの金額を供給する。

四　一九四八年対外援助歳出予算法に基いて提供される援助のうち本条に従ってなされる預金の五%は、イタリアにおけるアメリカ政府の支出のために、同政府の使用に充てるものとし（省略——引用者）。

五　（省略——引用者）

六　（中略——引用者）特別勘定からの引出しについてイタリア政府が提出する提案を審議するに当って、アメリカ政府は、イタリア国内通貨および財政の安定の促進または維持の必要を、また、生産活動、国際貿易および次に掲げる事項を含むイ

タリア国内における新資源の探査開発を促進する必要を考慮する。

(a)　イタリアおよびその他の参加諸国の生産力の開発に関する包括的事業計画の一部を含む諸事業計画のための支出。（中略——引用者）

(b)　アメリカの不足とする資源または潜在的不足のためにアメリカで必要とする原料の探査および開発のための支出。

(c)　国債、特にイタリア銀行その他の金融機関の保有する国債の実質的な償還。

こうして贈与援助を見返資金に積み立て、その五%は米国目的のECA代表部付帯経費等として確保し、九五%が当該国の開発計画や債務償還に充てられる。被援助国はECAから支出ドル額の指示を受け、見返資金に繰り入れるが、その時IMFに未加盟の場合はECAとの協定レートによる。一九五一年末累計でみると、援助受入総額は一〇一億ドルで、イギリス・フランス両国に四割を越える集中を示し、それに西ドイツ・イタリア・オランダ・ギリシャ・オーストリアと続いた。使用額をみると、マーシャル援助からの解除が早期に承認されたイギリス・フランス両国は使用し尽くしている（表1-5）。一方未解除額も当該国のインフレ抑止要因となっていよう。イギリスのみ債務償還がきわめて多く、他は生産拡張と住宅建設等を含むその他が多い。こうして、アメリカは単なる物資援助にとどまらず、見返資金を通じて当該国復興政策に直接関与をおこなった。これは戦後アメリカの世界戦略の一環と位置づけられよう。ただしECAの当該国見返資金解除方針は一様ではなく、次のように指摘されている。[18]

(一)　見返資金を使用するについてはすべて米国当局の承認を要する。この具体的交渉は当該国政府とECA出先代表との間に行われ、ワシントンのECA本部は大局的判断を下して決定することになっている。

(二)　承認を要する内容は単に金額のみならず、対象たる事業計画の内容に及んでいるが、どの程度の細部に立入って審査するかは、国によって程度の差がある。例えばフランスは「モネプラン」という総合的復興計画をもっているので、そのなかに含まれるプロジェクトについては比較的簡単であるが、イタリーはこのような総合計画がなかったのでプロジェクト別審査に手間

表 1-5　西欧見返資金積立・使用状況（1951年12月まで累計）

（単位　百万ドル）

国名	マーシャル援助の要積立額(A)	積立額調整後の95%(B)	マーシャル援助以外の援助(C)	被援助国の使用可能額(B+C)	引出額(D)	(D)の使途別内訳			
						債務償還	生産拡張	その他	軍需
フランス	2,371	2,183	309	2,492	2,492	171	1,916	290	114
イギリス	1,932	1,712	—	1,712	1,712	1,707	2	2	—
西ドイツ	1,331	1,070	77	1,147	967	—	727	240	—
オランダ	870	743	—	743	271	—	181	90	—
インドネシア	115	43	—	43	—	—	—	—	—
イタリア	981	878	173	1,052	889	—	642	247	—
オーストリア	806	585	112	697	506	85	379	42	—
ギリシャ	832	712	3	714	341	—	155	187	—
ノルウェー	360	327	—	327	201	201	—	0	—
デンマーク	254	204	—	204	119	88	28	2	—
トルコ	110	84	—	84	66	—	53	11	2
トリエステ	36	33	0	33	29	—	29	0	—
ポルトガル	20	17	—	17	16	—	16	—	—
アイスランド	18	16	—	16	6	—	6	—	—
アイルランド	18	15	—	15	0	—	0	—	—
ベルギー，ルクセンブルグ	22	19	—	19	2	—	2	0	—
ユーゴスラヴィア	40	23	—	23	—	—	—	—	—
計	10,115	8,662	674	9,338	7,616	2,252	4,137	1,111	116

（注）1.　見返資金開設以後1951年12月末までの累計.
2.　マーシャル援助要積立額(A)の95%と(B)の計数の差異は対ドル為替相場下落による.
3.　「西ドイツ」には，条件付援助を含む.「インドネシア」は欧州計画資金の「オランダ」分が，独立により振り替えられたもの.
4.　(C)のうち,「西ドイツ」はガリオア見返資金の余裕金,「フランス」「イタリア」「オーストリア」は中間援助,「ギリシャ」「トリエステ」は救済援助.
5.　「使途別内訳」中「軍需」は，1951年10月の「相互安全保障法」により，見返資金5億ドルの軍事目的使用が規定されたため計上されたと推定され，1950年以前にはない.
6.　マーシャル援助の積立額（(A)を対ドル相場で調整した後の計数）の累計は48年末1,159百万ドル，49年末5,288百万ドル，50年末7,928百万ドル，51年末9,821百万ドル．引出額(D)の累計は48年末1,692百万ドル，49年末3,202百万ドル，50年末6,080百万ドル，51年末7,616百万ドル.

出所：大蔵省資料Z601-236，Z601-237，Z511-368.

表 1-6　西ドイツ・ガリオア援助見返資金収支累計（1951年12月末）

（単位　百万ドル）

区　　　分	金　額
積　　立　　額a)	383.0
アメリカの要請による支出額	306.1
高等弁務官経費	108.9
ベルリン失業救済	90.5
ベルリン政府援助	32.1
ベルリン投資計画	47.6
ベルリン石炭貯蔵b)	4.3
輸出促進の貸出b)	14.8
ユーゴへの小麦輸出	7.9
余　　裕　　金c)	76.9

（注）　a)にはマーシャル援助見返資金から受入94.1百万円，穀物その他予備品放出に見合う預金，経済協力局によるガリオア・ドル融通額が含まれる．b)はガリオア勘定へ返済予定．

c)の余裕金の使途については，米国が優先権をもつ．

出所：大蔵省資料Ｚ511-368.

どるというが如くである。

㈢　被援助国から提出された案件のうち、米国側として好ましいと思うものを選んで許可するという点はわが国の場合と異らない。

㈣　仏伊の例によると、年度当初大体の収支見込をたてて、使用額の大綱につき了解をとりつけ（第一段階）、次に使用の対象たるプロジェクトにつき具体的な交渉をする（第二段階）。更に実際の資金支出について各月毎に乃至は四半期毎に承認を得る（第三段階）（以下略――引用者）。

マーシャル援助は以上のように欧州経済復興に投入されたが、米ソ冷戦構造の定着により、一九五一年一〇月のアメリカの「相互安全保障法」の制定で、ＥＣＡ業務は相互安全保障局 Mutual Security Agency に承継され、アメリカ援助は明確に軍事援助として再編された。(19)

ただし西ドイツ見返資金だけは性格を異にする。一九四八年七月の「米独経済協力協定」四条の「ＥＲＰ見返勘定」（European Recovery Plan つまり Marshall Plan）は「一九四八年経済協力法に基づき米国政府が提供することとある一切の援助に関してこれを適用する」と、贈与に限らず見返資金への積立てを義務づけ、また五条の「ガリオア見返勘定」は「ガリオア歳出予算法の規定に基づき、米国政府の提供する一切の援助に関しこれを適用する」と、ガリオア援助総額を見返資金繰入れの対象とした。(20) したがって先の西ドイツのマーシャル援助見返資金は（表1-5）、贈与に限らぬ援助を積み立てた。別にガリオア見返資金は三・八三億ドルを積み立て（表1-6）、そのうちアメリカの要請の払出しが三・〇六億ドルを占め、マーシャル援助の五%と異なり米国目的利用の高率が注目されよう。余裕金に対してもアメリカ優先利用が認められている。西ドイツ見返資金は二本建てとなったが、贈与・貸与を問わず見返資金に積み立てる制度は、後述の日本の場合と同様である。結局西ドイツは総援助から、贈与・米国目的支出等を控除した額が、見返資金への繰入れと無関係に対米債務として残り、日本同様の援助債務をかかえることになる。

(1)　通商産業省臨時通商業務局「援助物資に関する調査資料(1)」昭和二六年三月、四六―四七ページ。日本の占領下の政府貿易については大蔵省財政史室『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五巻「国際金融・貿易」一章一節参照。

(2)　同前、一〇―一一、三七ページ。

(3)　占領日本輸出入回転基金 Occupied Japan Import and Export Revolving Fund、アメリカ商品金融会社による棉花第一次・第二次借款 Commodity Credit Cooperation Trust Fund、綿糸布勘定 Cotton Textile Account があり、司令部の勘定として操作されていた（理財局調査部「わが国の対外諸勘定（又は基金）の概要」昭和二三年六月一六日）（大蔵省資料Ｚ五一一―三六八）。

(4)　理財局調査部「アメリカ陸軍省の対日経済復興計画の概貌」昭和二三年六月一七日大蔵省資料（Ｚ五一一―三六八）。一方で二五年度の食糧援助を不要につき断わることも池田蔵相は考えていた（「渡辺武日誌」昭和二四年一一月六日）。

(5)　前掲「援助物資に関する調査資料(1)」一〇ページ。

(6) 同前、九六―一〇一ページ。英連邦軍払下げ物資（BCOF物資 British Commonwealth Occupation Forces Goods）についても同年三月一四日のESS／FTの「B、C、O、F、から食料品及びスクラップとウェーストの処分について」（SCAPIN三四二一-A）で同様措置がとられた。

(7) 通商産業省『通商産業省年報』昭和二六年版、二七五ページ。BCOF物資は二六年の返済交渉で、対英債務八五・七万ポンドとして確認された。なお、BCOFは援助としてではなくイギリスとの商業貿易として集計されている。援助物資等処理特別会計に繰り入れられて、一般会計から返済された。

(8) 大蔵省財政史室前掲書、第一七巻「資料(1)」一三五ページ。

(9) アジアではECAと韓国との間に一九四八年一二月一〇日に「援助双務協定」が締結されている。ほか、タイ等にも援助がおこなわれたようだが協定等未詳（経済安定本部建設局計画課「米国の対欧援助見返り勘定を西欧各国は如何に使用しているか」昭和二四年四月八日――経済企画庁所蔵資料）。

(10) 国会図書館調査立法考査局「米国援助『見返り資金』特別勘定」昭和二四年四月、一六―一七ページ。

(11) ただしトリエステ自由国はイタリア・リラ建 Lira で、イタリア銀行 Banca d'Italia, 商業銀行 Banca Commerciale, 米伊銀行 Banca d'America e d'Italia に開設された（同前、二〇ページ）。

(12) 同前、九―一三ページ。ただしトルコ援助は純軍事目的であり、かかる操作はおこなわれない。このギリシャ特別勘定はマーシャル計画後ECAに移管された。

(13) 「アメリカ対外救済計画の終了と全般的長期復興計画の開始との間のギャップに架橋する」ものと、大統領は述べた（同前、二六ページ）。

(14) 同前、二七ページ。

(15) 同前、二八―二九ページ。ただしすでにIMFに加盟しているフランス・イタリア両国はIMFレートで換算する。

(16) 第二編国際児童救済基金援助法、第三編ギリシャ・トルコ法、第四編中国援助法、と続き、従来の援助を総合する性格を有した（同前、三九ページ）。

(17) 理財局見返資金課『見返資金の記録』昭和二七年、二〇九―一〇ページ。

(18) 大島寛一「西欧（特に英仏伊）における見返資金について」（大蔵省資料Z五一一―三六六）。なおイギリスの債務償還についてはこの資料によると、ECAでも議論があった。「米国側には、形に見える使い方をしたいとの考え方に基き、殊に米国民（議会）に対する説明を容易ならしめるため、投資に充てるべしとの見解があったが、英国は経済計画が優れており投資計画を自国の資金で立派に賄っているから投資計画について何等干渉をせぬ政策が前提とされ、見返資金を投資に充当することはインフレーションを生ずることとなり且つ投資に干渉することとなるから」、債務償還に終始したという。

(19) 『見返資金の記録』二〇四ページ。

(20) 同前、二一一ページ。

第二節　米国対日援助見返資金の設置

一　司令部側の見返資金制度の検討

ドッジ J. M. Dodge を団長とする使節団が二四年二月一日に来日し、日本経済安定化計画の作業を開始した。随員のディール W. W. Diehl は二月一八日にドッジ宛の「復興金融金庫」と題するメモを提出した(1)。そのメモは復興金融金庫（以下「復金」と略称することもある）を非難し、新規業務の凍結を進言し、「日本経済は追加的資金を必要とし、それは供給されねばならぬが、復金の現状では、復金がその任でないのは明らかだ」（要約）と結んでいた。そして復金に代わるものとして、ドッジ安定計画の中に見返資金が登場する。それは均衡予算と並ぶドッジ・ラインの核となるものであった。それ以外に政府債務償還による市中金融調節、単一為替相場採用による貿易補助金の切下げ、預金部資金の運用制限等が見返資金と密接に関連しよう。

見返資金設立の検討は、ドッジ来日の初期から進められていたと思われるが、二月九日に随員のリード R. W. E. Reid がステファン A. Stephan に宛てたメモの中で次のように述べている(2)（執筆者訳）。

> 見返資金の全般的問題は、ガリオア・エロアが贈与か貸与かという不確実性によって曇らされている。例えばドイツでは、クレイ将軍は、ガリオア・エロアは貸与であると考えられ、それは将来弁済されねばならぬので、見返資金が設立される必要はないし、また見返資金設立要求はドイツ経済に二重の負担を課すであろう、と一貫して主張していた。わたしは、貸与か贈与かという問題が、政府の将来の財政的立場を安定させるため解決さるべきだと信ずる。

このようにドッジ使節団内部で、援助は贈与 grant か貸与 loan かという問題を明確にしてから、見返資金が設立されるべきだという意見が出されていたが、結局西ドイツの場合と同じく、対日援助が対独援助同様の貸与だという点が強調されずに、見返資金が設立される。

成案を見る前に、三月九日のドッジ・池田会談で、見返資金が内示される。それは大要次のように示された(3)。①貿易資金特別会計は見返資金勘定と商業勘定に二分される、②対日援助に一致する見返資金が積み立てられる、③この見返資金からの輸入補助金は制限される、④最小限の補助金使用後の残額は、債務償還への準備と司令部に管理された資本的再建目的に充てられる。この会談の後、司令部側での見返資金管理原則は、随員のマクダイアミド O. J. McDiarmid により次のようにまとめられている(4)（執筆者訳）。

> 見返資金管理の原則（一九四九年三月二一日）
>
> 見返資金が一般会計予算と別に設立され、そしてエロアおよびガリオア輸入が日本に到着した時、見返資金に対する繰入れが日本政府によっておこなわれることが、今や同意された。この繰入れは同意された為替相場で換算され、入港した援助物資のドル価格と等しくなるべきである。一般商業為替相場が設立されるまで、対ドル二七〇円の軍用相場が、このために使用される。見返資金の繰入時期と金額に関し日本政府に通告することが、SCAPの責務となろう。
>
> 右勘定からの解除に関し、左記手続きが勧告される。
>
> イ、解除は三カ月を基準に計画されるべきである。日本会計年度の最初の三カ月のための早期の決定が、投資や債務償還の使用または資金の保有として、下されるべきである。（中略――引用者）
>
> ロ、SCAPはいかなる時も、見返資金からの個々の解除に統制を保持し、最初のそしてその後の期間の投資目的の解除は、先に同意された予算・通貨・信用統制の分野における日本政府と日本銀行の合意に条件づけられるべきである。この手続き

は全般にフランスおよび他のＥＲＰ諸国のＥＣＡ見返資金解除政策に一致している。一般的目標は、生産水準の増大に適度の調節を与え、通貨と信用拡張の純増にほぼ一致する債務償還をおこなうため、見返資金を解除することにあろう。この政策によって最大の安定効果が達成されうる。債務償還に関しては、経済の正統な信用需要に関連した銀行の貸付資金ポジションに応じて、保有国債の日本銀行と商業銀行との間の選択がおこなわれるべきである。

Ｏ・Ｊ・マクダイアミド

このメモの中で二七〇円対ドル軍用相場を利用すると表明しているのは注目されよう。単一為替三六〇円が現実に採用されたのは、四月二五日であり、単一相場が設定される以前に見返資金が設定されうることが示されている。また二四年度第一・四半期運営計画の立案も要請しているが、現実に同期の繰入・支出は全然なく、メモが書かれた三月末では、繰入・支出が可能だとドッジ使節団・司令部は考えていたと思われる。同じ三月一二日には、四月一日に発される覚書「ガリオア・エロア輸入による見返り円」の草案が司令部内部でまとめられていた。[5] これが幾分修正されて、後述のＳＣＡＰＩＮ一九八八となる。なおドッジは見返資金について三月二二日の「補足的な予算政策の勧告（改訂案）」の中で次のように述べている[6]（執筆者訳）。

一、政府による民間企業への長期信用は、使途の有効で、かつＳＣＡＰより利用を認められた見返資金からのものを除き、拡張されるべきでない。

特にこれは復金の業務が次の手段で切り捨てられることを意味する。（中略――引用者）

二、アメリカの援助は政府予算に含まれ、(1)援助の最大の円価値と、(2)見返資金が利用される使途を、完全に明らかにする。その米国援助の円価値は、一七五〇億円と予算で見積もられる。

見返資金は、設定さるべき特定の管理期間内で、ＳＣＡＰによって承認された左記目的に従ってのみ利用されよう。(1)債務償還、(2)資本投資、(3)必要最小限の輸入補助計画。（(3)の項を線で消去――引用者）

こうして金融引締政策の推進の中で、復金にかわる対民間長期資金供給機関として、司令部の監督の下に見返資金が運営されると位置づけられたが、この段階で当初予定されていた輸入補助金への使用はとりやめられ、以後対日援助が輸入補助金に消尽されることはなくなった。なお右の一七五〇億円という計数は、三月二〇日に経済科学局財政課 Finance Division, Economic and Scientific Section のリード E.M. Reed から、二四年度予算の内示と関連して、渡辺武渉外部長に示されていた。そのうちの二七〇億円が鉄道・通信両会計へ配分されることも示された。[7] さらにドッジは三月二八日付の「将来の経済と予算の諸問題」と題するメモの中で、[8]「終戦処理費からの支出にかわり支払われる計画の選択と時期」を問題とし、また見返資金管理担当の司令部内部局が「きわめて近い将来に創設されるべきだ」と述べており、注目されよう。前者は米国目的利用を念頭に置き、後者はＥＣＡ代表部類似の組織を考えていたと思われる。

四月一日に司令部は次の覚書を日本政府に提示した。[9] これが見返資金設立および運営に関する基本方針であり、前述の米独協定あるいはＥＣＡと被援助国との間の経済協力協定のような形態は採用されなかった。しかも援助対価総額の導入が勧告されても、対米債務となることが前提とされていながら、それには言及されていなかった。また米国目的利用にも言及されておらず、後日司令部側の紛議の一因となる。[10]

ガリオア及びエロア輸入による見返り円（一九四九年四月一日ＳＣＡＰＩＮ一九八八ＥＳＳ／ＥＸ）

一、日本政府は昭和二四年四月一日付をもって、日本銀行内に日本安定のため米国援助見返り資金（以下資金と呼ぶ）特別勘定を設置し、米国より日本に与えられた米国援助の米国政府にとってのドル価額（加工、保管、輸送その他の付随サーヴィスの価額を含む）と等額をこの勘定に日本円をもって預金するものとする。

二、連合国総司令部は随時米国援助ドル価額を日本政府に通報し、又日本政府は之に基いて総司令部より日本政府に指示された

交換率又は為替レートによって計算された等額の円を資金に預け入れるものとする。

三、日本政府は総司令部によって承認された額と目的においてのみ資金から引出しをなすことが出来る。

四、日本政府は最高司令部に対し、資金の如何なる使用の希望についても、各別の具体的な案を提出しなければならない。これ等の案を準備するに際して日本政府は国内の通貨財政の安定、輸出の促進その他一九四八年一二月一九日付最高司令部より総理大臣宛の書簡に規定されたところの、諸目的の緊要性を考慮に入れなければならない。これ等の目的達成のために、右の案は国の負債、特に日本銀行その他の金融機関引受の債務の効果的な償還の必要性というものを充分考慮し、且かかる措置と公私企業の資本並びに信用に対する正当な需要とを調整しなければならない。日本国政府がこの資金から許されるところの支出は、一般的には、政府の通常の歳入や日本国民の貯蓄或は又、現存の信用資金によって賄い得る支出に代替するものであってはならない。この資産からの引出しは、能う限り明確に規定された利子並びに償還計画にしたがって、この資金に返還し得るようにせねばならない。然し乍らこの原則は、より一層日本の安定及び輸出量に貢献する他の範疇の引出しがあればこれを妨げるものではない。

五、資金よりの引出準備申請の許可、制限、不許可に当っては、日本政府日本銀行その他金融機関による予算、通貨及び金融統制の分野における予め立てられた目標の達成度の如何を考慮するものとする。更に見返り資金を民間並びに公共投資計画に用いるという日本政府の申請は、投資先が合理化と経済安定の具体的計画に寄与する程度によって、考慮される。

六、連合国最高司令部と日本の適当なる機関との本覚書の限度内における折衝が許可される。

二　「米国対日援助見返資金特別会計法」

ドッジ・ラインの核心として見返資金が二四年度から開設されることが三月中旬に明確となり、日本政府はその法制的検討に着手する。三月三〇日に理財局経済課は「援助資金特別会計（仮称）法案要綱(二)」[11]を作成した。同要綱は大要次の内容である。①ガリオア・エロア援助に見合う円資金を区分経理するため、「援助資金特別会計（仮称）」を設置することを目的とする、②貿易資金会計は援助物資売却金をこの会計に繰り入れる、③毎四半期運用計画を作成し司令部の承認を得る、④資金を日本銀行（以下「日銀」と略称することもある）で区分経理する、⑤資金を国債消却・事業特別会計・公社・公団に融資・出資する他に歳出として繰り入れることも考えられる、⑥短期証券への運用も可能で、⑦不足の時は日銀から一時借入れする、⑧運用審議機構として援助資金運用委員会（仮称）を設置する。この法案作成に至る過程での司令部の直接の関与を告げる資料は見当たらないが、四月一一日の添記のある次の草案が作成された。[12]

米国対日援助見返資金特別会計法案

（設置）

第一条　米国対日援助の見返りの円資金をもって、米国対日援助見返資金（以下「援助資金」という。）を設置し、その歳入歳出を一般会計と区分して経理する。

（中略――引用者）

（援助資金の運用又は使用等）

第四条　援助資金は、通貨及び財政の安定、輸出の促進その他経済の再建に必要な使途に充てるため、国債に運用し若しくは国債の償還に関する費途に使用し又は公私企業に対する資金に運用し若しくは公企業に対する資金に使用することができる。

２　前項の規定による運用は、これを収入及び支出とみなす。

３　第一項の規定による援助資金をもって国債の償還に関する費途に使用するときは、当該資金をもって国債を買い入れ又はこれに必要な金額を国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

（中略――引用者）

6　第一項の規定による運用若しくは使用又は前項の規定による国債の償却については連合国最高司令官の承認を経なければならない。

7　前項の承認を経て行った運用、使用又は償却については、連合国最高司令官の監査を受け、又、必要な報告を行うものとする。

（中略――引用者）

（歳入及び歳出）

第六条　この会計においては、第三条に規定する貿易特別会計からの繰入金、運用資産の回収、処分等に因る受入金及び資金運用に因る収益金をもってその歳入とし、第四条第一項の規定による運用又は使用のための支出金をもって歳出とする。

（中略――引用者）

（余裕金の預入）

第十三条　援助資金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れ又は大蔵省証券、食糧証券、融通証券その他政府の発行する短期証券をもって一時保有することができる。

（後略――引用者）

右草案の第四条で見返資金を国債償還と公企業に使用し、公私企業に運用し、第六条で運用・使用を歳出と規定している点が、先の要綱の運用を歳出に含ませない点と異なる。また第一三条で余裕金の預金部への預託を認めている点が新しい。日銀からの一時借入れは採用されなかった。また運用委員会を設定する条文はない。特に注目すべき点は第四条六・七項の運用・使用・国債消却について、「連合国最高司令官の承認」と「監査」を必要と明記したことであろう。その後の検討でこの草案は修正され、預金部への預託は削除され、四月一二日に衆議院大蔵委員会に付議された。同日経済科学局財政課のリードは、この「米国対日援助見返資金特別会計法案」趣旨をマーカット W. F. Marquat, Chief of Section に送付していた。[13] 衆議院大蔵委員会は右第四条の六・七項を中心に見返資金の運営方針全般にわたり議論した。この六・七項に強い反発が表明されたため、六・七項削除の修正案が、その理由と後掲運営決議案とともに提出された。[14] 民政局 Government Section から経済科学局に修正提案が回付され、財政課はそれに異存ない旨、一六日に伝えている。[15] そして同日、修正案を大蔵委員会が可決し、二〇日に「貿易特別会計法」と一括して「米国対日援助見返資金特別会計法」は衆議院を通過した。その国会における修正理由は、次のようなものである。[16]

同項の規定が本来日本政府と連合国最高司令官との関係を規定するものであり、かかる規定は、国内法として挿入することはむしろ適当とは称しがたいと考えられたからであります。すなわち、かかる規定を国内法として規定することは、前例も乏しいのみならず、連合国最高司令官に行政責任を転嫁するごとき誤解を生ぜしめることとなり、かえって米国の日本占領政策に沿わない結果となるおそれがあるとともに、内閣の責任を不明確にする懸念があると考えられたからであります。

この法案の通過と同時に、司令部の承認・監査条項を削除したかわりに、次の決議が同日に衆議院本会議で可決され、運用に当たり司令部の承認・監査を受ける旨が表明された。[17]「米国対日援助見返資金特別会計法」は二四年度予算の成立した四月三〇日より発効する。

米国対日援助見返資金運営に関する決議

米国の特別の厚意により、わが国における通貨及び財政の安定、輸出の促進その他経済の再建に資せしめるため、米国対日援助見返資金を設置せんとする趣旨に鑑み、政府は右資金の運営に当り、次の条項を遵守しなければならない。

一　政府は、米国対日援助見返資金特別会計法第四条第一項の規定による運用若しくは使用又は同条第五項の規定による国債の償却については、連合国最高司令官の承認を経なければならない。

二　政府は、右の承認を経て行った運用、使用又は償却については、連合国最高司令官の監査を受け、又必要な報告を行わなければならない。

右決議する。

こうして成立した「米国対日援助見返資金特別会計法」（昭和二四年四月三〇日法律第四〇号）の大要は、次のとおりである。

(1) アメリカの対日援助見返りの円資金をもって見返資金（法文の公式略語は「援助資金」であるが、通例に従いまた援助そのものではないため、以下「見返資金」と略称する）を設置し、一般会計と区分経理する。

(2) この会計は大蔵大臣が管理する（第二条）。

(3) 資金は、貿易特別会計からの繰入金、運用資産の回収・処分等による受入金および資金運用益をもって充てる（第三条）。

(4) 資金の使途目的は、通貨・財政の安定、輸出促進その他経済再建のため必要とするものに充て、使途は、国債・公私企業に対する資金として運用し、国債償還および公企業に対する資金として使用することができる（第四条第一項）。

(5) 資金の運用に基づく現金受払いは、「財政法」第二条第一項の収入・支出とみなす（第四条第二項）。

(6) この会計の歳入歳出は、第三条の繰入金・受入金・運用益（前記(2)）をもって歳入、第四条第一項の運用・使用のための支出金（前記(3)）をもって歳出とする。

(7) 毎会計年度における支出残額は翌年度に繰り越すものとする（第一〇条）。

(8) 資金の経理は、他の預金勘定と区分して日銀に特別の預金勘定を設け、資金の余裕金は政府短期証券をもって

一時保有できる（第一三条）。

右の規定のうち、注目すべきは(4)から(7)までの規定であろう。見返資金は①「経済再建」を目的とする使途にあてられ、②資金は出資、融資、国債の引受けなどに運用されるほか、支出後債権として残らない使用をも認められ、③運用による資金の受払いも、使用による資金の支出も共に会計の歳入歳出に計上して一括管理され、④しかも年度中の支出未済額は全額翌年度に繰り越す、という経理が認められている。また、「資金運用部資金法」（二六年法律一四〇号）や「農林漁業資金融通法」（二六年法律一〇五号）のような特別会計の運営内容を詳細に規定した法律が、見返資金に関しては制定されなかった。そのため司令部の見返資金運営に関する幅広い裁量権が残された。その公式の確認が先述の国会決議であった。

三　見返資金の運営要綱と運営手続

見返資金運営方針は、先の法案検討作業と同時に進められ、三月三〇日に理財局経済課は「運用方針(一)」[18]をまとめた。①運用区分の重点として鉄道・通信の建設資金二四年度二七〇億円、重点産業長期資金七〇〇億円、国債償還七八〇億円が見込まれ、②国債償還方式として日銀手持ち国債の償還、金利・償還期限等を考慮した償還、金融機関所有国債の償還の三案が検討され、③産業資金に対する運用の方法として、大口かつ長期資金に限定し、当面電力・石炭・鉄鋼・造船に限り、④その運用方法として、金融機関経由融資、特別の金融機関の設置、復金の活用の三案が検討されていた。ドッジがすでに融資を決定している国鉄・通信以外に国債償還方式や私企業融資範囲や方法は、まだ構想の段階を出ていない。四月一日の覚書の出た後、銀行局は四月五日に融資対象限定の必要と、融資審査・管理

業務の困難を指摘し、人員の確保と市中銀行を代理店とすることの不適当を提言している。[19]　一方司令部側では、マクダイアミドは四月七日に「見返資金と信用政策」[20]と題するメモを検討し、その中で、見返資金の運営と融資基準の設定、単一管理機関の必要を説き、あわせて金融債引受けも考慮していた。司令部の意向を探るため、大蔵省渉外部はマクダイアミドやリードと運営方針につき折衝していた。[21]　この運営方針について経済安定本部財政金融局は次の提案をする。[22]

米国対日援助見返資金運営の大綱案（昭二四、四、八、ＥＳＢ財政金融局）

一、資金運営の目的

米国の援助に基く本資金は国内の通貨及び金融の安定、輸出の増進、経済の復興等経済安定九原則に示された目的を実現するため特に緊要な使途に限って使用を許されるものであるから、日本経済安定と復興との総合的観点に立って、政府の経済施策を推進する如く最も効果的運用をはかるべきものとする。

二、資金運用計画の策定

(1) 本資金の運用計画は政府の行う総合経済政策及び総合資金計画就中産業資金計画と完全に一体的のものとする必要があるので、右の総合政策乃至諸計画と併せて経済安定本部総務長官がこれを定める。

(2) 本資金の運用計画は年間計画及び四半期別計画として作成する。年間計画及び第一、四半期計画は年度開始一ヶ月半前に、その他の四半期計画はその四半期開始一ヶ月前に司令部に提出し、年度又は四半期開始まえに決定するものとする。

(3) 右の運用計画は目的別（用途別）に区分し、更に可能なる限り具体的なものとする。
例えば産業投融資については業種別のみならず大口のものは企業別に細分する。

(4) 本資金の運用計画が決定したときは経済安定本部総務長官は大蔵大臣にこれを通知する。

(5) 事情の変化に伴う計画の変更も亦右に準ずる。

三、資金運用計画審議会

(1) 本資金の運用計画の策定、その他その運営に関する重要事項を審議するため経済安定本部に対日援助資金運営審議会を設ける。審議会は諮問機関とする。

（中略――引用者）

四、資金運用機構

(1) 大蔵大臣は対日援助見返り資金特別会計を管理し、経済安定本部総務長官の定める運用計画に基き資金を運用する。

（中略――引用者）

五、資金運用形態（略――引用者）

安定本部策定の克明な四半期計画に従い、大蔵省は資金を管理するだけとし、安定本部に「援助資金運営審議会」を諮問機関として設置するという、この案に対し大蔵省は対案を示す。四月九日に「対日援助見返資金運用機構(案)」[23]がまとめられている。それは見返資金の運営を審議する大蔵大臣の諮問機関として大蔵省に「対日援助見返資金運用審議会（仮称）」を設置するというもので、先の法案要綱に現われていた預金部運用委員会に類似の機関を改めて主張しなおしたものであろう。しかし、同審議会案は経済科学局のアリソン J. R. Allison 金融担当官の反対を受けたため、この九日に各省総務局長会議で、「①運用計画は各省からなる協議会に諮問し、とくに大蔵省と連絡のうえ安本で策定する、②大蔵省は資金管理者として右の計画にもとづいて運用をする」[24]と決定し、四月一一日にこれを踏まえた「米国対日援助見返資金運営要領」が閣議決定される。[25]　その中で「援助資金運用協議会（仮称）」は安定本部に設置が決定するものの、大蔵省は安定本部の運営計画に従い資金を管理するほかに「大蔵省は本資金の運用に当り予算執行上必要な調整を加えることができる」との一項を挿入することに成功した。以後は、この「要領」で承認された

大蔵省の権限と、安定本部の計画立案との関係の確定をめぐって、運営手続に関し突っこんだ応酬がおこなわれる。
四月一一日に安定本部は次の運営手続案を提示した。[26]

米国対日援助見返資金運営手続（案）（二四、四、一一、経本）

米国対日援助見返資金（以下援助資金という）の運営の手続は左の通りとする。

第一　援助資金運用計画の決定

一、各省各庁はその所管に属する事業につき自己の計画又は企業の申出に基き年間及び四半期別の援助資金需要計画を作成して、経済安定本部に提出する。

二、経済安定本部は

(1) 各省各庁から提出された援助資金需要計画を検討し年間及び四半期別の援助資金運用計画を立案する。

(2) これにつき閣議の諒解を得た上で総司令部の承認を求める。

(3) 総司令部の承認を得たときは閣議に提出してその決定を求める。

第二　援助資金支出計画の決定

一、援助資金運用計画の決定があったときは、資金管理者たる大蔵省（理財局）は、これに基き四半期毎の支出の所要額及び支出の原因となる契約等の所要額を定め、財政法の規定に従い支払又は契約等の計画（以下支出計画という）承認に関する手続をとる。

二、大蔵省（主計局）は前号の支出計画につき、予算実行上の見地から検討を加え、承認に関する方針を作成して閣議の決定を求める。

三、前号の閣議決定がなされたときは大蔵省（主計局）はこれに基き、当該期間の援助資金支出計画を承認し、支払予算配賦の手続をとる。

（以下略――引用者）

この「手続案」によると、運用計画立案段階で大蔵省の意向は反映されず、しかも大蔵省で四半期毎の支出計画を策定し、その閣議決定を求めなければならず、先の「要綱」の合意で得た運用計画立案における大蔵省との協調が容れられていないため、理財局経済課は四月一四日に「米国対日援助見返資金運営手続についての安本案に対する意見」[27]を作成し、強い反発を示した。内容は、①運用計画の立案に資金管理者の大蔵省と緊密な連絡をとる、②運用計画に弾力性をもたせる、③支出計画に閣議決定を要しない等であり、この意見を盛り込んだ対案が理財局経済課によって作成され、四月一八日に次の運営手続案が提出された。[28]

米国対日援助見返資金運営手続（案）（昭二四、四、一八、理経）

米国対日援助見返資金（以下援助資金という。）の運営の手続は左の通りとする。

第一　援助資金運用計画の決定

一、各省各庁は、その所管に属する事業につき自己の計画又は企業の申出に基き、年間及び四半期別の援助資金需要計画を作成して、経済安定本部に提出する。

二、経済安定本部は、

(1) 各省各庁から提出された援助資金需要計画を検討し、大蔵省と緊密な連絡をとりつつ、年間及び四半期別の援助資金運用計画を立案する。

(2) これにつき閣議の諒解を得た上で総司令部に提出する。

(3) 右の運用計画は、使途の大綱別（国債償還、公債引受、産業資金、その他）とし、産業資金についてはこれを更に業種別に分つものとするが、情勢に即応し得るよう弾力性を持たせるものとする。

産業資金への運用計画には、可及的具体的な企業別及び事項別の見込を参考書類として附する。

第二　援助資金支出計画の決定

援助資金運用計画の決定があったときは、資金管理者たる大蔵省は、これに基き四半期毎の支出の所要額及び支出負担行為の所要額を定め、財政法の規定に従い、支払計画及び支出負担行為承認に関する手続をとる。

第三　援助資金の運用又は使用

（後略――引用者）

なお、第三の「援助資金の運用又は使用」の中で個々の貸付けに関して、大蔵省は司令部に対する責任を負う立場なので独自の立場で決定すると主張していた。安定本部案との違いは、先の意見で摘記したほか、運用計画は閣議了解後に司令部の承認を得れば成立するとして、二度の閣議提出を不要としている点があげられよう。

こうして運営手続に関して大蔵省と安定本部との間にまだ合意をみぬうちに、「見返資金特別会計法」が成立し、二四年度予算案が国会を通過（四月二〇日）したので、運営計画の中身に指針を与える必要が生じ、運営基準が策定される。安定本部は四月二五日に「米国対日援助見返資金の一般基準(案)[29]」を作成した。そこには運営方針のほかに資金運営の対象・資金支出形態・運用条件等が規定されているが、私企業投融資に重点が置かれ、事業債・金融債の引受けまで含まれ、見返資金は復金にかわる積極的な役割を期待されていた。これに対して理財局経済課は、四月二八日の「援助見返資金運営基準(案)[30]」で応ずる。その中で国債買入・償還や産業融資につき詳細に規定し、私企業の範囲を先の三月三〇日の「要綱」と同様に電力・石炭・鉄鋼・船舶に絞り、事業債・金融債の引受けをおこなわないと主張し、安定本部案より私企業投融資の範囲ははるかに限定されている。それは大蔵省が司令部との折衝で司令部側の意向を汲みとっているのに対し、安定本部は各省要求に押され、計画の範囲を抑制できなかったためであろう。結局運営基準に関しては、右の安定本部案にほとんど同文の「米国対日援助見返資金の考え方（一般的基準）[31]」が五月一〇日閣議了解となった。そして投資対象となる事業は、同日の閣議了解「一九四九年度対日援助見返資金企業投資計

画要請の概要[32]」の中で列記されていた。私企業だけでも鉱工業・運輸・電力・農林漁業・観光業と、きわめて広範囲にわたっている。

以後も運営手続の折衝が、大蔵省・安定本部間で続けられる。五月二八日に安定本部は、「米国対日援助見返資金運営手続(案)[33]」を作成し、歩み寄りを図る。同案はまだ支出計画の策定とその閣議決定を必要とする項を撤回していないが、運用計画策定に「大蔵省と密接な連絡を」とると記し、また私企業投融資手続きでほとんど大蔵省案を受け容れた。しかしこれでも妥協は成立せず、理財局見返資金課は新たな対案で応じた。六月二日に同課によって作成された「援助見返資金運営手続大綱(案)[34]」は、①公企業は四半期別資金需要見積書を大蔵省に提出する、②安定本部の作成した四半期別計画を「大蔵省は資金管理者の見地より右の計画案を検討すると共に予算執行上必要なる調整を加え援助資金運用案（四半期別計画について国内法的には支出負担行為計画）を作成の上閣議の了解を経てこれを司令部に提出し援助資金の解除を申請する」という内容を含んでおり、安定本部の運営計画策定権限を著しく制限したものであり、この見返資金課案は、安定本部案となお大きな懸隔を残していた。しかし見返資金への貿易会計援助物資勘定からの繰入れのための作業は進行しており、繰入れ前に運営手続をまとめる必要があり、最終的に安定本部が六月九日に作成した「援助見返資金運営手続大綱(案)[35]」で合意が成立し、六月一三日に、大蔵省・安定本部間で次の覚書を交わした[36]。先の見返資金課案を基礎に作成され、政府事業等の運営計画に関し安定本部に一部歩み寄ったが、大蔵省側がほぼ押し切ったといいえよう。

覚　書

米国対日援助見返資金の運営は、別記援助見返資金運営手続大綱によりこれを行うものとする。

昭和二十四年六月十三日

大蔵次官　長沼弘毅
経済安定本部副長官　野田信夫

援助見返資金運営手続大綱

第一　援助資金運用計画の区分

一、援助資金運用計画は、これを左の四部門に区分し年間及び四半期毎の計画として作成する。

(1)　公企業に対する投融資及び資金使用
(2)　私企業に対する投融資
(3)　国債の買入れ及び償還
(4)　資金操作のためにする余裕金運用

二、右の計画はそれぞれの内容を具体的なものとし、とくに企業投融資については、原則として業種別、企業別に計画すると共に、その事業内容を明かにするものとする。

第二　援助資金運用計画の作成

一、各省各庁は、その所管に属する事業のうち援助資金を需要すべきものにつき、年間及び四半期別の援助資金需要見積書を作成し、経済安定本部に提出する。

右の需要案には各々の事業につき生産増加計画額その他参考となるべき事項を附するものとする。

二、大蔵省は国債の買入れ及び償還につき年間及び四半期別の援助資金需要見積書を作成し経済安定本部に提出する。

三、経済安定本部は、右の援助資金需要見積書を大蔵省と緊密な連絡をとりつつ総合的に検討し総司令部と折衝を遂げたる上総合資金計画及び産業資金計画の一環として年間及び四半期別に援助資金運用計画を作成する。

第三　援助資金の解除

大蔵省は資金管理者の見地より経済安定本部と緊密な連絡をとりつつ右の計画を検討すると共に予算執行上必要な調整を加

え閣議の了解を経て、総司令部に対し具体的に援助資金の解除を申請する。

第四　援助資金の具体的運用

一、援助資金の解除があったとき大蔵省は運用計画の範囲内において援助資金の運用に当る。

二、公企業に対する運用については当該公企業は大蔵省に対し借入又は公債引受の申込をなし、大蔵省は当該公企業の資金繰、資金使用状況等を審査の上、貸付又は公債引受をなす。

三、私企業に対する運用については、当該私企業は日本銀行を経由して大蔵省に対し借入の申込をなし、大蔵省は当該私企業の資金繰り資金使用状況等につき日本銀行の意見を参酌して貸出を具体的に決定する。

四、私企業に対する貸付をなすについて大蔵省は日本銀行に委託して貸付管理回収の事務を取扱わせる。

五、国債に対する運用又は国債の償還については大蔵省は具体的案件を定めてこれを実施する。この場合その事務は日本銀行をしてこれに当らしめる。

こうして難航した運営手続もやっとまとまり、運用計画の作成に着手することが可能となったが、この翌日、この決定をＥＳＳ財政課のリードに提示したところ、「解除申請は毎月分につき具体的に提出を要する」[37]こととなり、結局四半期運用計画への包括的承認は全然おこなわれない。このため見返資金計画に関する司令部との折衝窓口としての安定本部の権能の後退はまぬがれなかった。なお、この合意に基づき「米国対日援助見返資金の運用及び使用の手続に関する政令」（二四年七月一九日政令第二七六号）および同省令（同大蔵省令第六七号）が成立した。

なお四月一一日の閣議決定の「運営要領」に「援助資金運用協議会(仮称)」の設置が盛り込まれていたが、四月二六日の安定本部作成の「米国対日援助見返資金運営協議会の件」[38]でその構成が明確となる。安定本部副長官が会長となり、各省の意見を交換し、諮問に応ずるにすぎず、決定機関ではない。大蔵省の見返資金関連部局としては、四月一三日のドッジ・池田会談でドッジが提案した「見返資金管理官」が、渉外関係および管理者の職務をおこなう「財

務官」として六月一日に実現し[39]（渡辺武が就任）、また同日、理財局経済課から見返資金課が分立する（課長大島寛一）。一方三月二八日のドッジの指摘にある司令部側のECA代表部類似部局の設置については、司令部内で四月中にかなり議論があり、「予算担当の部局がこれを管轄し、参謀部に直結する」案も検討されたが、占領行政に実績を築いている経済科学局は反発して、結局ドッジの五月二日の離日直前に、経済科学局が担当することに落着した。[40]

四　運用条件の決定

見返資金の運用は、大別して政府事業、国債および私企業の三者があり、それぞれ運用条件が異なる。政府事業向運用条件は国鉄融資、電通公債引受けで、五・五％（ただし電通公債は当初五％）、期限五年であり、この五・五％は国債の標準金利を参考にしていた。ほかに後述の農林漁業資金融通特別会計や連合国軍人等住宅公社への融資金利も期間は異なるが、五・五％であった。また、余裕金の短期証券運用はほとんど日歩一銭五厘つまり金利五・四七五％で一律金利である。ところが私企業に対する融資七・五％が採用された。この政府事業より高率の金利が確定するまでかなり紛糾をみせる。以下その経緯を述べる。

大蔵省で省議決定した私企業への運用条件は原則として一〇％であり、七月一四日に財政課のハッチンソン E. C. Hutchnson に原案を提示した。その際に経済科学局側も了承する返事であったが、他の項目につき次の意見が示された。[41]

(一) 将来金利水準が下ったときはこれに即応して既往の貸付の金利に変更の余地を残すとの点は不可。（そういう場合には企業をして市中金利に即した資金を調達せしめこれにより見返資金の方を返済せしめることが望ましいとの理由。）

(二) 電源開発、船舶、農業等につき右標準より低い金利を考慮するとの点は不可。（特別の補助金を与えることとなるのは見返資金の性質上不可との理由。これに対し更に説明したところ、例えば電力が高金利でペイしないなら(公)を変えればよいし、農業が何故特別低金利を要するかわからぬ。船舶の如きは船価が高すぎるのを改める外なし等とのこと。）

ところが船舶について運輸省は低利を要求し、民間運輸局 Civil Transportation Section（CTS）は「米国並の三分五厘で可といっている」[42]と、財政課のリードに個別に折衝を進めていた。

七月一六日の見返資金運営協議会では、日銀作成議事録によると私企業運用条件につき次の応答が交わされた。[43]

一、大島見返資金課長説明要旨

(一) 見返資金貸出金利について、産業界は市中の貸出金利より低金利を要望しているが、援助資金の採り上げ対象と然らざるものとの差を大きくすることは好ましくなく、又、現行社債のレートからも、特に低金利とすることは好ましくない。即ち、現行社債の発行者利廻は一割一分、市中の貸出利率は一割二分となっているから、差当り援助資金の貸出利率は、年一割を原則とし、将来金利情勢に応じ改訂するものとするが、船舶、電力、農業等特殊事情のあるものは、特に低金利を考慮する。

(二) 右案を司令部に提出した処、司令部側ファイン氏は、

(イ) 司令部としては、見返資金の貸出金利は、市中金利より特に高いことも要求しないが、安いことも亦好まないこと

(ロ) しかし乍ら、或種の業種を限り低金利を設けることは、補助金的性格を帯びるから、好ましくなく、又、将来金利情勢に応じて金利引下げは行うべきでないこと

の旨を明らかにしており、尚折衝を続ける予定である。

(三) 社債発行については、米国では償還可能な期限を附している関係上、我が国の如く借換を予測した償還期限の定め方では、援助資金による社債引受は望めないので、差当りは、凡て貸付の形式とする。

又、貸出金の償還期限は、一応十年を目途としているが、之も、電源開発の如きは、二十年迄延長を認める等実情に応じたものと致し度い。

尚、国有鉄道に対する貸付は、年五分五厘、期限五年、通信公債は、年五分、発行価格九八円、期限五年であり、地方債は、預金部並み（年九分四厘〜九分六厘）を予定している。

二、右の説明に対し、本行側より

(一) 見返資金によって公債を買い入れ、市中銀行に融資を行わせる場合、市中銀行は、二銭七厘四毛（年一割）の融資は行わない。

即ち、間接投資の場合は、三銭二厘（年一割一分七厘）の貸出利率となり、直接投資は二銭七厘四毛（年一割）と云う矛盾を生ずる点

(二) 地方債引受を預金部並みとすると、他に比して地方債は極めて高いものとなる点

を指摘したのに対し、大島見返資金課長は、間接投資と直接投資の差は、前者のリスクが市中銀行の負担となるから已むを得ないと考えるが、尚検討した上善処したき旨説明。

三、海運局よりは、船舶に関する限り、現在の海運市況から特に期限二十年、貸出金利五分五厘とせられ度旨要望。

之に対して、大島見返資金課長は、従来の船舶に対する貸出利率が、一般市中金利並みであったことからみても、年一割は高くないと考えるが、尚細部につき別途検討し度旨解答。

この中で運輸省海運局は船舶への金利五・五％、期限二〇年という国鉄融資より寛大な条件を希望し、大蔵原案と大きな隔りが現われていた。なお右で言及されている地方債引受けはおこなわれない。この造船金利について、八月二日の閣議了解「対日援助見返資金の海運融資条件について」[44]で、次の要望を出している。①海運融資金利六％、②船舶建造資金の貸付期間一五—二〇年、③見返資金融資の据置を三年とし、その間に市中借入金を優先弁済。この閣

議で配布された運輸省海運局作成の「新造船資金の金利について」は、外洋大型船の必要と、そのための建設資金確保を訴え、各国の助成策や日本の従来の利子補給・損失補償を挙げ、一方で海運市況は悪化を辿っていると訴え、この打開策として見返資金の金利を五・五％とすることを希望していた。これには詳細な別紙が付され、右の必要性が強調されていた。特に二一年一一月に司令部より適用を禁止された「船舶建造融資補給及損失補償法」（昭和一四年四月五日法律第七一号）の利子補給にかかわる措置として、見返資金からの例外的低金利を要求したものであろう。これ以外にも、たとえば岡野三菱重工社長は七月二九日にマーカット宛書簡[45]で、造船金利の五％への利下げ要望を出しており、八月一二日に一万田日銀政策委員長は、経済科学局財政課宛書簡[46]で、復興金融金庫と違い金融債による資金調達の負担はないのだからと、国鉄貸付けと同一の五・五％の適用を要請していた。

しかし先の一〇％案が八月一七日のマーカット・池田定例会見で議題となり、「先方より金利の水準低下に努むべきも、差当り一割とすること及び業種により差別的低利とするは不可なる旨示され結着をみた」[47]。だが運輸大臣は船舶につき五・五％の低利をさらに要求する意向であった。ハッチンソンは「本件既にマーカット少将の決定を経たもの故如何なる申出も無駄であり速に既定の方針で進むべし」と、経済科学局の方針に従うよう主張し、大蔵省でも関係会社に金利について知らせ、提出済の申請はすべて一〇％となっていた。経済科学局は「金利の高利なるによる負担は据置期間及び償還年限により調整する方向につき」了解済であった[48]。

ところが八月一九日の経済科学局内の金利に関する協議で、ファイン S. M. Fine, Director, Economics and Planning は八％、ハッチンソンは一〇％を主張しており、完全な一致をみていなかった[49]。右のマーカットの会見の日に陸軍省から送ってきたＥＣＡ諸国の見返資金金利は、フランス五—六％、イタリア五・五—六・〇％、ギリシャ六—八％で、五—八％の範囲にあった[50]。これをうけて経済科学局ヴェリティ C. Verity, Director, Prod. & Utility

はファインに七・五%がふさわしいと一九日に勧告する。[51] ヴェリティとファインの間で、金利につき意見の不一致がみられたが、ファインも八月二二日に、日本の市中金利は一一―一四%だが見返資金長期金利はECA金利五―八%範囲内の七・五%が望ましいと結論し、[52] ヴェリティの勧告に妥協して、これを経済科学局の方針として、司令部は八月二五日に陸軍省に、金利七・五%、期間一〇年以内とする等の次の内容の報告をした[53]（執筆者訳）。

商業融資金利とECA見返資金について

（一九四八年八月二五日ワシントン陸軍省宛GHQ／SCAP・ESS／EX）

一、次のように諸融資分野の現行利子率が示される。

ア、短期商業貸は二―三カ月もので一一%。

イ、長期貸は一―五年もので一四%。

ウ、事業債は五年もので一四・五%。

エ、地方債は一年もので九・五%。

通常五年を越す私企業融資は日本でおこなわれていない。

二、参照電文を受け取った情報に照らしてみると、見返資金融資に関し課さるべき長期金利は七・五%であるべきだとの結論となる。この金利は右に示された利率をかなり下回わるが、金利の全般的引下げを促進することはきわめて重要と思われる。さらにこの金利は、必須の事業計画を刺激し一般的経済安定に寄与しよう。見返資金融資は、およその計画期間に応じて期限を様々とし、通常一〇年まで拡大されよう。

三、計画の完成と工場設備の操業まで、この融資の償還額と利払いの据置期間のための条項の作成が計画される。この提案は、さらに見返資金によって融資された計画の遂行の実現に寄与し、また戦略的投資の促進に寄与する。

四、他に勧告がないなら、九月一日に指示どおりの実施を期待する。

高級副官部高級副官　レヴィ大佐

経済科学局局長　マーカット少将

こうして見返資金の私企業融資条件は、当初のマーカットが決定した一〇%を撤回した上で、改訂された。八月二四日の定例会見で、金利についてはワシントンの回答待ちだとする経済科学局に対し、「本件は前回の取敢えず一〇%にて start する予定にて Marquat の諒解を得たのに其後紛糾したことは解し難しと宮沢（秘書官――引用者）よりねぢこむ」[54] 一幕もみられた。しかし陸軍省はただちに承認を与えず、市中金利と見返資金金利との競合等につき検討を重ねており、九月七日の定例会見で、マーカットは大蔵省に、一万田日銀総裁の見返資金金利により市中金利引下げを「垂範せよ」との提案に、支持を与える意向を示した。[55] 経済科学局内でもクリーブス R. D. Cleaves 繊維課長 Textile Div. がファインに九月一二日に次の提案をおこなった[56]（執筆者訳）。

見返資金の利用について（一九四九年九月一二日ESSファイン経済計画担当官宛ESS繊維課覚書）

一、日本経済に最大の利益を与えるため、産業への見返資金の利用は市中銀行からの商業融資と協調して用立てられるものと、勧告する。五〇%の融資は資金から、もう五〇%は市中調達からとし、両者で低い利子率とすることが示唆される。

二、これはECA諸国の見返資金の利用の原則からの逸脱となろうが、それは合衆国における政府資金の運用方針と一致しよう。（中略――引用者）

三、信用状況や信用実績が日本ではECA諸国と異なっているので、他で運用された見返資金原則が日本で採用されないと思われる。（中略――引用者）

五、市中融資と協調した見返資金からの融資政策の選択は、左記のことを達成するだろう。

ア、日本経済において最大のものを達成する諸計画のための信用の融通は、現在見返資金から利用を企図されているものの二倍となろう。

イ、見返資金の融資を利用するため、諸銀行は、資金の利用のため設定された基準に照らして、諸計画に低い利子で資金を供

給しなければならなくなろう。

ウ、見返資金の融通の大枠の中に、市中信用を吸収することは、投機的または不健全な市中融資へと信用状況をせばめ、かくして諸銀行を無謀な融資へと追いやることになろう。換言すれば、それは市中諸銀行分野における健全な信用政策への傾向に影響を及ぼすだろう。

R・D・クリーブス繊維課長

信用政策をも考慮に入れたこの市中銀行との五割の協調融資方針が採用されて、先に陸軍省に送った融資条件に追加し、結局見返資金私企業融資条件は、金利七・五％、期間最長一〇年、市中銀行と五割ずつの協調融資として確定され、九月二九日に最初の日本窒素への融資が解除される。

この七・五％という条件は、以後も利下げ要求が現われるが、貫徹され、中小企業融資や優先株式配当率にも採用された[57]。ただし、期間や協調融資比率は別途考慮された。

五　米国目的利用の出現

既述のように、西欧見返資金は西ドイツのガリオア見返資金を除きECA管理費等のための五％の利用を、経済協力協定に明記していた。日本の場合に協定に該当するSCAPIN一九八八はそのような条項をもたない。しかし以下でみる経緯で、日本の見返資金にも連合国軍人等住宅公社と特定教育事業への利用が、二五年度から開始される。

見返資金への繰入れが始まった直後の二四年七月二日にファインはマーカットに大要次のメモを提出している[58]（執筆者訳）。

占領軍関係者の支払いのための見返資金利用についてのファーガソン上院議員の提案

（一九四九年七月二日マーカット宛覚書）

一、アメリカ軍人および文民の日本における円支払いをおこなう提案は、占領軍関係者がほとんどドル経済内にあるということを無視している。

二、見返資金の占領軍関係者支払いへの利用は見返資金が企図してきた目的と全く背馳している。見返資金は安定化の目的を達成するため設けられているのであり、この基準からの唯一の逸脱は、ECA諸国の五％のアメリカ管理費用である。ECA諸国の限定された管理費用に対し占領軍費用は膨大なので、今迄にかかる提案は、日本の見返資金についてなされなかった。

三、ファーガソン上院議員の提案は、アメリカ関係者の全支出がドルのかわりに円でなされた場合の熟考を欠いている。その経済安定への寄与は極めて否定的であろう。

四、ファーガソン上院議員の提案に従い、占領軍関係者のドルと円との交換をおこなう場合、アメリカ政府に及ぼす損失を防ぐ会計上の困難は侮りがたいものであろう。

S・M・F

このようにアメリカ国内で、日本の見返資金の米国目的利用要求が現われていた。ドッジはすでにこれを要検討項目として指摘していたが、右のファインの主張からみて経済科学局は反対の意向であった。しかし無視しがたい額の日本の見返資金だけが米国目的に利用されていないという点は、ECA管理下になくとも是正するべきだとするアメリカ国内の要求は消えるものではなかった。七月三〇日に陸軍省に宛てた司令部のメモの中で、司令部は米国目的利用に反対を表明したが[60]、陸軍省はそれを承知せず、八月一九日に経済科学局は大要次の文書を作成し、本国の要求に対応を示す[61]（執筆者訳）。

日本安定化のための米国援助見返資金の利用について

（一九四九年八月一九日ワシントン陸軍省宛SCAP／ESS覚書）

一、一九四九年四月一日のSCAPIN一九八八は日本政府に米国援助ドル価額に見合う、日本安定化のための米国援助見返資金の設定を指令した。

二、見返資金は日本政府の特別会計として扱われ、SCAPに承認された目的にだけ見返資金から引き出すことが許される。

三、見返資金利用の一般的目的は、通貨および金融の安定を維持促進し、輸出と国内生産活動を刺激することである。

四、ESSは、米国目的の見返資金のいかなる利用にも反対する。SCAPIN一九八八と日本の一九四九年法律第四〇号により、見返資金は日本政府の予算上の資金であり、資金利用に関する総ての諸法令に従う。

だが米国目的の見返資金の利用は、日本政府に与えた現行指令の改訂を要し、また見返資金の利用のための法律および予算の改訂のための日本政府への指令を要するだろう。この政策の改訂と指令の発動は、経済安定化の手段としての見返資金の利用の重大な修正であり、重大な政治的反響をもたらすであろう。

ECAの運営する国で、アメリカの利用のため五％の見返資金を配分するECAによって採用された手続きは、占領諸地域の運営と似通っていない。日本では日本政府予算の中でおこなわれている。

それ以上に米国目的のため見返資金の一部を振り分ける必要を示すものは何もなく、ESSはこのように資金を利用するいかなる機会も予見できない。

五、とにかくESSは米国目的に見返資金の一―二％以上を振り分けることに反対するであろうし、一―二％の場合も資金の必要性と使途を明確に示した上でのことである。このような資金はワシントンで統制される必要があり、また利用は陸軍省の助言と指令の上でなされることが必要であろう。

こうして司令部は米国目的利用に基本的に反対を表明しながら、陸軍省の要求を一部容れて一―二％以内で認める方針に転じていた。そして米国目的の項目の検討に移る。八月三〇日にESS財政課ルカウント LeCount からマー

カットに提出された文書「米国目的への見返資金の利用」(62)は、先の陸軍省に送った文書とほとんど同様の内容を展開した後に、「現在見返資金が利用されるかもしれない唯一の米国目的は、占領費用がすべて日本政府予算に含まれる終戦処理費から支出されている時点では、再指導および再指導計画である」と、アメリカのためになる再指導 Re-orientation、すなわちアメリカ宣伝事業がふさわしいと結んでいた(63)。だが九月一日付財政課作成の同題のメモ(64)では、米国目的のために少額を振り分けることは可能かもしれないが、「日本政府へのかかる支出の要求は、SCAPに重大な困惑を与え、きっと反米宣伝を呼び起すだろう」と、危惧が表明されており、経済科学局では得策ではないという意見が強かった。

しかし米国目的利用計画は進展し、二四年九月七日にヴォーヒース T. S. Voorhees 陸軍次官の要求や、司令部参謀部G-4セクション等の要求が、二四年度見返資金計画に盛り込まれた（表1-7）。そのうちの教育・再指導と飛行場拡張および軍人家族住宅が米国目的である。司令部原計画一一五〇億円に対し留保を除き三一八億円の増加となり、総計一六二〇億円と見積もられ、米国目的は一二％を超えた。しかし援助輸入後繰入れまでに約六〇日の期間を要するため、その分

表 1-7　見返資金計画司令部案（1949年9月7日）

（単位　億円）

区　　　　　分	24年度司令部原計画	ヴォーヒース勧告による追加計画	付随計画
債務償還	630	630	630
公企業投資	270	270	270
私企業投資	250	250	250
船舶補修追加投資	—	88	88
結核療養所	—	28	28
教育・再指導・学校給食	—	2	2
飛行場	—	—	30
軍人家族住宅	—	—	170
小計	1,150	1,268	1,468
留保	250	352	152
総計(A)	1,400	1,620	1,620
うち）追加分	—	118	200
見返資金繰入れ(B)	1,350	1,350	1,350
不足（B－A）	△ 50	△270	△270

出所：大蔵省資料Z 703-59.

の繰入れが不足となる。さらに米国目的項目の中で、本来終戦処理費に含まれるはずの飛行場拡張費は純軍事目的であり、見返資金利用の対象となるべきものでなく、軍人家族住宅も従来終戦処理費で扱われ、軍関係者数の減少計画や建設に一年を要することから、この計画の推進につき重大な疑義が生じようと、経済科学局は懸念していた。[65]

ドッジもこのままヴォーヒースやＧ-４の主張に押し切られると、見返資金の性格が変質するとの危惧を抱き、「米国に主要利益となる日本における特定計画のための見返資金の一部の提案されている利用について」[66]（日付なし）をまとめ、反駁に移る。ドッジ・メモはヴォーヒースに送られたが、その中で、米国目的利用の「負担を見返資金円収入に課す先例を設けるのに明確な危険がある」とし、それをつき進めると当初目的から逸脱し、終戦処理費等を完全に引き受けてしまう。また新たに「提案された利用は本質的に米国政府の目的および目標のためのもので、日本経済の進歩への直接または即時の便益を有さぬか、あるいはごく限られた便益を有するのみである」。これらを正統化するものとして、見返資金と相殺した終戦処理費の負担を軽減するほかに、ＥＣＡの五%留保原則の採用がある。だが留保さえその他支出要求から防御されねばなるまい。以上のドッジの意見に対し、ヴォーヒースは九月二九日に、「ドッジ氏によって提案された見返資金利用についての後掲メモに関する記憶確認のための覚書」[67]で次のように反論を掲げた。「見返資金の真の目的はこれより幅広いかもしれない。すなわちこの資金が、もし我々がそう選択すれば、日本人が返済の責務を負わないアメリカの寄贈から引き出されるので、それは米国目的を最も効率的に遂行するいかなる用途へも使用さるべきだ」。五%留保についても、ＥＣＡからの類推は無意味であり「ＥＣＡの唯一の目的は経済復興だが、我々の占領目的は実に広範なものである。特にまた、ＥＣＡ見返資金は米国対外援助法で制肘されているが、我々のそれは違う。」とし、また、ＥＣＡの五%留保が一つの目安として望ましいとしても「私はこのような支出が、もし何らかの理由で日本政府予算にその額を負担させることが望ましくないなら、実行されて悪くなかろうと考

える」。ヴォーヒースはこうして五%を単なる目安であり、それに拘泥される必要はなく、また終戦処理費等に含まれぬ新たな用途も可能と判断していた。したがってドッジとの間には見返資金の捉え方の決定的な差異が存在した。ドッジは経済安定化・復興を目標としたのに対し、ヴォーヒースはアメリカにとっての占領全般を視野に入れていた。この論争の噴出は、結局四月のＳＣＡＰＩＮ一九八八の米国目的への熟慮を欠いた策定に淵源しているといえよう。以上の論争を経て、両者の妥協が成立し、ヴォーヒースは一〇月一日に次の内容のメモを送った。「ドッジとの十分な論議の末に我々は見返資金利用政策の同意を得た。日本での情報センターや記録フィルムへ少額が振り向けられる。この政策はＥＣＡ見返資金の利用と類似している。軍人住宅に関しては、日本政府により設立される公社が二〇〇〇戸を建設し、見返資金はそれの兵舎としての利用相当額を負担する」[68]。しかし、兵舎利用費の見返資金負担に対し、陸軍省内等で反論が出て[69]、公社住宅の見返資金融資による設立が最終的に決定され、これは二五年一月二七日のＳＣＡＰＩＮ二〇二六「連合軍のための家族住宅の増設」の指令となる。

なお特定教育事業については、一〇月一三日の極東軍参謀部 Chief of Staffs, Far Eastern Command から司令部民間情報教育局 Civil Information and Education Section（ＣＩＥ）、保健福祉局 Public Health and Welfare Section（ＰＨＷ）、経済科学局、Ｇ-４等に示された司令部内部局間要求の裁定「見返資金の利用について」[70]の中で、教育・厚生関係要求のうち例外としてＣＩＥ監督下の情報センターの維持・運営と記録映画製作に対し見返資金の利用が認められ、二・五億円と査定された。これは年度内実施に向けてただちに検討に移される。だが結局二四年度は見送られ、特定教育事業は特別会計法の改正（昭和二五年三月三一日法律六四号）で実施をみる。軍人住宅は二五年一月二七日のＳＣＡＰＩＮ二〇七六で、また米国目的ではないが先の（表1-7参照）給食用脱脂粉乳もＳＣＡＰＩＮ一九八八—一・二で払出しの指令を受けた。後述の連合国人等住宅公社と特定教育事業への二八年度までの見返資金払出

累計は八一・一三億円に達したが、これは見返資金への援助繰入累計三〇六五・〇六億円の二・六%、払出累計三九三三・九五億円の二・一%にすぎず、ECAの五%米国目的留保をかなり下回りドッジの方針はほぼ貫かれた。

(1) Diehl, Reconversion Finance Bank, 18 Feb. 1949.（「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一一―三)。
(2) Memo., Reid for Stephan, 9 Feb. 1949.（「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一一―一)。
(3) Memo., Dodge, Summary of Meeting with Finance Minister Ikeda on the Japanese Government Budget, 10 Mar. 1949.（同前)。
(4) McDiarmid, Principles of Counterpart Administration, 21 Mar. 1949.（「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一一―三)。軍用レートについては、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五巻「国際金融・貿易」、一一八―一九ページを参照。
(5) Yen Counterpart of GARIOA and EROA Imports, 21 Mar. 1949.（大蔵省資料Z七〇三―五九)。
(6) Dodge, Supplementary Budget Policy Recommendations, 22 Mar. 1949.（「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一一―一)。
(7) 「渡辺武日誌」昭和二四年三月二〇日。
(8) Dodge, Future Economic and Budgetary Problems, 28 Mar. 1949.（「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一一―一)。
(9) 理財局見返資金課『見返資金の記録』一四六―四七ページ。覚書接受当時の大蔵省仮訳に若干手を加えた訳文である。
(10) この時点でESSがどれだけECA見返資金を熟知していたかに疑問がある。ESSは四月にECA見返資金の比較検討のため資料を請求しており、ドッジ使節団でほとんどを決定したといえよう（Check Sheet, ESS to C/S, 16 Apr. 1949.――大蔵省資料Z七〇三―五九)。
(11) 大蔵省資料Z六〇一―二三四。
(12) 同前。
(13) Reed to Marquat, Proposed Counterpart Fund Special Account Law, 12 Apr. 1949.（大蔵省資料Z七〇三―五九)。
(14) 「第五回国会衆議院大蔵委員会議録」第一四号、昭和二四年四月一四日。House of Representatives, Draft Amendment to the Bill concerning the Special Account for Counterpart Fund of U.S. Aid to Japan, 15 Apr. 1949.（大蔵省資料Z七〇三―五九)。
(15) Message, from Reed, 16 Apr. 1949.（同前)。要旨は「GSが司令部承認・監督条項の削除の提案を送ってきたが、財政課はそれに異存ない」という内容である。
(16) 「第五回国会衆議院会議録」第一九号、昭和二四年四月二〇日。
(17) 同前。
(18) 大蔵省資料Z六〇一―二三五。
(19) 銀行局「援助見返資金の運用について」昭和二四年四月五日（同前)。
(20) Memo., McDiarmid to Dodge, Counterpart Fund and Credit Policy, 7 Apr. 1949.（「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一一―三)。その一部を掲げておく（執筆者訳)。

見返資金と信用政策について（一九四九年四月七日)

一、想定手続

（前略――引用者)

日本政府の単一機関（たとえば大蔵省）において、見返計画の全般的管理責任を有することが、恐らく必要であろうが、解除は一つの経路に閉ざされる必要なく、むしろ資金の現実の支出のため選定された機関が、実施される特殊な支出を管理するための、最良の機構となるべきである。たとえば興業・勧業銀行債券の購入が、相対的に小規模の中期的設備融資にとって最良の手段となってもよいし、他方で多額の貸出しが政府によって直接に、もし必要ならば、選ばれた機関を通じておこなわれてよい。しかし諸要請はこのような機関になされるべきでなく、直接日本政府になされるべきである。

二、見返貸付実施基準

(イ) 貸付けは給料調節や他の赤字金融目的に使われるべきでない。
(ロ) 貸付けは通常の産業または商業活動の運転資金に用立てられるべきでない。
(ハ) 貸付けは銀行融資あるいは他の未償還債務の返済に使用されるべきでない。
(ニ) 見返貸付けはいかなる種類の補助金の代わりにもおこなわれるべきでない。価格や他の補助金の引下げは、増大する効率とか必要な価格調節で補償されるべきである。

(ホ) 貸付は要求を上回る貸金の企業または操業の合理化に責任ある進展を示さぬ企業になされるべきでない。
(ヘ) 貸付けは、資本の拡張または補修を通じて生産の増大に帰結しないなら、なされるべきでない。貸付期間や返済金利よりむしろこの配慮が主要な問題となるべきである。
(ト) 資金は、一般に概算で解除されるべきでなく、むしろ支出先が復興および拡張計画の原料と労働力の効率性に即して追跡されるべきである。
(チ) 特段の配慮が輸出産業への見返貸付けに払われるべきである。

(21) 大蔵省渉外部「援助資金について」昭和二四年四月（大蔵省資料Z六〇一―二三七、前掲書、第一八巻「資料(2)」、三五四―五六ページに収録）。
(22) 経済企画庁所蔵資料。
(23) 大蔵省資料Z六〇一―二三四。
(24) 渡辺武『占領下の日本財政覚書』昭和四一年、二一七ページ。
(25) 大蔵省資料Z六二〇―七七（前掲書、第一八巻「資料(2)」三五六―五七ページに収録）。
(26) 大蔵省資料Z六〇一―二三四。
(27) 同前。
(28) 同前。
(29) 大蔵省資料Z六〇一―二三五。
(30) 大蔵省資料Z六〇一―二三四。
(31) 大蔵省資料Z六二〇―七七（前掲書、第一八巻、三五八―五九ページに収録）。
(32) 同前（前掲書、第一八巻、三五九ページに収録）。
(33) 経済企画庁所蔵資料。
(34) 大蔵省資料Z五〇六―三（前掲書、第一八巻、三六〇―六一ページに収録）。
(35) 大蔵省資料Z六〇一―二三四。
(36) 経済企画庁所蔵資料。
(37) 見返資金課「運営手続の件（リード氏と打合）」昭和二四年六月一四日（大蔵省資料Z五〇六―二一）。

(38) 経済企画庁所蔵資料。
(39) 前掲『占領下の日本財政覚書』二一八―一九ページ。
(40) 同前、二一九ページ。
(41) 見返資金課「私企業に対する貸付条件の件」昭和二四年七月一四日（大蔵省資料Z五〇六―三）。
(42) 同前。
(43) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
(44) 大蔵省資料Z六二〇―七七（前掲書、第一八巻、三六四―六六ページに収録）。
(45) Letter, Okano to Marquat, Rate of Interest on Counterpart Aid Fund Available for New Shipbuilding, 27 July 1949.（大蔵省資料Z七〇三―五九）。
(46) Letter, Ichimada, to ESS/FI, Interest Rate to be Applied on Loans from Counterpart Fund to Industries, 12 Aug. 1949.（同前）。
(47) 見返資金課「金利の件」（日付なし、大蔵省資料Z五〇六―三）。
(48) 同前。
(49) 「渡辺武日誌」昭和二四年八月一九日。
(50) Income Message, DA WASH DC to SCAP, 17 Aug. 1949.（大蔵省資料Z七〇三―五九）。
(51) Memo., Verity for Fine, Interest Rate on Loans from Counterpart Fund, 19 Aug. 1949.（同前）。
(52) Memo., for Record, ESS/EX, 22 Aug. 1949.（同前）。
(53) Outgoing Message, SCAP to DA WASH DC, 25 Aug. 1949.（同前）。
(54) 「渡辺武日誌」昭和二四年八月二四日。
(55) 同前、昭和二四年九月七日。
(56) Memo., Cleaves for Fine, Use of Counterpart Funds, 12 Sep. 1949.（大蔵省資料Z七〇三―五九）。
(57) その後の利下げ要求としては、たとえば見返資金課「対日援助見返資金について（案）」（昭和二五年一〇月六日）で六％への引下げ要求を検討している（大蔵省資料Z五一一―三六五）。
(58) 他の条件で電力は期間二〇―三〇年（ただし自家発電二年）、担保ゼネラルモーゲージ、海運は貨物船一五年・油槽船・

漁船一三年・A型改造船一〇年、物的担保、鉄鋼は五—七年、ゼネラルモーゲージか物的担保、石炭は七—一〇年、肥料は六年、化学は三—一〇年、農林漁業は二—二一年、以上物的担保であった（前掲『見返資金の記録』、七五ページ）。

(59) Memo., Fine for Marquat, Senator Ferguson's Proposal for Utilization of Counterpart Fund for Payment of Occupation Personnel, 2 July 1949.（大蔵省資料Z七〇三—五九）。

(60) Outgoing Message, SCAP to DA WASH DC, 30 July 1949.（同前）。

(61) Memo., Use of U.S. Aid Counterpart Fund for Japanese Stabilization, 19 Aug. 1949.（同前）。

(62) Memo., LeCount for Marquat, Use of U.S. Aid Counterpart Fund for American Purposes, 30 Aug. 1949.（同前）。

(63) ガリオア予算中、経済援助以外の行政・再教育 Reorientation 費の一環として、司令部民間情報教育局 Civil Information Education Section は、「再教化、知識普及および教育計画」(Reorientation, Information and Education Program) に基づく援助に従事していたが、この一部を見返資金負担に切り換える提案と思われる。なお、右援助の詳細は不明（前掲「援助物資に関する調査資料(1)」八—九、三八ページ）。

(64) Memo., ESS/JF, 1 Sep. 1949.（大蔵省資料Z七〇三—五九）。

(65) Memo., ESS, Use of Counterpart Fund, 9 Sep. 1949.（同前）。

(66) Memo., Proposed Use of a Portion of Counterpart Fund for Certain Project in Japan of Primary Interest to the United States.（「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一一—五）。このメモはドッジ作成と推定され、ヴォーヒースに送られた。

(67) Memo., T.S. Voohees, Note to Refresh My Recollection Later Concerning Memorandum Prepared by Mr. Dodge on the Use of Counterpart Funds, 29 Sep. 1949.（同前）。

(68) Outgoing Message, Voohees for MacArthur, 1 Oct. 1949.（大蔵省資料Z七二五—一—a）。

(69) 公社への見返資金融資案が一〇月四日に現われる(Memo., for Record, Payment of Certain Commutation of Quarters Allowances in Japan——同前)。ヴォーヒースとの論争は一一月まで続く。

(70) Memo., CofS. to CIE, ESS, PHW, G4, Controller, Utilization of Counterpart Funds, 13 Oct. 1949.（大蔵省資料Z七〇三—五九）。

第二章　見返資金の運営

第一節　見返資金の繰入機構

一　貿易特別会計援助物資勘定

昭和二四年三月にSCAPIN一九八八の草案が検討されているころ、経済科学局において陸軍省に報告するため作成したと思われる次の文書がまとめられている[1]（執筆者訳）。

外国貿易業務について

一、単一為替設定時に、日本の貿易業務は総て次の四つに分離した資金または会計に分けられることになる。

ア、ガリオア・エロア米国援助会計

イ、見返資金

ウ、輸出の商業会計

エ、外国為替資金

二、米国援助会計は、為替換算率の価格または補助金を含む価格で、特定配給機関に売ることによって、ガリオア・エロア輸入に対する十分な為替換算率の価格を受領する責任を持つ。取扱いのための付帯額が、負担された実質費用を補うため付加されよう。もし補助金込み販売価格が利用されるなら、月に一度販売価格と為替換算率の価格との差額が、一般会計価格補給金から、該会計へ支払われるだろう。為替換算率での十分なドル価値が、販売収入受領後に、見返資金に繰り入れられよう。

（後略——引用者）

この司令部の意向により、既存の貿易資金会計で援助輸入が一括経理され、その代金が輸出入補助金として消尽される制度が、見返資金設定を期に改変される。ドル価格に対応する円価格が援助物資勘定に繰り入れられることになる。これらはSCAPIN一九八八で正式に指令された。

見返資金への繰入機構として、「貿易特別会計法」（昭和二四年四月三〇日法律第四一号、四月二〇日施行）によって、「貿易資金特別会計法」は廃止され、貿易会計が新設される。貿易会計は事業費勘定・経費勘定・清算勘定に区分され（第三条）、事業費勘定は輸入物資（援助物資を含む）の売却代金・外貨売却代金・一般会計からの繰入金等を歳入とし、輸出物資買入代金・外貨買入代金・見返資金への繰入金等を歳出とした（第四条）。だが先の経済科学局作成の文書にあるように、見返資金の他に商業勘定・米国援助勘定・外貨資金の経理分離が求められており、五月二五日通商産業省発足直後「貿易特別会計法の一部を改正する政令」（昭和二四年五月二八日ポツダム政令第一二〇号）が公布され、右記第三条が「この会計は、事業勘定、援助物資勘定、経費勘定及び清算勘定に区分し、且つ、外国為替等に運用するため、この会計に外国為替資金を置く」となり、第四条が改められ同二項として「援助物資勘定においては、米国対日援助物資の売払代金、一般会計からの繰入金及び付属雑収入をもつてその歳入とし、米国対日援助見返資金特別会計への繰入金、米国対日援助物資に関する諸掛及び付属諸費をもつてその歳出とする」の条項が新設された。こうして事業費勘定から援助物資勘定が分立され、貿易会計の資金として外国為替資金が設置された（ただし、同年一二月の「外国為替特別会計法」の制定により、同資金は新設特別会計の管理となる）。なお二四年度分の援助物資の収支は事業費勘定から移用しうることとし（付則一四項）完全な区分経理が実施される。

通商産業省（五月二四日まで貿易庁、以下「通産省」と略称することもある）の管理下で援助物資は食糧管理会計へ食糧を売却しあるいは貿易公団を代理機関として市中に売却された。二四年四月の入港分から、援助物資ドル価格の円換算額が算定され、公定価格と差がある場合は一般会計から価格補給金によって補塡された。なお三六〇円単一為替の指令が出されたのは四月二五日であり、二四日までの援助輸入二八〇九・三億ドルは三三〇円で換算された(2)。

貿易会計援助物資勘定は一年しか存在しないが、その二四年度収支は表2-1のごとく、援助物資収入一三二九億円のうち物資売却代金八七九億円、一般会計からの価格補給金受入れ四五〇億円であった。低物価政策を採用していたため、価格補給金の比重がかなり高い。支出は諸掛を除き全額見返資金に七月一日以降繰り入れられた。この援助勘定の分離を通じて、見返資金への繰入金の算定や売却代金の回収等が安定的に遂行されることになった。なお援助輸入後に売却収入等の見返資金への繰入れまで約六〇日を要した。

表 2-1　貿易特別会計援助物資勘定歳入歳出（昭和24年度）

（単位　百万円）

項　　目	金　額
輸入援助物資関係収入	132,988
援助物資売払代	87,930
価格調整補給金受入	45,058
援助物資輸入諸掛収入	2,032
歳入合計	135,020
援助物資諸掛支払費	4,728
見返資金特別会計繰入	127,868
歳出合計	132,596

（注）決算ベース．
出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」，221ページ．

二　米国対日援助物資等処理特別会計

昭和二四年一二月の輸出許可不要制と、二五年一月の民間輸入

再開で、貿易公団の業務は急速に収縮し、鉱工品・繊維両公団の廃止が検討され、二五年四月一日から援助物資と政府輸入物資の処理業務を通産省が直接担当することになる。二五年三月三一日に「米国対日援助物資等処理特別会計法」（法律第六五号）が公布され、四月一日に施行された。同法は次の条項を有する。

（設置）

第一条　米国対日援助物資（以下「援助物資」という。）の取得及び処分並びに米国対日援助として提供された役務（以下「援助役務」という。）の処理に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条　この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条　この会計においては、援助物資の売払代金、援助役務の対価としての収入金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、米国対日援助見返資金特別会計への繰入金、援助物資及び援助役務に関する諸掛、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（以下省略――引用者）

さらに付則に貿易会計援助物資勘定の資産負債の承継を明記し、貿易会計から援助物資勘定が切り離されて独立の特別会計に転じた。だが右の第一条でいう援助役務は何も提供されずに終わる。通産省の実務担当部局として、二五年四月二五日に臨時通商業務局が設置され、貿易公団にかわって業務に就く。業務内容は援助輸入物資のCIF価格算定と売却、および軍払下物資の受入・払出である。だが、後者については六月二五日の朝鮮戦争の開始のため、払下げを受けたSIM・QM物資の売却・出荷は凍結するとの覚書が発せられ、凍結された物資の大部分はアメリカ軍に返却された。[3]

表 2-2　米国対日援助物資等処理特別会計歳入歳出（昭和25-28年度）

（単位　百万円）

項目＼年度	昭和 25	26	27	28
援助物資等関係収入	144,334	53,009	691	152
物資売払等収入	128,445	33,061	691	152
うち）前年度・前々年度分	34,781	9,826	―	―
価格調整補給金受入	13,303	328	―	―
うち）前年度分	3,394	328	―	―
輸入諸掛収入	161	―	―	―
うち）前年度分	134	―	―	―
外国為替等売払収入	―	19,619	―	―
雑収入	308	451	167	120
前年度剰余金受入	a) 2,424	4,089	6,088	1,101
歳入合計	144,642	57,550	6,946	1,373
援助物資輸入諸掛費	9,552	2,473	38	3
見返資金特別会計繰入	130,851	47,788	b) (2,261)	―
諸支出金	19	1,044	1,750	―
事務取扱費	130	157	58	12
一般会計繰入	―	―	4,000	1,334
歳出合計	140,552	51,463	5,845	1,350

（注）1. 決算ベース.
2. a)は貿易会計援助物資勘定受入, b)のかっこ内は, 見返資金会計に27年度繰入分として計上された額で, 当該会計で26年度繰入分に含まれている.

出所：前表と同じ. 222, 227ページ.

援助処理会計の実績をみると（表2-2）、二五年度は前年度を上回る一四四三億円の収入をみて、そのうち九三六億円が二五年度売却分、九九億円が価格調整費受入れであった。援助物資勘定に比して、大幅に補助金が削減され、単一為替での国際物価への移行を求めたドッジの意図が反映していよう。二五年度の見返資金への繰入れは一四〇五億円に達した。二六年度は援助輸入減少のため援助物資収入五三〇億円、うち物資売却二三一億円で、補助金の援助処理会計への繰入れはない。二六年度の外国為替売却一九六億円は「輸入物資に対するガリオア資金の償還に関する覚書」（一九五〇年一〇月一六日SCAPIN七二九五A）によって実施され、「日本保有の外国為替で

購入せられた物資に対してガリオア資金の償還を行う」[4]もので、見返資金設立前の占領地日本輸出入回転基金・天然繊維回転基金・SCAP商業勘定によって米棉・マニラ麻等を買い付け、後日ガリオア資金から求償するガリオア・コーディネーションと同様の制度である。二六年度の見返資金への繰入れは四七七億円に大幅に減少し、二六年度で繰入れは終了した。先の援助勘定と援助処理会計は巨額の対民間国庫収支の揚超を続け、前年度の援助物資勘定から続いて、ドッジ・ライン下の通貨収縮要因であったことは特筆されよう。

二六年一二月五日の「援助物資等処理特別会計法」の一部改正で、「軍払下物資に係る分については、その売払代金の金額から当該物資に関する諸掛の金額及び政府で定める金額の合計額を控除した金額」（第三条三項）を見返資金に繰り入れることが可能となり、二七年五月に、既往の軍払下物資売却代金二二億円が二六年度歳出として繰り入れられた。臨時通商業務局は二六年八月に軍払下物資の払下げを終了したが、その取扱いは少ない。同局は二七年八月一日廃止され企業局業務課が残務整理に当たり、援助物資会計は廃止を待つだけとなった。[5]

(1) Outgoing Message (Draft), ESS/FI, SCAP to DEPT OF ARMY, n.d.（大蔵省資料Z七〇三—五九）。
(2) 「米国対日援助見返資金繰入状況」（日付なし）（大蔵省資料Z五一一—三六四）。
(3) ESS価格配給課「SIM物資及びQM物資について」二五年六月二九日（通産省臨時通商業務局「援助物資に関する調査資料(1)」一〇九ページ）。
(4) 同前、八七ページ。
(5) 前掲『通商産業省年報』昭和二七年版、一六二ページ。

第二節　見返資金関係法制の整備

昭和二四年四月の特別会計法成立の後、アメリカおよび司令部内での見返資金米国目的利用の検討（第一章第二節五）、司令部・ドッジと政府の見返資金運営計画の検討を通じて具体化された見返資金の運営を法制化するため、二五年三月、第七国会に見返資金関係の諸法案が上程された。すなわち、特別会計法の一部改正、見返資金による優先株式引受制度の法制化、政府事業への使用・電気事業融資に関する法整備などである。まず、特別会計法の改正について述べよう。政府による法律案の提案理由説明は、法改正の要点として、次の三点をあげている。[1]

その第一点は、米国対日援助見返資金の運用または使用に関する規定の改正でありまして、同資金を、連合国最高司令官総司令部民間情報教育部の指導により行われる、国または地方公共団体の民間情報教育事業に使用する道を開こうとするものであります。

第二点は、従来認められておらなかった歳出予算における支出残額の繰越しに関する規定を設け、支出残額を順次翌年度に繰越して使用できることにいたそうとするものであります。

第三点は、援助資金の私企業に対する運用の事務を円滑にする等のため、従来国がその事務を日本銀行にだけ取扱わせることができるようになっておりましたのを、農林中央金庫等大蔵大臣の指定する金融機関にも取扱わせることができることとし、かつ日本銀行及び指定金融機関に、援助資金の運用に必要な資金を交付し得ることとしようとするものであります。

第一点の司令部民間情報教育局 Civil Information Education Section（以下ＣＩＥと略称することもある）の特定教育事業への見返資金使用の法制化は、米国目的利用の一形態であって、政府委員の説明によれば、「民間情報教育局のやっておりまする図書館等に使う」ということであった。[2] ところで、そのための特別会計法の条文の改正は、政府提案によれば、見返資金の使途として政府事業への運用使用を規定した第四条第一項の「公企業」を「国、国以外の公企業」に改め、第二項に「援助資金は、前項に規定する費途に充てる場合に使用する外、国又は都道府県の行う政令で定める民間情報教育事業の運営に必要な費途に充てるため、国又は都道府県に対する資金に使用することができる。」という規定を設ける、というものであったが、法案が衆議院を通過し、参議院の大蔵委員会の審議の途次、「第四条中に特定事業に使用できる旨を簡単に規定する方が適当であるという修正意見」[3]によって、第四条第一項の見返資金の使途目的についての規定の、「経済再建」の下に「並びに特定教育事業」を加え、先に引用した第二項に新設するはずの条文を削除するという修正が加えられ、この修正法案が国会を通過することになった。そして、参議院における法案可決の際、左の付帯決議があわせて可決された。[4]

> 米国対日援助見返資金の特定教育事業に対する使用に関する決議
>
> 米国対日援助見返資金特別会計法は、資金を特定の教育事業のために使用することを規定しているが、その特定の教育事業に伴う経費については、予め連合国最高司令官の指示を受けなければならない。
>
> 右決議する。

なお、米国目的利用の別形態として、連合国軍人等の住宅建設に見返資金をあてるための「連合国軍人等住宅公社法案」も同国会において成立した（昭和二五年四月一日法律第八二号）が、これについては後述する（第三章第五節一）。

第二点の支出残額の繰越規定の新設は、この会計独特の運営方法を定めた規定である。設置当初から、見返資金会

計は「援助資金で毎会計年度において支出されなかった額は、これをその翌年度に繰越すものとする」（第一〇条）としていたが、さらに「この会計の毎会計年度の歳出予算における支出残額は、順次翌年度に繰り越して使用することができる」（第四条第二項）とする規定を追加して、予算に定められた歳出が払出し済みになるまで、予算の年度区分と関係なく支出を続けることができることになった。これは見返資金の運営が、事実上、司令部・ドッジが裁定した運営計画に従って予算が組まれても、一件一件の支出について、政府は閣議決定を経たうえ司令部に解除申請をおこなって、その許可を経てはじめて払出しを認められるという方法がとられ、二四年度の資金払出しが遅延し、また二五年度に支出を予定された公共事業等の弾力的な払出しが考慮されたものと思われる。しかし、日本の財政運営の建前からはずれたこの規定は、ドッジが見返資金設置に際して池田蔵相に語った次の言葉[5]を想起すると、景気の調節弁としての見返資金の弾力的運営機構の一環であるということができよう。

> インフレに対してもデフレに対しても対処し得る弾力性を含む安定機構（Stabilization mechanism which include flexibility to meet either inflation or deflation）を作りあげた。即ち Counterpart Fund が本当の surplus となり、ＳＣＡＰの許可により時々経済安定の為に使用せられ、かくて proper result をうる為に役立たせたい。

特別会計法改正の第三点は、見返資金の私企業運用の取扱機関として、日銀以外に農林中央金庫等の金融機関を指定し、これら金融機関に資金を交付して貸付にあたらせるとともに、融資に基づく国の債権について当該金融機関が債務の保証をすることを規定した。この債務保証を規定した趣旨は、国会において次のように説明された。[6]

> 農林関係等の全国非常に多数にわたる融資につきまして、物的な担保をとろうということになりましたといたしましても、たとえば土地のごとき融通性のないために担保をとることが適当でない、あるいはまたそのために非常な手続がかかるというようなことになりまして、実情に沿わないような場合もあり得るわけであります。しかしながらそうかと申しまして、こういうよう

なものに対しても見返り資金を活用して行くことを考えたいというわけでございますので、取扱いの銀行に保証をしてもらうことによって、その辺の関係を簡単にかつ円滑にすることを考えたいというのが、保証をすることができるという規定を設けました趣旨であります。

右の三点の改正を定めた「米国対日援助見返資金特別会計法の一部改正法律」は二五年三月三一日、法律第六四号として公布された。

次に、見返資金による金融機関の優先株式引受制度の法制化について述べよう。なお制度の成立の経緯とその運用については後述する（第三章第三節五）。これは「銀行等の債券の発行等に関する法律」[7]（昭和二五年三月三一日法律第四〇号）中に規定された。その骨子は次のとおりである（かっこ内の条項の注記は引用者）。

(1)　この法律は、銀行等（銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫をいう。）に対し、債券の発行とあわせて見返資金の引受による優先株式の発行をさせることにより、経済復興のため最も緊要とされる長期資金の供給を図ることを目的とする。（第一・二・一七条）

(2)　銀行等は、自己資本（資本金及び準備金をいう。）の金額の二〇倍に相当する金額から預金の総額と債券の総額との合計額を控除した残額に限り、債券を発行することができる。（第三・一六条）

(3)　この法律による優先株式又は出資は、見返資金によってのみ引受けることができる。この優先株式又は出資は、利益の配当及び残余財産の分配につき優先的内容を有し、且つ議決権のない株式であって、銀行等が利益又は資本の増加によって得た資金をもって消却できるものでなければならない。（第一一・一二・一七条）

(4)　優先株式を発行している銀行等は、毎営業年度における利益のうちから、先ず消却計画書に定める金額（但し、当該営業年度の利益の一〇／一〇〇に相当する金額を下ることができない。）の優先株式又は出資の消却及び優先配当割合による配当をし、なお利益があるときは、普通株式の配当を行うことができる。

銀行等は、優先株式を消却した場合は、消却した優先株式の額面金額に相当する金額を準備金として積立て且つ同額の資本を減少する。（第一三・一七条）

第三は、政府事業に対する資金の使用を法定した「米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律」（昭和二五年五月一〇日法律第一六六号）である。同法は①見返資金を、電信電話等の建設改良費、国有林野事業施設費・造林費および国鉄建設改良費の財源に使用するため、②二五年度において予算の定める範囲内で必要額を電気通信事業会計および国有林野事業会計に繰り入れ、また国鉄に交付し、③繰入金相当額は特別会計の自己資本の増加に充て、交付相当額は国鉄に対する出資があったものとする、と規定した。この政府事業への使用の件は、二五年度運用計画立案中にドッジにより渡辺財務官に示されており、一方理財局は「ガリオア・エロアの返済財源が見返資金として過大に残ることを避けたい気持をもっていたので、すぐこの話に飛びついた。そこで国鉄等に対して見返資金から交付又は繰入れる特別立法を用意することにし」[8]、この法律となった。なお同法案の国会審議で、繰入金・交付金が無償交付 grant か否かが問題となり、衆議院大蔵委員会は四月八日に財政課のリードに質問書を送り、四月二一日に「見返資金からの繰入金が政府事業に対する交付金（グラント）である点、並びに、かかる交付金は見返資金に出資権その他の債権（クレーム）を設定するものではない点」[9]を確認する返答を得た。

法整備の第四は、「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」（昭和二五年五月四日法律第一四五号）で、同法は、電気事業に対する復興金融金庫および見返資金融資の債権保全のため、特別の担保を設定して社債権者の権利を侵害し、将来の起債に影響することがないよう、「電気事業法」第一九条によって社債権者に認められている一般担保の制度を採用して、政府資金融資の担保とすることを規定した。

(1) 「第七回国会衆議院大蔵委員会議録」第三七号、昭和二五年三月二二日。
(2) 同前、大島理財局見返資金課長の答弁。
(3) 「第七回国会参議院会議録」第三四号、昭和二五年三月二四日の木内四郎大蔵委員長の発言。
(4) 同前。
(5) 「渡辺武日誌」昭和二四年三月二二日。
(6) 「第七回国会衆議院大蔵委員会議録」第三七号、大島理財局見返資金課長の答弁。
(7) 理財局見返資金課『見返資金の記録』一〇七ページ。
(8) 大島寛一「見返資金の記録と回想」(『ファイナンス』昭和四九年一月、六八ページ)。
(9) 槇重博『国有林野特別会計制度の変遷』昭和三五年、一五六―五九ページ。

第三節　各年度運営計画と実績

一　昭和二四年度

昭和二四年三月二四日のドッジ・池田会談で、ドッジは国鉄・通信会計に見返資金二七〇億円の運用のほかに、金詰り対策として国債購入および、資金の一部による産業投資への利用を予告した。[1] そして総枠一七五〇億円と見積もられていた。

ところでドッジ・ラインの実施が復金新規融資を停止したため、この衝撃は産業資金調達全般に及んだ。二四年三月一日に安定本部財政金融局産業資金課が作成した「昭和二四年度産業設備資金計画(案)資料」[2]によると、二四年度所要産業設備資金は、電力四三〇億円(うち復金二一〇億円)、石炭二五〇億円(二二〇億円)、海運業二一六億円(一二九億円)他、計一五九三億円(七八四億円)と見積もられた。ほぼ五割の資金調達先が業務を停止した影響ははかりしれない。このため見返資金に産業資金を期待する諸案が出現する。四月九日商工省総務局「見返資金特別会計による産業復興公団事業計画」[3]、四月一九日安定本部「対日援助見返資金のつなぎ融資について」[4]、五月二日中小企業庁「米国対日援助見返資金による中小企業融資計画案」[5]等がある。このうちのつなぎ融資は五月二六日に日銀営業局総務部「対日援助見返勘定による融資の繋ぎとして行われる緊急設備資金融資に伴う本行貸出要領」[6]で実施に移され、日本製鉄・日本発送電等六社に三一億円が融資された。

こうした産業資金要求の中で安定本部は見返資金投資計画をまとめる。四月二二日の「一九四九年度第一・四半期対日援助見返資金運用方針(案)[7]」によると、年間所要産業資金は六八〇億円と見積もられ、その後需要はさらに拡大し、五月四日の安定本部「一九四九年度対日援助見返資金企業投資計画要請の概要[8]」では、石炭と中小企業を除き五三四億円となる。両業種は先の計画では二二〇億円であったので、この「概要」は総じて増額していた。しかもこの計画にさらに増額や優先順位の引上げ要求も出現していた[9]。だが他方に見返資金からの過大な資金調達計画に妥当性を欠くとの日銀の指摘もあり[10]、五月九日の安定本部「一九四九年度対日援助見返資金企業投資計画要請の概要[11]」では石炭・中小企業を除き五三一億円と見込まれ、微減している。このほかに国債購入や政府事業投資が検討され、この全般的方針として、五月一〇日に先記の閣議了解の「一般的基準」がまとめられ、同時に五月四日の「概要」の業目が優先順位を付して閣議了解となった[12]。閣議了解は日本政府の見返資金要請の総意を示すものと位置づけられる。安定本部は右の私企業投資をさらに五〇五億円に絞り、次の試案を六月一七日に経済科学局財政課に提出している[13]。

二四年度第一、第二、四半期運用計画案（単位億円）

	政府事業	私企業	国債	予備	計
第一・四半期	五六	四四	—	—	一〇〇
第二・四半期	八四	一五六	一〇〇	六〇	四〇〇
年間計	二七〇	五〇五	六二五	九〇	一、四九〇

対ドル相場が当初二七〇円と想定されていたが、実際には四月二四日まで三三〇円で換算され、以後三六〇円に固定されたにもかかわらず総額が一四九〇億円に縮小したのは、一九五〇年度ガリオア予算が陸軍省の要求を大幅に下回ったためであろう[14]（九一八ページ表1-1）。この提案に対し財政課のリードは次のように述べた[15]。

(イ) 産業融資年間五〇〇億円を最初から見込むことは過大である。安本より第二案として三六〇億円では如何と問いたるに対し尚過大との印象であった。（当方（見返資金課——引用者）かねて予測の通り）

(ロ) 復金債償還を第二、四半期に見込むよりは、第二、四半期における復金債償還は予ねての予定の如く政府出資に備えて余裕金をもっている方を可とするとのこと。

このため安定本部は経済科学局側の意向を汲んだ産業融資三〇〇—三五〇億円の新提案をまとめ、運営協議会を経て、年間計画案（表2-3Ⓐ）が六月二四日の閣議に提出されたが、了解されるに至らず、閣議において産業投資に一一〇億円を追加され、計画は組み替えられた。これは各省要求を寛大に容れたためであり、この閣議内定（表2-3Ⓑ）を基礎に、安定本部は改訂案を策定し、二八日の閣議に提出する（表2-3Ⓒ）。その結果私企業投資が四〇五・三億円に減り、別枠で公共事業一〇〇億円が新設され、留保は皆無となった。産業投資の増枠よりは公共事業に水道・住宅等を移して要求する方が、司令部が認めやすいと判断したためであろう。総じて安定本部は各省要求を積極的に容れた運用計画を策定しては司令部に拒否されるが、一方大蔵省は司令部との交渉の中で現実的な要求を優先させる姿勢を崩さない。しかし七月一日に計画を提出した席上、財政課のリードは「鉄道電化以下は予算の増額故不可[16]」等の意見を示し、新たな閣議内定案も拒否された。同日に初回の繰入れがおこなわれたので、見返資金課は業種別の具体計画を財政課に提出するが、「感触としては、年間計画よりは他の資金との関係、償還計画等を含む具体的申請を俟つとの態度が強く窺われ[17]」たという。

大蔵省は七月二日にドッジが内諾を与えていた国鉄・電気通信事業への解除を申請した。だが私企業融資は復金既往融資の償還計画が未定のため、見返資金融資の申請が遅延していた。なお先の日銀斡旋でおこなわれたつなぎ融資は、司令部が関知しないとして、見返資金への切換えは認められない[18]。六月二八日の閣議内定の公共事業と国鉄電化

表 2-3　昭和24年度見返資金運営計画　（単位　億円）

区分	24. 6. 24 閣議		24. 6. 28 閣議		司令部決定(E)
	安本原案(A)	閣議内定(B)	安本原案(C)	閣議内定(D)	
総額	1,400.0	1,400.0	1,400.0	1,400.0	1,400
公企業	270.0	270.0	270.0	270.0	270
国債買入	624.7	624.7	624.6	624.6	630
産業投融資	343.6	453.5	442.3	405.3	250
うち）石炭	98.0	60.0	60.0	87.0	40
鉄鋼	39.8	40.0	39.8	39.8	20
電力	139.2	180.0	180.0	145.0	100
海運	40.9	60.0	60.0	70.0	40
肥料	2.3	4.3	4.3	4.0	b) 50
農漁業	5.0	35.0	35.0	27.0	
化学薬品	5.2	10.9	9.9	11.0	
鉄道電化	—	30.0	20.0	15.0	—
公共事業	—	(—)	(—)	100.0	—
うち）水道	—	a) 6.0	a) 6.0	5.0	—
住宅・ホテル	—	a) 20.0	a) 20.0	15.0	—
災害復旧	—	—	—	15.0	—
大都市電話	—	—	—	10.0	—
学校建築	—	—	—	15.0	—
道路	—	—	—	20.0	—
留保	161.7	51.8	63.0	—	250

（注）　6月28日閣議内定のみ公共事業費の項目があり，a)は産業投融資の内書，b)はその他を含む.

出所：大蔵省資料Z506-3(A)(B)(C)(D)，Z703-59(E).

は、安定本部を中心に再度検討され、経済科学局との新たな交渉にはいる。

政府の計画への司令部の対応を次にみておくと、六月三〇日に経済科学局調査企画課 Research Program Div. のモロー K.D. Morrow は、見返資金の使途を①国債償還、②信用拡張と統制、③貿易促進、④企業投資、に分け、④は①②③で余裕があればおこなう、貿易関係の利用が公共事業や企業投資より有効だとの意見をマーカットに提出していた。(19) 一方財政課長ルカウントは七月一三日に大要次の意見をマーカットに提出した。(20) 日本政府は①復金債償還、

②国鉄・電通投資、③かなりの規模の私企業投資、④予算に計上されなかった公共事業、に利用を求めているが、現状は経済安定への過程にあり、ドッジ勧告に従い、利用に基準を設ける、それは①銀行保有債務の償還六三〇億円、②国鉄・電通投資二七〇億円、③留保二五〇億円、④私企業投資二五〇億円とし、④の内訳は、電力一〇〇億円、船舶四〇億円、鉄鋼二〇億円、石炭四〇億円、他五〇億円とする。このルカウントの意見に対しモローは公共事業のみならず、国鉄・電通への投資にも強く反対を表明する修正案を七月二〇日にマーカットに提出するが、経済科学局はルカウント案で固まる。(21) 安定本部は七月二六日に国鉄電化・公共事業案を経済科学局のハッチンソンに提出したが、「見返資金の基本指令に在る如く一般歳入を賄うべき事業のためにこの資金を用うることは認められぬとのポリシーは不変である」(22)と、具体的な説明以前に拒絶されてしまう。この頃マーカットが陸軍省に送った文書は、日本政府案と比較し司令部案を掲げ（表2-3(E)）、日本側は最大限の経済刺激を求めているが、司令部は見返資金を特別にボトルネックとなっている状況に有利に利用しようとしている、と伝えていた。(23) 結局司令部の既定枠に従い個別に解除申請がおこなわれる。

七月二六日に国鉄・電通に初めて見返資金が解除され、以後九月二二日には日本窒素に対して私企業として最初の融資が、また一一月八日に復金債買入れ償還の解除が承認された。したがって二四年度第一・四半期の払出しは皆無で、第二・四半期も少額にとどまったため、一般会計均衡予算と相まって著しいデフレ効果を引き起こした。占領下ゆえに強行しえたドッジ・ラインのデフレ政策は長く記憶されるべきものであろう。ドッジ・ラインの衝撃を緩和するため、一方で政府は指定預金等で市中資金の疎通を図っている。(24) 一〇月三〇日に二度目の来日をしたドッジは政府債務償還を促し、次のように考えた(25)（執筆者訳）。

二四年度見返資金準備からの加速された債務償還は、諸銀行から政府債務を引上げることで市中信用の将来の拡張の可能性

表 2-4　見返資金収支実績（昭和24―28年度）　（単位　百万円）

区分 ＼ 年度	昭和24	25	26	27	28	合計
1. 原資	129,329	162,971	54,267	42,970	11,277	400,815
繰入	127,867	130,851	45,527	2,261	—	306,506
運用益	1,461	4,704	6,404	6,476	570	19,616
資産回収	—	415	2,335	4,661	275	7,686
その他	—	a) 27,000	—	b) 29,572	b) 10,432	67,004
2. 払出	114,070	79,956	122,508	59,053	17,808	393,395
政府事業	27,000	38,185	23,286	25,018	17,800	131,288
電通	12,000	12,000	—	—	—	24,000
国鉄	15,000	4,000	—	—	—	19,000
国有林野	—	3,000	—	—	—	3,000
公共事業	—	8,044	2,925	17	—	10,986
住宅金融公庫	—	8,640	1,360	—	—	10,000
輸出銀行	—	2,500	5,000	—	—	7,500
開発銀行	—	—	10,000	22,000	13,800	45,800
農林漁業資金	—	—	4,000	3,000	—	7,000
電源開発	—	—	—	—	4,000	4,000
私企業	24,603	33,799	48,322	33,280	—	140,004
電力	10,093	10,000	23,200	19,800	—	63,093
海運	8,342	12,872	21,468	11,952	—	54,635
その他産業	5,867	4,530	1,691	40	—	12,128
石炭	3,858	2,362	205	—	—	6,425
鉄鋼	1,417	791	—	—	—	2,208
化学肥料	285	232	—	—	—	517
化学薬品	308	227	330	—	—	865
化学繊維	—	500	200	—	—	700
観光	—	40	—	40	—	80
輸入機械	—	—	—	70	—	70
地下鉄	—	—	250	—	—	250
農林漁業	—	379	636	—	—	1,015
中小企業	300	1,197	1,962	737	—	4,196
優先株式	—	5,200	—	750	—	5,950
債務償還	62,467	—	—	—	—	62,467
国債買入	—	—	49,418	—	—	49,418
その他	—	7,971	c) 1,482	c) 754	8	10,217
軍人住宅公社	—	6,949	459	—	—	7,408
特定教育事業	—	149	401	147	8	705
脱脂粉乳	—	845	533	395	—	1,773
手数料	—	27	87	212	—	326
3. 差引(1−2)	15,258	83,015	△ 68,242	△ 16,083	△ 6,531	7,418
4. 余裕金	15,258	98,273	30,031	13,949	7,417	
うち）短期証券	15,237	43,553	27,372	12,616	7,406	

（注）1. 「見返資金月報」の月別集計をまとめたもので，決算ベースではない.
2. a)は国鉄貸付け・電通国債の預金部肩替り，b)は昭和26年度買入国債の売却，c)には微額の管理費貸付けを含む.
出所：『昭和財政史―終戦から講和まで―』第19巻「統計」，364-66ページ，大蔵省資料Z 511-369.

表 2-5　私企業設備資金調達（昭和23―27年度）

（単位　百万円，%）

調達先	昭和23年度	構成比	24	構成比	25	構成比	26	構成比	27	構成比
外部資金計	99,121	100.0	108,473	100.0	144,898	100.0	222,586	100.0	324,339	100.0
復金	68,301	68.9	△4,565	△ 4.2	△6,127	△ 4.2	△5,862	△ 2.6	—	—
見返資金	—	—	24,603	22.7	28,599	19.7	46,618	20.9	35,182	10.8
開銀	—	—	—	—	—	—	18,047	8.1	38,306	11.8
金融機関	12,308	12.4	31,236	28.8	61,873	42.7	79,955	35.9	91,625	28.2
事業債	785	0.9	18,901	17.4	31,716	21.9	29,791	13.4	36,694	11.3
株式	17,727	17.8	38,298	35.3	28,837	19.9	47,738	21.4	89,129	27.5
内部資金	…		17,960		98,100		229,000		211,500	

（注）昭和26，27年度には，その他からの調達が合計に含まれる.
出所：『日本興業銀行五十年史』，822，897ページ.

に、直接寄与するだろう。また二四年度見返資金計画の最終四半期における解除と払出しの加速および、二五年度見返資金計画のより大規模でより速やかな解除計画は、将来の経済運営に対し明確に刺激効果を持つだろう。

ドッジの意向で、一一月以降、六二四億円の復金債の償還がおこなわれたが、それは私企業直接融資二四六億円を上回る対市中資金散布であった（表2-4）。私企業融資も第四・四半期に促進された。中小企業融資はドッジが新たに承認したものである。補正予算は一二月一日国会を通過したが、見返資金会計予算総額は先の資金総枠の縮小に伴い、一五〇八・三億円に減額補正された。その後二五年二月一六日に大蔵省は、預金部資金五〇億円と見返資金五〇億円を市中銀行に対する預託金または融資（条件は償還期限一〇年、金利五・五%）として長期資金供給をはかる提案を経済科学局に打診している。同日のマーカットの名で異議ない旨伝える文書が残っているが、実現されなかった。[26] 預金部の市中預託金の短期運用は二四年一二月に実施に移されたが、同年八月以来懸案の預金部の市中銀行への定期預託金が承認されなかったので、見返資金を組み込んだ新たな提案をおこなったものであろう。[27]

結局年度累計で、計画を下回る一二九三億円の収入と、一一四〇億円の支出をみた（表2-4）。払出しは債務償還が最も多く、また対民間収支は八六九億円の散超であるが、[28]貿易会計援助勘定の援助物資売払代八七九億円（表2-1）の揚超要因より少額で、安定計画の遂行を至上命題とするドッジの意向が貫徹されていた。産業設備資金に占める見返資金は（表2-5）、外部資金調達の二二・七％を占め、前年度の復金にはるかに及ばないものの、金融機関協調融資を考慮すれば、見返資金の実質的な意義はさらに重いものであろう。

二　昭和二五年度

昭和二四年一一月一〇日、渡辺武財務官は財政課のリードから、二五年度一般会計の債務償還を三〇〇億円から五〇〇億円に引き上げるよう勧告を受け、二五年度も前年度の安定予算を踏襲することとなった。[29]同月二一日に見返資金課がハッチンソンに質問した際に、二五年度見返資金の規模は一六〇〇億円で、「私企業投資は、電力、造船、土地改良及び造林程度に止め、公企業債務償還等を主とすることになろう」[30]と述べている。このころの見返資金課作成と推定される二五年度計画は（表2-6(A)）、ハッチンソンの返答を下敷きにしたものと思われ、政府事業の林野・郵政・造林・土地改良などの二四年度に含まれない新規項目が注目される。しかも社債・金融債の引受けまで考慮されていた。一一月二三日、池田蔵相はドッジから見返資金計画の二四、五年度の内示を受ける。「渡辺武日誌」によれば、[31]その際ドッジは、「(一般会計の――引用者）予算に於て相当多額の債務償還を計上せられたから見返資金は寛大に見ることにしたいといひ、本年度二五〇億の reserve をのこしたあとを放出し、来年度も同額を reserve とするが鉄道、通信、電気の外公共事業に一一〇億、住宅に一〇〇億等も計上」される、また二五年度分の「(1)予算に計上する

表 2-6　昭和25年度見返資金運営計画　（単位　億円）

区分	24. 11. 22 大蔵省案 (A)	24. 11. 23 ドッジ内示 (B)	25. 5. 10 閣議決定 (C)	25. 12. 2 ドッジ改訂 (D)
1. 原資	1,577	1,550	1,581	1,913
繰入	1,344	…	…	1,447
利益・回収		…	…	44
預金部へ肩替り	—	…	…	270
前年度繰越	233	…	…	152
2. 払出	1,577	1,300	1,581	1,386
(1) 政府事業	396	400	400	425
国鉄	110	40	40	40
電通	200	120	120	120
国有林野	21	30	30	30
公共事業	—	110	110	110
住宅金融公庫	—	100	100	100
輸出銀行	—	—	—	25
郵政事業	10	—	—	—
造林	a) 15	—	—	—
土地改良	40	—	—	—
(2) 私企業	640	400	400	371
電力	継続	…	150	100
海運	350	…	72	135
その他産業		150	43	60
中小企業	その他	…	12	24
優先株引受	290	…	60	52
予備		—	d) 63	—
(3) 債務償還	b) 300	500	500	500
(4) その他	c) 241	—	281	e) 90
特定教育事業	—	—	3	…
軍人住宅・粉乳	—	—	94	…
予備	c) 241	—	185	—
3. 繰越	—	250	—	527

（注）a)は特別会計設置を予定，b)は預金部手持国債の償還，c)は留保，d)は海運（捕鯨船を含む）・電力を予定，e)は銀行手数料2億円を含む．
出所：大蔵省資料 Z 601-235(A)，Z 711-8(B)，Z 620-92(C)，Z 522-4(D)．

もの、(2)個々に審査して計画通りならみとめるもの、(3)経済状況及資材の入手可能量をみて出すことをきめるもの、の三つに分[31]」かつといい、この内示案（表2-7(B)）は林野・公共事業・住宅まで含み、先の経済科学局ハッチンソンの見解とかなり開きがある。もとより司令部とドッジは同一の考えではない。特に住宅金融公庫への資金交付は、政府金融機関を通じた財政投融資の開始として注目したい。この方向はさらに強化されていく。なお債務償還が五〇〇億円に引き上げられ、「二五年度見返資金計画は、債務償還のための実質的準備を持つ均衡予算が二四年度に達成され、また同じものが二五年度予算で実現するだろうという基本的事項を考慮に入れるものである」[32]とのドッジの基本的考えが貫かれていた。

ところで二五年度見返資金への産業設備資金需要は、二四年一二月二一日の安定本部財政金融局「昭和二五年度見返資金産業投資需要額」[33]によると、中小企業を除き一五一九億円中一〇九二億円を見返資金に求めていた。これはドッジの与えた二五年度資金総額の三分の二に達する膨大な要求である。この翌日、やはり同局作成「昭和二五年度見返資金公共事業関係需要額」[34]で公共事業の各省要求がまとめられているが、それは総計一八七億円で、一一〇億円の枠をすでに越えていた。二五年度計画はこの膨大な要求を、ドッジの設定した枠にどう調整するかが問題となった。公共事業については後に個別に検討するので、ここでは主に私企業資金計画をみる。

二五年二月二一日に、安定本部財政金融局は「昭和二五年度見返資金私企業投融資計画査定及び運用方針」[35]を作成した。この中で電力・海運の重視と融資条件の緩和のほかに、諸産業の優先株式引受けや農林水産資金の農林中央金庫の利用、私企業枠四〇〇億円以外の「経済再建安定費」（予備費）からの利用等を想定していた。なおすでに一月に金融機関優先株式引受けの検討が進展しており、それをさらに拡充した要求であった。この案に対し見返資金課は二月二五日付で次の運営計画方針案をまとめている。[36]

表 2-7　昭和25年度私企業配分計画　（単位　億円）

業種	原局要求 (A)	25. 5. 10 閣議決定(D) 合計	1位	2位
電力	222.9	285.0 (電力・海運)	150.0	63.0 (電力・海運)
海運	160.0		72.0	
石炭	43.5	22.0	15.1	6.9
石油	2.0	—	—	—
鉱業	4.0	2.2	2.2	—
鉄鋼	25.2	10.9	10.5	0.4
機械	2.0	—	—	—
化学肥料	10.0	3.6	2.7	0.9
化学薬品	14.0	4.8	2.0	2.8
繊維	19.0	8.0	4.5	3.5
陸運	4.0	2.5	—	2.5
港湾	2.0	—	—	—
ホテル	3.0	—	—	—
農林水産	35.5	7.0	6.0	1.0
中小企業	12.0	12.0	12.0	—
優先株式	52.0	60.0	60.0	—
その他	15.0	—	—	—
合計	626.1	a) 418.0	337.0	81.0
25.3.3安定本部財政金融局案(B)		609.6	(278.4) 400	209.6
25.3.8 安定本部案(C)		626.7	(278.4) 400	226.7

（注）1. (B)(C)のかっこ内は前年度継続分の内書.
2. (D)の閣議決定には私企業枠400億円に対しa)が18億円超過に対し，「差額18億円は全体の予備185億円余より補塡することを決定し折衝のこと」の条件つきで閣議了解となった.

出所：大蔵省資料Z 601-235(A)(B)(C)，Z 620-92(D).

第一　方　針

二五年度運営計画の策定に当っては

㈠　予算に計上されたる各使途につき可及的迅速円滑にこれを使用するを旨とすること。

㈡　財政経済情勢の推移に即応しつつ使用する如く配慮すること。

㈢　最も緊要なるものに対し効果的な使用を図ること。

を旨とし左の要領によるものとする。

第二　要　領

一、債務償還費

債務償還費五〇〇億円の使用については、

㈠　可及的これが産業資金化を図ること特に預金部資金の産業資金化と結びつけて両者を同時に活用するの方途を講ずること。

㈡　一般特別各会計の収支状況と見合いつつ使用すること。

㈢　見返資金の余裕金を過大ならしめぬこと。

㈣　一般会計による債務償還との調和を図ること。

を旨としこれが使用計画を概ね別紙の如く策定する。

二、公企業支出

公企業支出四〇〇億円の使用については、

㈠　予定せられる各項の使途に対し夫々全額を使用することを確保すること。

㈡　迅速円滑に所期の目的に使用すること。

を旨とし、特に公共事業については左記四により合計概ね一五〇億円程度の事業計画を選定しこれに優先順位を附するもの

とする（別紙参照）。（別紙省略――引用者）

(イ)　経済効果又は公共的効果の最も大なる事業を重点的に厳選すること。（総花主義はとらない）

(ロ)　長くも三年以内に完成するものたること。

(ハ)　国の直轄事業として使用し切るものたること。

(ニ)　一般会計公共事業と別個のものたること。

尚住宅金融公庫に対する使用については、公庫発足と同時に一般会計出資と併せ使用しうるよう措置するものとする。

三、私企業支出

私企業支出四〇〇億円の策定については、

㈠　可及的迅速円滑に予算額を使用しうる態勢を整えること。これがため無理な膨大な計画を策定せざること。

㈡　本年度に投資せる継続事業を最優先としこれが資金供給の円滑化を確保すること。

㈢　新規事業については特に基礎的にして最も効果的なる事業就中電力及海運に対し徹底的に重点を指向すること。

㈣　金融機関優先株式制度の活用その他正常の方途による長期資金供給と調和せしめること。

を旨とし、総額を最高四五〇億円の範囲に厳選の上策定すること（別紙参照）。（別紙省略――引用者）

尚新規事業についてはプロジェクト毎の優先順位を附すること又農林業等については農林中金との参加融資方式を考慮すること。

四、予備費（経済再建及安定費）

予備費については対日援助予算未定なると共に不測緊急の使途に充当する余地を残す要あるに鑑み、進駐軍住宅及民間情報教育事業並びに前記私企業投資の予算超過額（以上合計約一〇五億円）の外はこれを留保すること。

この案は安定本部案にある金融機関以外の優先株式発行のごとき当面法制化不能の項目を含まず、現実的な対処を求めていた。運営計画策定に着手した安定本部は原局要求の私企業配分額六二六億円を、三月三日に四〇〇億円の枠

以外に二〇九億円を安定再建費から流用し六〇九億円と査定した（表2-7ⒶⒷ）。ところが三月八日の見返資金運営協議会に諮られた安定本部案（表2-7Ⓒ）は、中小企業等を復活し、私企業融資は総計六二六億円と原局要求に戻ってしまった。この六二六億円の案は結論を得ぬまま閣議に提出される。これに対し見返資金課は三月一〇日付の文書[37]で安定本部側の意図を、①要求が一一〇〇億円もある、②四〇〇億円では継続工事・中小企業・優先株式・電力と海運の新規工事で枠が消え新規工事は不可能、③直接融資を増加したい、④順位付に確信がない、と要約し、大蔵省の意見として、①司令部の意向に即した立案が必要、②予備金の使途を先に決定しない、③一九五〇―五一米国援助予算は未定だが、二五年度見返資金収入は予算を下回る恐れがある、④要求に再検討を要するものがある、との考えを示し、前掲二月二五日付の方針案の原則を強調した。結局、安定本部提出案は三月一三日に閣議で廃案となる。

しかし年度末も迫ったので安定本部財政金融局は暫定計画を策定し、三月二四日の閣議に提出した[38]。それは第一・四半期の政府事業八四億円（年度計四〇〇億円）、私企業七八・八億円（二九九・三億円）、米国目的二七億円（五四・六億円）、その他二九二・二億円（八二七・四億円）という構成で、私企業項目は新規工事を含まない。同案は閣議で第一・四半期の公共事業を取り止める等の一部修正を施し了解された。これは先の見返資金課の継続事業優先方針を採用したといえよう。結局各省要求の集中する私企業投資を中心に安定本部は過大な計画を策定するものの、司令部方針を容れざるをえぬのであった。これに対する経済科学局の意向[39]は、電通・国鉄・林野については「具体的に計画を検討しつつ進行しよう」、また住宅金融公庫については「一般会計出資五〇億円を先づ使用し、状況をみた上で見返資金を使う考え」であり、公共事業については、計画を「一五〇億程度に抑え、工事別優先順位を付して提出するよう希望し」、私企業については、「総合資金計画及び産業投資計画の一環として検討する。私企業投資は銀行の優先株を含めて四百億とする。電力及び海運の外は継続工事についても厳重に検討する」、米国目的利用については、解除は当

然で、事務進行中である、というものであった。

昭和二五年度の特別会計予算は四月三日に成立した。四月二一日に財政課のリードは、私企業投資でワシントンの了解を得ているのは、電力一五〇億円、海運一三五億円、優先株六〇億円、中小企業一二億円、その他四三億円の計四〇〇億円で、日本側の四六二億円の要求に対し、四〇〇億円の原則を強調した[40]。その後四月二七日に経済科学局のフィリップス R.E.Philips と安定本部が会談した際に、私企業四〇〇億円の枠のうち海運を継続分七二億円とし、別に海運・電力・その他産業のための留保六三億円を設定し、私企業投資を承認する旨伝えられたが、この時安定本部がその他産業の個別枠の承認を要求したところ、「司令部としては、日本側において計画を作成することは結構であるが予め計画につき司令部としてコミットすることはできぬ旨繰返し、要は具体的申請を俟つた上で考慮しよう」[41]との原則を固執し、包括承認に対し厳しい態度を示した。

二五年度運営計画は、三月二四日の第一・四半期計画とその後の司令部との折衝で具体化し、安定本部は五月四日に年間運営計画案を作成し、一〇日に閣議で了解されたが（前掲表2-6Ⓒ）、注目すべきは、政府事業が全額「使用」となっていることであろう。また、二五年度のその他産業の個別計画は承認を得られなかったが、優先順位を付し、一位の継続分以外の承認枠から漏れたものは八一億円に達しており（表2-7Ⓓ）、これに予備金を振り向けることが考えられていた。ほかに司令部指示の使途も運営計画に盛り込まれている。

二五年度運営計画は先のようにまとまったが、その実行は遅延した。第一・四半期は国鉄・住宅公庫に支出はおこなわれない。また電力再編が遅れているため、電力業界へも融資がおこなわれず、それが産業界に与えた影響は巨大であった。一方金融機関優先株式が五二億円発行され、その二〇倍の金融債の発行が可能となったが、このような運用は西欧見返資金でも類をみない。その他に米国目的の軍人住宅公社と特定教育事業への利用が開始された。これ以

外に九月一五日に外為会計の資金不足を補うために、見返資金からの一〇〇億円の繰入れが閣議決定されたが、「司令部ではその要なしとの見解」[42]のため実現しなかった。

ドッジ使節団は一〇月七日に三回目の来日をした。ドッジとの見返資金に関しての折衝で問題となったのは、①産業投資枠の拡大、②輸出入銀行と農業銀行の新設、③国鉄・電通への二四年度投資の預金部肩替り、④預金部による金融債の引受け、⑤海運協調融資比率の見返資金の五割から七割への引上げ等であった。同月二五日のドッジ・池田会談[43]で、大蔵省の提出した輸出入銀行創設案は輸出銀行として認められたが、農業銀行案は、認められなかった。国鉄・電通投資の預金部肩替りは認められ、それは見返資金の産業投資を増強するとドッジは考えたが、その実施が延びたのは日本側が肩替りの金を「見返りに回してもその見返りの金が出ないのでは面白くないと考へている」[44]と思われていた。ほかに海運融資比率は五割に据え置くことが決定された。[45]さらに一一月三一日にドッジが池田蔵相に宛てたメモで二五年度中小企業融資枠は二・四億円とし、その他産業四三億円を六〇億円に増大すると伝えた。[46]最終的に一二月二日のドッジの決定で二五年度改訂計画がまとまる（前掲表2-6(D)）。政府事業の輸出銀行出資に二五円億が与えられた。再編の遅れた電力は一〇〇億円に縮小され、一二月から融資が再開される。朝鮮戦争による船腹不足への対応として、海運は一三五億円に増枠され、電力・海運への予備六三億円が全額海運に振り向けられた。これは先に与党自由党が要望していたものである。[47]債務償還はそのまま次年度に流用の含みを残し繰越しとなった。このドッジ決定と同時に資金運用部計画がまとめられ[48]、その中で金融債投資二五年度二〇〇億円、二六年度四〇〇億円が認められており、それにより既述の優先株式引受けによる二〇倍を限度とする金融債のうち、預金部は二五年一二月から二六年三月までの新発債二三二億円中一五〇億円、既発債五〇億円を購入し、見返資金と預金部の連携した市中への資金供給がおこなわれた。[49]これは国鉄・電通への二四年度見返資金投資の預金部肩替り（二六年二月）にも見出せ、両資金の巧妙な駆使は、ドッジ安定計画にとって強力な操作手段であった。特に見返資金が先鞭をつけた各種投資を、預金部資金・資金運用部資金が追って肩替りまたは拡充投資する例が多く（政府事業投資・優先株式による増発金融債引受け・政府金融機関投資）、財政投融資の主要な担い手の推移を確認させるだけでなく、以後の財政投融資との関連でも注視したい。

二五年度を通じ収入一六二九億円（これには預金部への国鉄・電通投資肩替り二七〇億円を含む）に対し、払出しは七九九億円、うち政府事業三八一億円、私企業三三七億円、その他七九億円（九八四ページ表2-4）、となっており、ドッジの改訂計画をかなり下回っており、次年度に繰り越して払出しとなるものも多い。余裕金は九八二億円に達し、そのうち四三五億円が短期証券に運用されていた。見返資金の対民間国庫収支は、二五年度で四一〇億円の散超を示したが、援助物資会計の揚超七〇九億円と連結して考えれば、二九九億円の揚超となり、[50]通貨収縮要因であった。産業設備資金の外部調達一四四八億円中、見返資金直接融資二八五億円は一九・七%を占めたが、電力業への融資停止等のため、前年度を四〇億円上回っただけで、比率は低下した（九八五ページ表2-5）。

三　昭和二六年度

昭和二六年度計画は、二五年一〇月四日に大島見返資金課長がフィリップスに会見した時、その大綱作成を求められて、着手される。[51]同月六日に見返資金課は「見返資金二十五年度及二十六年度予算試案説明」[52]をまとめた。二五年度に関しては、私企業の九〇億円の増加、債務償還一五〇億円の減少、預金部同様の市中指定預金等が考えられており、二六年度に関しては、政府事業を一八〇億円とし、林野・住宅金融公庫・公共事業が見込まれていた（表2-8

表 2-8　昭和26年度見返資金運営計画　（単位　億円）

区　分	25.10.6 見返資金課試案(A)	25.10.24 大蔵省予算大綱案(B)	25.11.22 安定本部案(C)	25.12.2 ドッジ内示(D)	26.4.10 閣議了解(E)	26.10.27 ドッジ改訂(F)
1. 原資	1,300	1,090	1,084	1,186	1,648	1,026
繰入	628	638	638	581	…	546
利益・回収	80	80	80	78	…	76
預金部へ肩替り	270	—	—	—	—	—
前年度繰越	322	371	366	527	…	404
2. 払出	1,300	1,090	932	545	565	720
(1)公企業	180	260	250	90	190	190
国有林野	30	30	30	—	—	—
住宅金融公庫	50	100	50	—	—	—
公共事業	100	50	120	—	—	—
輸出銀行	—	c) 50	50	50	50	50
農林漁業資金	—	d) 30	—	40	40	40
開発銀行	—	—	—	—	100	100
(2)私企業	630	550	666	350	375	514
電力	180	170	250	150	150	250
海運	a) 150	150	170	115	185	224
その他産業	b) 30	e) 32	—	45	—	—
中小企業	20	36	36	40	40	40
金融債引受	200	—	—	—	—	—
プラント輸出	50	—	—	—	—	—
産業合理化資金	—	162	180	—	—	—
農林漁業	—	—	30	—	—	—
(3)その他	490	f) 280	16	g) 105	—	i) 17
3. 繰越	—	—	152	641	h) 1,083	306

（注）a)のうち50億円が継続分，b) e)は継続分のみ，c)は「輸出金融公庫」，d)は「農林金融公庫」，f)は予備または翌年に繰越，g)は銀行手数料5億円を含む．h)は運用を控除し「残額」とある項目．i)は銀行手数料2億，軍人住宅5億，粉乳5億，特定教育事業5億．

出所：大蔵省資料Z511-365(A)，Z601-235(B)，Z522-4(C)，「渡辺武日誌」昭和25年12月2日(D)，大蔵省資料Z620-110(E)，Z711-18(F)．

(A)。政府事業が前年度を大幅に下回るのは二六年度援助輸入の減少が予想されるので政府事業使用を抑え、私企業投資に傾注し、資産維持に努めようとしたからであろう。私企業のプラント輸出金融は輸出銀行として二五年度に実現をみている。この案に対して安定本部財政金融局は一〇月一〇日に「見返資金運営計画(案)[53]」をまとめ、公共事業一五〇億円、私企業投資五九〇億円とし、公共事業に積極的であった。ドッジとの交渉の中で一〇月二〇日に見返資金課は「昭和二五年度及び昭和二六年度見返資金投資計画案[54]」をまとめ、政府事業に林野・住宅金融公庫・公共事業費・輸出公庫・農林金庫の計二六〇億円を含む二六年度計画を立案した。この案を基礎に「昭和二六年度米国対日援助見返資金特別会計予算大綱案[55]」が、同月二四日にまとまり（表2-8(B)）、その中では金融債を削り、新たにその他産業への産業合理化資金を設定していた。これを先述の一〇月二五日のドッジ・池田会談で提案するが、ドッジは農林金融機関の新設に難色を示し、結局一一月二一日に池田蔵相がドッジと面会した際に農林業への融資特別会計が承認された[56]。その翌日安定本部は、私企業投資を電力を中心に増強して計六六六億円とする案（表2-8(C)）を策定しており、なお各省要求を抑えきれていない。安定本部が大蔵省ほど司令部・ドッジ使節団と意見の疎通を図れなかったことも一因していよう。農林漁業三〇億円を私企業に含ませているが、ドッジが農林金庫案に反対したため私企業投資に復活させたものであろう。

ドッジは離日直前の一二月二日に二六年度見返資金計画を決定し、池田蔵相に示した（表2-8(D)）。ドッジは「見返資金の公企業投資は二六年度は輸出銀行と農林融資会計を除いて預金部に廻すこととし公共事業費は結局みとめられない」と述べ、また私企業投資を三五〇億円に絞るかわりに、預金部で二六年度に金融債四〇〇億円を引き受ける等を示した[57]。その際にドッジは、「一々司令部の許可をうける産業投資より預金部で金融債を引受ける方が好ましい」との考えを示し、司令部の解除権を行使する見返資金の私企業投資方針に対し幾分否定的な判断をもっていたようで

ある[58]。それは二五年度の私企業就中電力に対する制裁措置のため、当初計画よりも私企業投資が大幅に遅れている点を考慮したものであろう。司令部側も見返資金の余裕金が二五年度に累増していくのには（二六年二月末最多の一〇四三億円に達した）当惑していたようである。なおドッジ内示の繰越しは六四一億円と見込まれ、資金繰入れの先細りの中で、見返資金の保持があわせて考慮されていた[59]。

このほかに二六年二—三月に見返資金出資による日本開発銀行（以下「開銀」と略称することもある）設立交渉が進められ、ドッジの承認を得て三月一七日にリード財政課長から「日本開発銀行法案」の承認を受けた[60]。その後も池田蔵相は開銀債発行を要請したが容れられないまま、三月三一日「日本開発銀行法」（法律第一〇八号）が公布された。このため二六年度初めからドッジ決定に改訂が加えられる。その他産業四五億円枠を開銀の出資に切り換える「二六年度年間運用計画」[61]が四月一〇日に閣議で了解された（前掲表2-8(E)）。なお二六年度予算は三月二八日に国会を通過し、四月一日に公布された。このため司令部の個別解除承認を必要とするのは電力・海運のみとなり、政府金融機関による包括的な資金利用承認は一層増大した。西欧見返資金の金融機関経由融資は、その支出計画につきECAと協議を要したが[62]、日本では政府・当該金融機関の裁量に委ねられた包括承認となり、ために司令部は出資に慎重であった。

これ以外にリード財政課長は三月六日に見返資金から二〇億円を払い出して、特別会計を設置するSCAPIN草案を渡辺財務官に示した[63]。これは特別調達庁に資金を供給して朝鮮戦争遂行のための労働力等の調達を目標とした明白な米国目的利用であるが、結局見返資金からの支出はおこなわれず、終戦処理費から七五億円を繰り入れて特別調達資金が設置される。

見返資金の払出しは、前年度繰越分の支払いを除き、開発銀行に各四半期二五億円ずつ計一〇〇億円、輸出銀行に

五〇億円、農林漁業資金融通特別会計（同会計法は三月三一日公布法律第一〇六号）に四〇億円の出資または繰入れをおこなった（九八四ページ表2-4）。特に開銀創設は単に復金承継のみならず、見返資金以後の産業投資を想定したものとして重視したい。二六年度に見返資金の関与した政府金融機関は出揃い、それらは開銀を軸に再編されることになる。これら政府金融機関の設立により見返資金は私企業への直接融資から間接融資へと重心を移し始めた。これは見返資金設立交渉の中で示された司令部への要望の直接融資よりは間接融資をという方針に沿い、また見返資金運営の二年間の実績と講和間近の司令部側の監督の緩和が反映していよう。ほかに注目されるのは前年度債務償還に予定した五〇〇億円がそのまま繰り越され、九月に四九四・一七億円の国債を購入したことであろう。これにより見返資金は次年度もかなり確保される。

ところでドッジ使節団は二六年一〇月二八日に四回目の来日をして、二六年度計画の改訂をおこなった。到着前の二七日の日付の改訂計画案（前掲表2-8(F)）について、一一月一日付のドッジ・メモは次のように説明している[64]（執筆者訳）。

米国対日援助見返資金の利用しうる原資の状況と補正予算に振り向けられる利用計画とを比較すると、二六年度当初計画に比べてみると、一六八億円の投資利用資金の減少がみられ、その一二〇億円は前年度からの繰越しの減少で説明され、四〇億円は米国援助処理会計から繰入れの減少である。

運営計画は政府事業への投資と贈与を一〇〇億円増加し、その総てを二六年度改訂計画の下で日本開発銀行の資本に出資している。

私企業への投資は一六〇億円増加したが、その電力への一〇〇億円と海運への一一〇億円の必要額は、見返資金から産業融資のために日本開発銀行へ移転したその他産業融資の減少四五億円で相殺されている。

特定利用への融資と贈与は、当初計画で八五億円の減少を示したが、そのほとんどは軍人家族住宅への配分であり、少額の部

分が学校給食用粉乳計画である。

国債の取得はない。食糧証券保有は三三九億円減少し、五〇%を僅かに上回っている。こうして二六年度半ばに私企業融資の拡張が承認されたが、右メモに「国債の取得はない」というのは、先の国債購入四九四億円が前年度計画による支払いだからである。

九月八日に対日講和条約が調印され、占領終結が近づいたので、見返資金を多額に残さぬため積極的な電力・海運への融資がおこなわれた（九八四ページ表2-4）。結局五四二億円の資金受入れに対し一二二五億円の支払いがおこなわれ、対民間収支は六〇七億円の散超を記録し、しかも援助処理会計揚超八三億円を大幅に越え、[65] 援助物資売却と見返資金繰入れによる通貨収縮という前年度までの構成は完全に変化していた。産業設備資金供給における見返資金は（九八五ページ表2-5）、電力・海運・中小企業融資のみなのに二〇・九%に達し、開銀出資を考慮すればその寄与はさらに高くなろう。

四　昭和二七年度

米国対日援助は二六年六月末に打ち切られ、援助物資は二七年二月に最終入港し、援助輸入が終了した。二七年四月二八日の講和発効で見返資金の司令部解除承認は不要となることがはっきりしてきた。したがって講和発効後の状況を考慮して二七年度計画が立案される。[66] 二七年度計画の最初の概要を示すものとして、二六年度ドッジ改訂計画（二六年一〇月二七日）に盛られた二七年度計画によると（表2-9(A)）、資金四三六億円で、政府事業は皆無、私企業融資は電力・海運のみ四〇〇億円、これ以外に五・九四億円を上回らない特定教育事業等を未定のまま残していた。[67] 特定教育事業への支出を講和発効後に想定しているのは興味深い。この案についてのドッジの詳しい説明は見当たらないが、講和発効後の計画についてドッジも深くかかわる意図はなかったと思われる。

見返資金課は二六年一二月二〇日に、講和後の援助債務返済を組み込んだ二七年度運営計画を省議にかけた[68]（表2-9(B)）。それは資金規模を七〇二億円と見積もり、ドッジ案より大幅に増大している。この違いは見返資金課が保有国債売却三〇〇億円を計上しているからである。払出項目でも国民金融公庫を含む政府金融機関への投融資一〇五億円を計上していた。しかし中小企業融資肩替りを前提とした国民金融公庫出資案は採用されない。債務返済一〇六億円も注目され

表 2-9　昭和27年度見返資金運営計画　（単位　億円）

区分	26. 10. 27 ドッジ案 (A)	26. 12. 20 見返資金課案 (B)	27. 1. 8 閣議決定 (C)	27. 11. 28 閣議決定 (D)
1. 原資	436	702	700	700
利益・回収	130	132	135	135
手持国債売却	—	300	300	300
前年度繰越	306	270	265	265
2. 払出	400	651	600	600
(1) 公企業	—	105	100	100
輸出銀行	—	25	30	30
開発銀行	—	35	40	40
農林漁業資金	—	20	30	30
国民金融公庫	—	25	—	—
(2) 私企業	400	440	460	488
電力	250	300	300	300
海運	150	140	140	160.5
中小企業	—	—	20	20
長期信用銀行	—	—	—	7.5
(3) 返済	—	106	—	—
(4) その他	a) 0	—	40	12
3. 繰越	36	51	100	100

（注）　a)は銀行手数料200万円，特定教育事業100万円.
出所：大蔵省資料 Z 711-18(A)，Z 511-366(B)，Z 620-119(C)(D).

るが、対米債務確認交渉が全く未着手の状態なので二七年度返済は見送られる。そのためこの見返資金課案は一二月二六日に改訂され、この改定案どおりに、二七年一月八日に「見返資金運用計画」が閣議決定される[69]（表2-9(C)）。それは政府事業を一〇〇億円とし、国民金融公庫出資を取り止め中小企業項目を復活させ、返済項目を削除した。この決定に則して二七年度計画が実施される。

二七年度の収支実績をみると（九八四ページ表2-4）、繰入れは軍払下物資代金二二・六一億円のみで、他に運用収益・回収・保有国債売却があり、計四二九・七億円の入金があった。政府事業投資は農林漁業資金会計への融資三〇億円が計画どおりおこなわれたが、輸出入銀行の出資はおこなわれなかった。私企業融資は電力一九八億円・海運一一九億円他にとどまり、計画を大幅に下回ったが、それは九月一日に海運・農林漁業・中小企業を除く各産業既往融資七三六億円が、また一〇月一九日に残る右三業種六三四億円が開銀に承継され、見返資金私企業直接融資が終了したからである[70]。この措置に伴い私企業融資審査・管理事務に当たっていた日銀資金局は一〇月末で廃止された。それより前の七月三一日に安定本部は廃止され経済審議庁となり、また八月一日に見返資金課と臨時通商業務局が廃止になり、前者は理財局経済課、後者は通商振興局経理課の担当となり、見返資金運営機構は決定的に縮小した。

見返資金運営計画は一一月二八日の閣議で、日本長期信用銀行（一二月一日創業）への優先株式（配当七・五%）七・五億円の出資を決め[71]（表2-9(D)）、改訂が加えられた。また電力・海運他への開銀経由融資を実施するため、一二月一六日に、先の一月八日の閣議了解運営計画の備考に「電力、海運及び中小企業に対する運営計画額のうち、日本開発銀行が見返資金私企業貸付債権を承継した日までに支出されなかったものについては、日本開発銀行に貸し付けることができる」[72]を追加し、私企業枠未融資分が開発銀行に融資されることとなり、二七年度に、二二〇億円の融資をみた（九八四ページ表2-4）。

表 2-10　昭和28年度見返資金運営計画　（単位　億円）

計画年月	28. 1. 8 理財局案(A)	閣議決定(B) 4月25日	6月23日	7月17日	小計
運営期間	28年度	4—5月分	6月分	7月分	4—7月分
資金合計	408.5	75	60	50	185
開発銀行	300.0	50	50	45	145
電源開発	—	25	10	5	40
その他	108.5	—	—	—	—

（注）1. (A)の原資408.5億円のうち，前年度繰越87.5億円，運用利殖金収入111.9億円，運用資金回収9.1億円，国債売却200.0億円．
2. (B)の「開発銀行」は融資，「電源開発」は出資．
出所：理財局所蔵資料(A)，大蔵省資料Z620-131(B)．

見返資金の対民間収支は四九四億円の散超となり、繰入れが終了したため対市中散布に徹した[73]。産業設備資金外部調達において（九八五ページ表2-5）、見返資金は一〇・八%、開銀は一一・八%を占め、また、見返資金の私企業直接投資が終了したため、政府関係資金産業投資の主役は開銀に決定的に移行し見返資金の使命はほぼ終わった。

五　昭和二八年度

昭和二七年度に開発銀行に既往融資を承継させ、しかも開銀に産業資金の供給をおこなった見返資金は、直接融資をやめ、政府金融機関を通ずる財政投融資をおこなう資金に性格を転じていた。二八年度計画は理財局の二八年一月案によると、国債売却二〇〇億円を含む四〇八億円の資金のうち、開銀に対する三〇〇億円の融資と「その他」一〇八億円の留保が見込まれていた[74]（表2-10(A)）。だが、その後、産業投資特別会計の設立計画が進展し、見返資金会計は二七年度末でこの会計に承継される予定であった。ところが、この案は二八年三月一四日に衆議院が解散となり、衆議院で審議未了となったため、二八年度も見返資金が存続することになる。

開銀の投資計画と二七年七月三一日の「電源開発促進法」(法律第二八三号) に基づき同年九月に設立された電源開発株式会社の投資計画に沿い、二八年度の両社への政府投資が必要であり、産業投資会計から予定した投資が不可能となったため、見返資金から投資がおこなわれる。第一六国会開会が五月一八日となっていたため、四－五月の産投会計設置は不可能と判断され、政府は四月二五日の閣議で開銀へ五〇億円の融資、電源開発へ二五億円の出資を決定し (表2-10(B))、暫定予算が五月三〇日に成立しそれぞれ実行された。その後も産投会計の設置が遅れたため、六月二三日に六〇億円、七月一七日に五〇億円の投資が決定された (表2-10(B))。電源開発へは四〇億円が閣議決定どおり出資されたが、開銀へは一三八億円の融資にとどまり (九八四ページ表2-4)、そのまま、二八年八月一日に設置された産業投資特別会計に見返資金の資産は承継され、見返資金特別会計は終了した。

(1) 「渡辺武日誌」昭和二四年三月二〇日。
(2) 経済企画庁所蔵資料。
(3) 同前。
(4) 同前。
(5) 同前。
(6) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
(7) 経済企画庁所蔵資料。
(8) 同前。
(9) たとえば、運輸省「対日援助見返資金運用計画に対する意見」昭和二四年五月六日 (同前) がある。
(10) 日本銀行資金局「一九四九年度対日援助見返資金企業投資計画 (安本案) に対する意見」昭和二四年五月七日 (同前)。
(11) 経済企画庁所蔵資料。
(12) 「一九四九年度対日援助見返資金企業投資計画要請の概要」昭和二四年五月一〇日閣議了解(大蔵省資料Z六二〇－七七、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一八巻「資料(2)」三五九ページに収録)。

(13) 見返資金課「第一、第二、四半期の運用計画について」昭和二四年六月一八日 (大蔵省資料Z五〇六－三)。
(14) 陸軍省の予算局への琉球を含む一九五〇年度ガリオア予算 (管理費を含む) 要求は五億六一四〇万ドルであったが、大幅に削減された (Memo., Garvin for Voorhees, Allotment of Reduced GARIOA Funds for Fiscal Year 1950, 31 May 1949. (大蔵省資料Z七〇三－五九)。
(15) 前掲「第一、第二、四半期の運用計画について」(大蔵省資料Z五〇六－三)。
(16) 見返資金課「年間運用計画案の件」昭和二四年七月二日 (同前)。
(17) 同「年間計画の件」昭和二四年七月五日 (同前)。
(18) 同「第一回運用申請の件」昭和二四年七月五日 (同前)。この資料によれば、司令部は「ツナギ融資は、既に金融がついているといえるから、この種のものを見返資金から出すことに対し難色あり。殊に司令部は何等約束していない旨を強調」した。
(19) Memo., Morrow to Marquat, the Use of Counterpart Fund to Stimulate Foreign Trade, 30 June 1949. (大蔵省資料Z七〇三－五九)。
(20) Memo., LeCount for Marquat, Program for Use of Counterpart Funds, 13 July 1949. (同前)。
(21) Memo., Morrow to Marquat, Japanese Government Proposal for Counterpart Fund and ESS Counterproposal, 20 July 1949. (同前)。
(22) 見返資金課「公共投資案の件」二四年七月二六日 (大蔵省資料Z五〇六－三)。また、この資料によれば、司令部は、「鉄道電化についても、本年度予算の作成に際し政府、国会、府県、業界等あらゆる方面からの要請をきいたが結局承認されなかつたものであつて、今これを見返資金の運用として認めることはできない。その他の公共事業も同様である。」と主張した。
(23) Outgoing Message, SCAP to DA WASH DC, n.d. (大蔵省資料Z七〇三－五九)。
(24) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一一巻「金融(1)」第五章二－三節を参照。
(25) Dodge, FY49 and FY50 Counterpart Fund Programs, n.d. (大蔵省資料Z七一一－八)。
(26) Memo., MOF for ESS, Application for Release of the U.S. Aid Counterpart Fund for Deposit (or loan) with or to Banks, 16 Feb. 1950. (大蔵省資料Z六〇一－二三六)。次に全文を掲げておく。

銀行への預金（あるいは融資）に米国援助見返資金の解除を適用することについて

（ＥＳＳ宛一九五〇年二月一六日ＦＣＯ二三一―五〇ＦＩ／ＣＦ）

一、参照（略――引用者）

二、政府資金の一部の利用で産業に長期資金を供給するため、次の諸項が貴局の承認を求め提案される。

ア、五〇億円が、長期資金供給のため該資金を利用することに同意を受け次第、諸都市銀行に預金または融資のために解除されよう。

イ、預金（または融資）は一〇年間におよそ年五・五％の利子を得る。

ウ、右記資金の預金を受けた諸銀行はその資金の利用に関し大蔵省から前もって承認を得る。

エ、各銀行への右記資金の実質的な割当は、その割当が実行されている時はいつでも、ＥＳＳに報告される。

オ、他の五〇億円は同様の目的のため、同様の方法で預金部から解除される。

カ、貴局の承認を要請する。

大蔵大臣　池田勇人

これに対するＥＳＳの返答文書は、作成番号がなく、ＥＳＳの預金への難色や、五・五％金利要求から考えて、大蔵省あての打診案とも考えられる（Memo., ESS to MOF, Application from Minister of Finance for Release of the U.S. Aid Counterpart Fund Deposit (or loan) with or to Banks, 16 Feb. 1950.（同前）。

(27)　預金部預託金運用については『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一〇巻「資金運用部資金」八四〇―四七ページ。

(28)　同第一〇巻「国庫制度国庫収支」一四五、一五一ページ。

(29)　「渡辺武日誌」昭和二四年一一月一〇日。

(30)　見返資金課「昭和二五年度見返資金運用について」昭和二四年一一月二一日（大蔵省資料Ｚ五〇六―三）。

(31)　「渡辺武日誌」昭和二四年一一月二三日。

(32)　Dodge, FY49 and FY50 Counterpart Fund Programs, n. d.（大蔵省資料Ｚ七一一―八）。

(33)　経済企画庁所蔵資料。

(34)　同前。

(35)　同前。

(36)　大蔵省資料Ｚ六〇一―二三五。

(37)　見返資金課「二五年度私企業投資計画案の件」昭和二五年三月一〇日（大蔵省資料Ｚ五〇六―三）。

(38)　安定本部「援助資金運用暫定計画（案）」昭和二五年三月二二日（大蔵省資料Ｚ六〇一―二三五）。

(39)　見返資金課「二五年度第一、四半期見返資金の見透について」昭和二五年三月二一日（大蔵省資料Ｚ五〇六―三）。

(40)　同「第一、四半期支出計画及び二五年度計画について」昭和二五年四月二二日（同前）。

(41)　同「二五年度私企業投資計画の件」四月二八日（同前）。

(42)　見返資金課「見返資金の近況」昭和二五年九月二六日（同前）。

(43)　「渡辺武日誌」昭和二五年一〇月二五日。Conference, Mr. Dodge―Mr. Ikeda, 25 Oct. 1950.（「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Ｚ七一一―一二）。

(44)　「渡辺武日誌」昭和二五年一〇月一六日。

(45)　海運業への融資比率の引上げにイギリスから抗議がきた（同前、一〇月三〇日）。

(46)　Memo., Dodge for Ikeda, Increased Allocation from the Counterpart Fund, 31 Oct. 1950.（「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Ｚ七一一―一二）。

(47)　自由党「二五年度見返資金融資計画に関する申入」昭和二五年六月四日（大蔵省資料Ｚ六二〇―九二）。

(48)　Trust Fund Program, 2 Dec. 1950.（大蔵省資料Ｚ七一一―一二）。

(49)　前掲書、第一〇巻「資金運用部資金」八六八ページ。

(50)　前掲書、第一〇巻「国庫制度国庫収支」表4-21。

(51)　見返資金課「来年度予算案等の件」昭和二五年一〇月五日（大蔵省資料Ｚ五〇六―三）。

(52)　大蔵省資料Ｚ五一一―三六五。

(53)　経済企画庁所蔵資料。

(54)　大蔵省資料Ｚ六〇一―二三五。

(55)　同前。

(56)　「渡辺武日誌」昭和二五年一一月二一日。

(57)　同前、一二月二日。

(58) 同前。

(59) ドッジはESSのケネディ T.O. Kennedy, Director, Utility & Product, に宛て次のようにいっている。「不幸にして見返資金は無尽蔵ではない。翌年のそれは今年よりずっと少くなろう。二六年度は何らかの見返資金がある最後の年になるかもしれないのだ。」(Memo., Dodge for Kennedy, Dec. 1950.)(大蔵省資料Z七一一—一二)。

(60) 「渡辺武日誌」昭和二六年三月一七日。

(61) 大蔵省資料Z六二〇—一一〇。

(62) 大島寛一「西欧(特に英仏伊)における見返資金について」(大蔵省資料Z五一一—三六六)。

(63) 「渡辺武日誌」二六年三月六日。この経緯は前掲書、第五巻「終戦処理費」七三八—四〇ページ参照。

(64) Memo., Dodge, Rehabilitation of the JFY 51 Supplementary Budget to the Trust Fund, 1 Nov. 1951. (大蔵省資料Z七一一—一六)。

(65) 前掲書、第一〇巻「国庫制度国庫収支」一八四ページ。

(66) 四月二八日にESSのフィリップスは、以後見返資金の報告の法的義務がない旨伝えてきたが、大蔵省はディール事務所に決定・実績等を連絡することを五月九日に決定した(「今後の見返資金の運用について」理財局所蔵保存文書資料)。

(67) 1952-53 Current Program, 27 Oct. 1951. (大蔵省資料Z七一一—一八)。

(68) 大蔵省資料Z五一一—三六六。

(69) 見返資金課「見返資金運用計画」昭和二六年一二月二六日(理財局所蔵資料)、大蔵省資料Z六二〇—一一九。

(70) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(71) 大蔵省資料Z六二〇—一一九。

(72) 同前。

(73) 前掲書、第一九巻「統計」二五六ページ。

(74) 表題なし、昭和二八年一月八日(理財局所蔵資料)。

第三章　見返資金の運用使用状況

第一節　債務償還および国債買入れ

一　復興金融債券の償還と国債買入れ

見返資金設置の司令部覚書（SCAPIN一九八八）や「米国対日援助見返資金特別会計法」で明記されているように、見返資金の主要な使途に政府債務の償還がある。しかもそれは日銀のみならず市中金融機関保有分も償還の対象とされ、信用政策の一環として位置づけられた。だが二四年四月には、「国債を本資金が買入れた後の処理についてはマクダイアミッド氏はこれを消却する意向であるが、リード氏はこれを手持し、状況に応じ更に他に売却することも考えられる」(1)と、司令部側でも必ずしも意見の一致がみられなかった。この時財政課のリードは償還期が早く到来する復興金融債券（以下「復金債」と略称する）の償還を、交付公債でおこなうことを提案している。

具体策として大蔵省は二四年四月二六日に「援助資金による国債償還」(2)をまとめた。その中で、償還は買入消却の

方法による、二四年度は日銀所有分を償還しない、等を予定した。だが先のリードの復金債償還案を容れて、五月一〇日閣議了解された「一般的基準」(3)の中では、日銀信用政策と関連づけて、「国債の銘柄については、復金債償還のための交付公債を最優先とするが、その他のものについては現在の金利水準との関連、一般金融の運営状況を考慮して具体的に選定するものとする」と定め、復金債償還がほぼ確定した。ちなみに二三年度末で復金債は一〇九一億円あり、そのうち預金部九三億円、日銀六一〇億円、市中金融機関二五一億円、農林中金一三六億円という構成であった。

六月一三日の日銀資金局通知「復興金融債券の償還に関する件」(4)によると、一〇九一億円の償還財源は、一般会計三〇〇億円、見返資金六二四億円、回収金二五億円、石炭鉱業等の赤字補填のための交付国債一四一億円と決定した旨伝えている。以後は償還方式が課題となる。六月一七日に司令部財政課に提示した安定本部作成の二四年度第一、二・四半期計画で、第二・四半期に復金債償還一〇〇億円が見込まれていたが、これに対し財政課のリードは、「復金債償還を第二・四半期に見込むよりは、第二・四半期における復金債償還は予ねての予定の如く政府出資に備えて余裕金をもっている方を可とする」(5)との意見を述べ、第二・四半期の見返資金による復金債償還は実施されないこととなる。見返資金課は、「復金債償還期との関係上第二・四半期において余裕金を生ずる形となるので、これを防ぐための一案として第二・四半期におけるマーケットオペレーションの可能性につき非公式に日銀当局の見込を徴したところ、市中は復金債の売却を渋るべきにつき、援助資金により日銀手持復金債を買上げ、日銀において市中手持国債を買入れる方式を正式に希望し来った」(6)が、これに対応し見返資金課は次の処理方針をまとめた。(7)

復金債買入及び余裕金運用の件（昭二四、八、八理見）

一、復金債の買入

(一) 見返資金の運用を日銀の市場政策と関連せしめつつ、信用の調節、緊要なる産業資金の供給及び復金債の償還を併せ行うため、見返資金は、下半期に償還を予定せられる復金債を日本銀行より買入れるものとする。

(二) 右の買入は日銀がオペレーションにより市中より買上げたる国債及び復金債の額並びに日銀貸出高の推移等を勘案しつつ実施するものとし差当り八月中六〇億円以内とする。

(三) 見返資金は右により買入れたる復金債を償還期迄保有するものとする。

(四) 買入価格は額面より未経過利子（償還手数料の未経過分を含む。）を差引きたる額による。

二、余裕金の運用

(一) 見返資金の余裕金のうち、差当り二〇〇億円を限度として政府短期証券（差当り糧券）を買入れるものとする。

(二) 右買入は出来る限り市中金融機関手持分を優先するを本旨とするも差当りその可能性なきにつき日銀手持分の買入を行うものとする。

(三) 日本銀行より買入れる短期証券については見返資金の資金繰上必要あるときはこれを売戻することを予約しておくものとする。

(四) 買入価格は額面価格より未経過利子を差引いた額による。

備考　この際、見返資金のうち六二五億円は、復金債償還のためにする交付公債買入償却に使用すること、並びに復金債の償還は先づ一般会計からの出資（三〇〇億）及び復金手持の交付国債により行い、次いで見返資金（六二五億）により行うことの既定二方針を再確認すると共に、この方針により司令部に対し申請するものとする。

こうして日銀市中オペレーションに応じ、八月から復金債を購入し、満期償還するつもりでいた。しかし先のリードの方針で第二・四半期に見返資金による償還はおこなわれない。しかも九月六日には次のように方針が変わり、購入後直ちに国債整理基金特別会計へ繰り入れて消却することになる。(8)

援助資金による復金債の償還等について（二四、九、六）

一、復金債の償還

(一) 援助資金は左により本年度下半期に償還期の到来する復金債六二、四六七百万円の償還のため復興金融金庫に対し交付される国債の買入れ、償却に使用するものとする。

二四年度第三四半期　二五、〇〇〇百万円以内

第四四半期　総額六二、四六七百万円のうち第三四半期における買入れ済額を差引いた額（約三八、〇〇〇百万円）

総　額　六二、四六七百万円

(二) 方法は左による。

1、復興金融金庫に対し、出資交付公債が交付されたときは、援助資金は即日復金より右交付公債を買入れる。

2、1により買入れた交付公債は直ちに援助資金特別会計より国債整理基金特別会計の所属に移して償却する。

3、復興金融金庫は、右の交付公債の売却代金をもって復金債の償還を行う。

二、余裕金による短期証券の一時保有

援助資金余裕金は援助資金の資金繰り並びに財政、金融状況を勘案しつつ必要に応じ、これをもって食糧証券又は大蔵省証券の一時保有を行うものとする。

三、手　続

(一) 援助資金の運用又は使用の手続に関する政令により

1、安本に対しては第三四半期の予定書を送付し

2、閣議の決定を求め

(二) 総司令部に対し承認方申請する。（一、のみ）

九月三〇日の閣議で、第三・四半期二二四億円、第四・四半期四〇〇億円の償還が決定され、直ちに司令部へ解除申請がおこなわれた。[9] これは一〇月一九日の経済科学局との定例会見で承認を受け、一一月一〇日に復金に対する交付公債一〇億余円を購入し、即日消却し、同一手続は以後も続く。[10] 復金はその資金で復金債の償還をおこなった。その後一一月一〇日に経済科学局のフィリップスから「現在日銀手持の復金債を見返資金により速に償還消却すること」が提案される。理由は①復金債償還の促進、②復金債の利子負担の軽減にあった。ただし「司令部としては、本措置により市中に対し特に資金の放出を促進することを望まぬ」意向であった。[11] この繰上げ償還は一一月三〇日の閣議で資金繰りの都合で九月三〇日決定の「計画にかかわらず、第四・四半期使用予定分の一部を第三・四半期に繰上使用するものとす」と決定された。[12] これは一二月五日に承認を受け、七日に満期復金債償還三〇億円と一緒に二二〇億の日銀手持復金債の償還がおこなわれた。この見返資金支出は食糧証券二五〇億円（額面）を日銀に売り戻して手当された。[13] 日銀保有分の償還は通貨収縮要因であるが、先の司令部の要望に反し、ほとんど市中に散布された。したがって通貨収縮に積極的に貢献したとはいいがたいが、復金の膨大な債務を消却し、対市中資金散布をおこなったことは、政府資金投資の主要な担い手の交代を象徴するものであろう。見返資金は第三・四半期に三八九億円、第四・四半期に二三五億円、計六二四億円の交付公債を買入れ消却し、[14] この資金で復金は復金債の償還をおこなった。

二五年度債務償還計画は、先述のようにドッジが五〇〇億円の枠を決定した（九八七ページ表2-6）。これに沿って二五年二月二五日に見返資金課は「昭和二五年度における見返資金による債務償還計画」[15] をまとめた。その中で見返資金による預金部および日銀保有国債の償還について第一・四半期二〇〇億円（預金部一五〇億円・日銀五〇億円）、第二・四半期一五〇億円（預金部）、第三・四半期一〇〇億円（日銀）、第四・四半期五〇億円（日銀）と予定した。ほかに一般会計で七八五億円の債務償還が計画されている。しかしインフレ抑制も見るべき効果をあげていたので、国債

償還は実施されぬまま、二五年一二月二日のドッジの改訂計画で、全額が次年度に繰り延べられた。これによる余裕金の増大はデフレ効果を有した。

二六年九月一日に国債四九四億円（額面五〇〇億円）を購入した。これは先に繰り延べた五〇〇億円の利用であったが、この国債は消却されずに保有された。これに関して大島見返資金課長は、後日次のように述べている。(16)

前年度予定された国債償還をぜひ実施するようにという強い要請が司令部から行われたのでありますが、わが方としましては、債務償還に使い切ってしまうことを避ける意味におきまして、とりあえず国債を買入れ、手持しておくという次第で、がまんしてもらうことになったのであります。これは後日見返り資金がなくなります二十七年度におきまして、これを売却して投資することができる措置、含みを残すためのものであったのであります。

この国債は援助処理会計からの繰入れがなくなった二七年度に資金運用部に売却され、新たな投資財源として活用された。

二　短期証券保有

見返資金余裕金で保有した政府短期証券は、食糧証券・外国為替資金証券・貿易資金証券の三種類である。金利は日歩一銭三厘、二七年四月に一銭五厘に改訂された。

見返資金には、二四年七月一日に第一回の資金繰入れがおこなわれたが、その解除は捗らず、日銀への預金として保有されていた。一方、市中金融は逼迫し、その緩和策の一環として見返資金の余裕金が着目された。先述の八月八日の「復金債買入及び余裕金の運用の件」(17)で、市中短期証券の優先買入れを掲げていた。つまり見返資金の短期証券買入れで市中に直接資金を供給することが企図されていた。この案を大蔵省は八月一七日に司令部に打診し、司令部は食糧証券への運用や日銀への売戻しも認める意向を示した。(18)その時、日銀と別途に見返資金による食糧証券のオペレーションを認めようとするリードと、日銀オペレーションと重複させぬとするフィリップスとの間に意見の違いがみられ、経済科学局内の方針も確定していなかった。この提案は八月二九日に公式に司令部財政課に財務官より提出された。この「食糧証券あるいは他の政府短期証券を購入する見返資金の一時余裕金の暫定利用についての覚書」(19)の中で大蔵省証券も追加され、直接引受けや日銀売戻しにも言及されていた。翌日財政課は大蔵省宛て「食糧証券および大蔵省証券の購入への見返資金残高の一時的利用について」(20)を渡し、先の案を承認したが、その中で、短期証券に流動性をもたせるとともに、日銀オペレーションに慎重に同調することを求めていた。ただし大蔵省証券は二三年二月に全部償還されて、見返資金は一度も購入していない。九月五日に額面一〇〇億円の食糧証券が購入され、見返資金の短期証券運用が始まる。先述の九月三〇日の閣議決定で、復金債の償還と同時に食糧証券等への運用を追認した。なお、食糧輸入増加に伴う食糧証券増発分を見返資金に保有させる提案が、同年一一月にドッジに示されたが、承認され

表 3-1　政府短期証券保有状況　（単位　億円）

年月末	政府短期証券				食糧証券		外為証券	
	総額	うち）見返資金	預金部	日銀	総額	見返資金	総額	見返資金
昭和24. 9	885	250	229	207	830	250	—	—
25. 3	1,189	153	263	593	1,180	153	—	—
25. 9	968	473	293	2	618	290	200	75
26. 3	1,180	372	510	2	1,180	372	—	—
26. 9	625	39	510	3	625	39	—	—
27. 3	1,940	275	1,305	116	1,240	145	700	130
27. 9	1,000	13	585	125	300	13	700	—
28. 3	2,790	277	1,600	707	1,470	127	1,320	—

（注）額面金額により，朝鮮食糧証券を含まない．
出所：大蔵省理財局『国債統計年報』昭和25-27年度，大蔵省資料Ｚ522-4．

なかった。この運用は二五年八月以後、外国為替資金証券・貿易資金証券に拡張された。

見返資金の短期証券運用は（表3-1）、日銀・預金部と並ぶ保有高を示し、短期証券におけるインベントリー・ファイナンスである。しかも短期証券運用は最初の包括利用の承認であり、季節変動や他の操作で保有高の増減はあるが、短期証券市場で日銀の金融操作を支援する役を担った。

(1) 理財局見返資金課「援助資金について」昭和二四年四月（大蔵省資料Z五〇六―三）。

(2) 大蔵省資料Z五二六―五―一四（『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一八巻「資料(2)」三五七―五八ページに収録）。
なお国債償還および短期証券全般については前掲書、第一一巻「政府債務」編参照。

(3) 「米国対日援助見返資金の考え方案（一般的基準）」昭和二四年五月一〇日（大蔵省資料Z六二〇―七七、前掲書、一八巻「資料(2)」三五八―五九ページに収録）。

(4) 大蔵省所蔵日本銀行資料（前掲書、第一二巻「金融(1)」六九七ページに収録）。

(5) 理財局見返資金課「第一、第二、四半期の運用計画案について」昭和二四年六月一八日（大蔵省資料Z五〇六―三）。

(6) 同前。

(7) 大蔵省資料Z六〇一―二三五。

(8) 大蔵省資料Z六〇一―二三四。

(9) 大蔵省資料Z六二〇―七七（前掲書、第一八巻「資料(2)」三六六―六七ページに収録）。

(10) 見返資金課「復金債償還のための交付公債の買入、償還について」昭和二四年一〇月二一日（大蔵省資料Z五〇六―三）。

(11) 同「日銀手持復金債の繰上償還の件」昭和二四年一一月一〇日（同前）。

(12) 大蔵省資料Z六二〇―七七。

(13) 見返資金課「復金債の繰上償還及び宮崎、大分県営電力等について」昭和二四年一二月五日（大蔵省資料Z五〇六―三）。

(14) 『見返資金の記録』一八七ページ。

(15) 大蔵省資料Z六〇一―二三五。

(16) 大島寛一口述「見返資金の経過について」昭和二七年一二月四日（『戦後財政史口述資料』第四分冊、五七ページ）。

(17) 大蔵省資料Z六〇一―二三五。

(18) 見返資金課「粗券に短期運用の件」昭和二四年八月一八日（大蔵省資料Z五〇六―三）。

(19) Memo., Financial Commissioner for ESS/FI, a Provisional Utilization of the temporarily dormant part of the Counterpart Fund Purchasing Food Certificate or Other Short Term Government Certificates, 29 Aug. 1949.（大蔵省資料Z六〇一―二三六）。

(20) Memo., ESS/JF to MOF, Temporary Use of Counterpart Fund Balances for Purchase of Food Certificates and Treasury Bills, 30 Aug. 1949.（大蔵省資料Z七〇三―五九）。

第二節　政府事業投資

一　電気通信事業特別会計

通信事業特別会計によって運営されていた電信電話事業は、戦争による荒廃のため通信能力を著しく減退し、電話加入者は戦時のピークの一八年の半分に減り、市外電話回線の距離は三分の二に落ちていた（表3-2）。その他の諸設備の衰退はいうまでもない。占領初期から司令部民間通信局 Civil Communication Section は通信設備の再建に乗り出し、アメリカ軍優先回線の確保に努めた。だが一般電信電話の復旧は遅れていた。二二年三月一五日の持株会社指定で、日本電信電話工事会社他が逓信省に吸収され、国鉄電話を除き電信電話事業は統合される。その後二三年七月二二日のマッカーサー書簡で逓信省の二分割が提示され、二四年六月一日に電気通信省が発足し、電気通信事業特別会計として単独経営に従事する。(1)

見返資金設立の決定前に、安定本部通信局は、「昭和二四年度通信サービス復興目標の設定について」(2)（昭和二四年二月二六日）の中で、次の方針を掲げていた。「現在の通信施設の状況並に輸送状況を基礎とし産業活動に特に必要なる通信の改良に考慮を払うとともに独立採算の達成上有利な近距離通信等の改良にも留意する」とし、通信事業の収支改善を目標にした。具体的な改善目標は、都市間普通電報所要時間四時間、至急電報二時間、市外電話（四〇〇キロ以上）待合時間二時間等と設定されていた。ただし敷設回線等に言及はない。だが通信事業は赤字を続け、建設投資

資金の調達は日銀引受国債に依存していたが、ドッジ・ラインの実施で日銀引受国債による資金調達は不可能となる。そのかわり建設資金一二〇億円を二四年度に見返資金から投資することが、ドッジによって示されたのは既述のとおりである。一方通信事業への支出計画としては、たとえば二四年五月四日、安定本部は「国営事業中一九四九年度対日援助見返資金の供給を要請すべきもの」(3)で、二五〇億円の配分を要求し、東京・大阪の電話拡充に投資すると予定した。しかし増枠は認められない。

二四年六月二二日の閣議で二四年度見返資金運用計画を決定したが、その中で電通公債引受けとして第二・四半期四〇億円、第三、四・四半期八〇億円と予定した。七月一日の初回の繰入れ前に見返資金課は司令部財政課に、運用枠の決定している政府事業の電通公債引受け・国鉄融資を打診し、七月二日に正式に解除申請をして、二二日に「見返資金による電気通信公債の買入れ並びに日本国有鉄道への貸付及び同資金の七月分振替」(4)（ESSセクション・メモ）の最初の解除の覚書を得て電通公債引受けは承認された。電通会計は七月二六日から二五年二月二二日まで五回にわたり一二〇億円の電通公債を発行する。金利は当初五・〇％で最優遇金利であったが、二五年二月以降五・五％とし国鉄融資と同一となる。(5)

二五年度の電通会計への見返資金の投資は、安定本部が二四年一一月頃に作成したと思われる「電気通信特別会計建設勘定予定比較表」によると、二〇〇億円の公債引受けを見積もっていた。その他の余裕金と終戦処理費の繰入れを含め計二八五・三億円の予算で、市内電話加入七万件、七一一万円、市外電話六万キロ、五一億円、有線電信一〇五回線、五億円等を計画した。(6)しかしドッジの与えた枠は一二〇億円で前年度と同額であった。二五年度運営計画は二五年五月一〇日に閣議了解されるが、この前日の閣議決定「電気通信事業特別会計に対する米国対日援助見返資金の繰入れについて」で、各四半期繰入枠を決め、解除承認後六月から二六年二月まで六回に分け、電通会計に繰り入

表 3-2 電気通信事業設備投資財源と通信の復旧

年度	資金調達（億円）			
	見返資金	資金運用部	自己資金	合計
昭和24	120	—	27	147
25	120	—	76	196
26	—	160	140	300
合計	240	160	243	643

年	市外電話回線復旧状況			
	電話加入（千台）	回線数（千本）	距離（千キロ）	通話度数（億度）
昭和18	1,082	16.7	786	53
20	542	14.5	559	24
24	1,071	16.6	813	46
25	1,215	18.7	900	53
26	1,369	21.4	1,060	72
27	1,550	24.9	1,260	77

（注） 市外電話は20年まで一般専用回線を含まない．
出所：『見返資金の記録』，59ページ．『現代日本産業発達史』第22巻，付表32-33ページ．

れられた。(7) これは五月一〇日制定の「米国対日援助見返資金会計から電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律」（法律第一六六号）によって、建設資金への繰入れが可能となったからである。これ以外に、前述の前年度の電通公債引受分一二〇億円は、二六年一月三一日に預金部に肩替りさせ、見返資金投資は回収されている。

二六年度の見返資金支払いも計画された。二五年九月一九日の安定本部建設交通局の「電気通信特別会計建設勘定予算について」(8)では、電通会計は預金部からの二〇四億円の借入れを見込んでいたが、見返資金からの調達は考慮されていない。しかし同月二七日の同局の「電気通信特別会計に於ける見返資金の借入れについて」(9)では、預金部の他に見返資金からの五六億円の借入れを見込んでいた。対象は公安関係・都市通信施設・公共通信施設等で、警察予備隊・海上保安隊創設に伴う公安通信施設が注目されよう。しかし結局使用による資金減少を抑えるため見返資金からは支出されず、預金部からの一二〇億円の借入れを一六〇億円に増枠してこれに当てた。

この間の電信電話収入は二三年度の二一九億円から二六年度の五二八億円へ急増し、通話度数・加入者数・回線等の拡張はめざましく（表3-2）、経営基盤は安定した。そして二七年七月末に電電公社に切り換えられた。

二 日本国有鉄道

戦争直後の国鉄は戦時の被害とその後の補修不足等で、輸送力を衰退させていた。戦争被害は軌道一・六万キロ、五%、発電所一カ所、二五%、変電所一七カ所、二一%、機関車八九一両、一四%、客車二二二八両、一九%、電車五六三両、二五%、貨車九五五七両、七・五%等である。(10) このため輸送量の回復が遅れ、特に貨物部門で著しかった。深刻な石炭不足もこの原因であった。国鉄の復興と増大する輸送需要に対応するため、多額の設備投資が必要となる。二二年度に帝国鉄道会計から国有鉄道事業会計に切り換えられたが、国鉄は日銀からの借入れに設備資金を依存していた。しかしドッジ・ラインの実施で、特別会計の日銀借入金は認められず、建設資金の調達先は見返資金に転ずる。

ところで国有鉄道審議会電化委員会は、二四年三月一日に「国鉄電化の具体策第一次調査報告」(11)を提出し、石炭節約による石炭需給の緩和と輸送力増強および赤字脱却のための国鉄電化を提言していた。見返資金設立が示された時から、ドッジによって国鉄投資は認められていたが、先の二四年五月四日の政府事業への見返資金要請の中で、東海道・山陽線（浜松—姫路間）電化のための電車・線路・送電線・電気機関車・同車庫・変電所に五一・二億円、車両製造に一七・九億円が見込まれていた。(12) 一方で国鉄投資は一五〇億円の内示を受けており、右電化要求は内示枠の四五%に達していた。

二四年六月一日に公共企業体に転じた国鉄への見返資金一五〇億円による浜松—米原間の電化投資計画（総額一五億円）が、六月三〇日に運輸省・安定本部で練られる。(13) これは浜松—姫路間の計画を資金的制約から縮小したもので

あろう。七月二日に電通と並び最初の解除申請がおこなわれるが、国鉄電化投資計画の第三・四半期工費を一括した七月一九日の安定本部案「国鉄電化」[14]によると、その費途は電車線路・変電設備・電気機関車に集中している。電化投資が見返資金に依存する理由として「(1)昭和二十四年度鉄道特別会計予算では重軌条変換、災害復旧等の実体資本維持に要する工事を行うことで一杯であって電化のような工事までは及ばなかった」、「(2)今年度は均衡予算の面から赤字公債が否定せられたため電化の如く国として必要な工事は見返資金によらざるを得なくなった」[15]と述べ、重点的な見返資金の電化投資の必要性が強調されていた。

国鉄への見返資金払出しは、電通とともに七月二五日に最初の解除承認を受けた。見返資金融資計一五〇億円は、同年度国鉄建設資金（二〇九億円）の九割に達し（表3-3）、見返資金への依存はきわめて高い。だが一五〇億円は二三年度建設投資実績二〇九億円を大幅に下回り、電化投資への重点配分は不可能となり、建設投資を拡充するため、国鉄電化工費を含む改訂計画が閣議で了解され、司令部に交渉されたが、承認を得なかったのは既述のとおり。二四年一〇月一〇日の「昭和二五年度鉄道特別会計工事勘定予算案及昭和二四年度補正予算案」（安本作成と推定）では、二四年度予算一六五億円のほかに二六億円の補正予算が見込まれ、その内訳は電化設備一〇億円、車両費七億円、防災設備費五億円等であり、源資に見返資金が考えられていた[16]。しかし国鉄建設投資の拡張は、「当時インフレ抑制を強行せんとする安定計画の方針が堅持せられたので、総司令部の了解をうるに至らなかった」[17]。

二五年度国鉄工事勘定予算は、二四年九月二四日の安本建設交通局「昭和二五年度日本国有鉄道特別会計工事経費予算査定案」[18]によると、継続工事五一・三億円、新規工事一五四億円、計二〇五・三億円を見込み、内訳は車両費五七億円、電化設備費三一・二億円、発送電設備費二一・三億円、線路改良費二〇・五億円等であった。この計に総経費・予備費を加えると二三〇億円となるが、この案に近い国鉄要求案総計二三九・九億円の総枠が民間交通局 Civil Transportation Section（CTS）の査定で組み替えられながら承認された。運輸省鉄道監督局財政課「二五年度国鉄工事経費」[19]（二四年一二月一三日）によると、国鉄要求と民間交通局の査定に特別建設改良費四〇億円の見返資金枠が設けられており、国鉄要求は東海道線（浜松—米原）の電化継続工事に充当を想定したが、司令部は発電設備費一二・一億円、停車場設備費一一・五億円、自動車費二・二億円、船舶費二億円等とし、電化設備費は僅かに一・七億円しか見積もられなかった。このように民間交通局が電化設備投資への見返資金の投入という方針を棄てたので、二五年度見返資金支出は各項目に分散された。建設資金は二五年一月の貨物運賃値上げにより損益勘定からの繰入れ一九九億円で主に調達された（表3-3）。なお二五年度見返資金支出は、電通・林野と並び、先述の法律によって全額交付された。前年度の見返資金融資も電通と同様に二五年一月に預金部に肩替りされた。二六年度の見返資金からの

表 3-3　国有鉄道建設資金調達と国鉄復旧　（単位　百万円）

区分		昭和23	24	25	26	24-26年度計
調達先	外部調達	…	15,000	4,000	17,000	36,000
	一般会計	—	—	—	2,000	2,000
	見返資金	—	15,000	4,000	—	19,000
	資金運用部	—	—	—	15,000	15,000
	自己資金	…	1,164	19,935	21,748	42,847
設備資金合計		20,951	16,164	23,935	38,748	78,847
使途別 a)	車輛	6,356	4,565	7,978	16,981	29,524
	発送電設備	363	1,592	3,050	1,308	5,950
	電化設備	1,285	489	318	3,457	4,264
	停車場	2,600	1,136	1,771	2,727	5,634
	防災設備	1,087	1,311	1,256	1,716	4,283
復旧状況	人キロ(億)	820	697	690	770	—
	トンキロ(億)	264	299	307	369	—

（注）人キロ＝輸送人員×距離，トンキロ＝輸送重量×距離．a)はその他の項省略．
出所：『見返資金の記録』，62-63ページ，『日本国有鉄道百年史』第10巻，528，703ページ．

支出はなく、資金運用部資金が利用される。

こうした国鉄の設備投資の結果、貨物輸送力に著しい増強がみられた（表3-3）。

三　国有林野事業特別会計

国有林野会計は、農林省所管林野と内務省所管北海道林野に統合し、二二年四月一日に設立された。これ以外に宮内省所管御料林があったが、二二年五月の新憲法施行で国有林野会計に帰属され、林政統一が完成した。

戦後インフレの中で木材価格統制が実施されており、このため林野会計は歳入不足に悩み、二二、二三年度には日銀から長期借入金で補填していたが、二三年度末で二一億円（総負債の一割）に達していた。[20]ところが二四年度にドッジ・ラインが実施されたため、長期借入金は一切認められなくなり、林野会計は運転資金の不足に悩み、日銀からの一時借入金に依存する。ところで先の二四年五月四日の政府事業への見返資金要請では、安本は林野会計の国有林道索道開発・流材防止施設の新設に七億円の供給を予定した。[21]しかしドッジの与えた政府事業への見返資金枠に林野会計は含まれていなかったため、結局支出されなかった。

既述のように二五年度計画でドッジの設定した政府事業四〇〇億円のうち、三〇億円が林野に割り当てられた。これは予算編成当初に計画した借入金が見返資金の使用にかえられたものである。[22]これは前述の電通・林野への繰入れと国鉄への交付の法律（昭和二五年五月一〇日法律第一六六号）により林野会計の自己資本の増加に当てられた。五月九日に「国有林野事業特別会計に対する米国対日援助見返資金の繰入れについて」[23]が閣議決定され、三〇億円は司令部承認を経て四半期計画に即し解除された。二五年度の建設事業費は林野会計の自己資金を含み一〇二億円で、その三割が見返資金から調達された。この使途は（表3-4）、林道新設改良・種苗・製材用機器等であり、林道が特に多い。こうした建設投資は林野の伐採・造林業務等を円滑にしたであろう。

ところで二五年一月に木材価格統制が撤廃され、同年六月に朝鮮戦争が勃発すると、材木価格が高騰したため、伐採量は大幅に増えないが、林野会計収支は著しく好転する。利益は、二四年度〇・一億円であったのが、二五年度一四億円、二六年度九三億円と激増し、二六年度に予定した資金運用部からの借入れが不要となる程の業績をあげた。

表 3-4　昭和25年度国有林野事業特別会計予算中の見返資金の使途

（単位　百万円）

区分	予算額	うち）見返資金	見返資金による事業	
林道事業	1,937.7	1,303.0	林道新設	826km
			林道改良	227km
			貯木場新設	25ha
種苗事業	977.0	688.0	床替	78百万本
			払出し	65 〃
製品事業	6,187.7	450.0	機械・器具・車両	
造林事業	1,517.9	377.0	更新	53千ha
			補植	100千ha
営繕事業	150.0	135.0	建物新営	5,312坪
			建物購入	816坪
椎茸事業	30.0	30.0	接種	750千本
			採取乾燥	14千貫
労務施設	94.8	17.0	建物新営	58カ所 1,660坪
その他	4,204.8	—		
計	(10,221) 15,100.0	3,000.0		

（注）かっこ内は建設事業費で内書.
出所：槇重博『国有林特別会計制度の変遷』，156ページ.

四　公共事業

公共事業支出は一般会計の補正後予算において、二三年度三五八億円、二四年度五〇五億円、二五年度八五六億円、二六年度九四八億円

であった。これ以外に二五年度のみ見返資金から公共事業への一一〇億円の支出が承認される。

二四年度にも公共事業への支出は検討されている。二四年四月二五日に安定本部建設局の「公企業の長期建設資金を対日援助資金に期待する理由並右公企業の種目について[24]」で公共事業は本来一般会計や地方自治体の負担になるものであるが、国鉄・電通・林野等のほかに大規模水利事業・土地改良事業等も独立採算をとれば見返資金の融資対象となりうるとして、二四年度所要資金を河川五六億円、農業三二億円、道路一四億円等計一四六億円と査定していた。

先にみたように、二四年度計画に関する六月二八日の閣議で、国鉄電化の他に公共事業として一〇〇億円が計上され、それに道路・学校建築・災害復旧等が含まれていた（九八二ページ表2-3）。国鉄電化と合計した一一五億円は、七月八日に安定本部財政金融局がまとめた「対日援助資金公共事業等運用計画[25]」によると、融資八二・五億円、補助三二・四億円という構成を示しており、融資に依存する割合がきわめて高い。しかしこの公共事業計画は既述のように司令部の否認にあい、二四年度の払出しはない。しかし二四年度見返資金公共事業支出を政府は断念せず、一二月二二日の安定本部財政金融局作成の「昭和二五年度見返資金公共事業関係需要額[26]」でも、二四年度の見返資金支出を前提に計画が立てられていた。

二五年一月二四日に安定本部建設交通局は、見返資金の二四年度公共事業支出を一応無視した計画を立案する。それは一般会計公共事業九七〇億円、見返資金三五八億円と想定していた。この見返資金公共事業に国鉄・電通会計関係は含まれていない[27]。ところが各省公共事業要求が増大し、ドッジが承認した枠一一〇億円を大幅に超過し、二月一四日の時点（表3-5(A)）では、公共事業費中見返資金からの投資要求は総事業費一一五八億円、このうち二五年度に五七二億円を予定する膨大なものであった。このため二月二三日に安定本部財政金融局は「昭和二五年度見返資金公共事業運営計画策定方針案[28]」をまとめ、査定基準の作成を始める。同案は①「早期に経済効果の発生するものを重点

表 3-5　見返資金の公共事業支出計画　　（単位　百万円）

所管		事業	25. 2.14 各省要求(A) 総事業費	25年度	25. 5.17 安定本部案(B) 総事業費	25年度	25. 7.25 閣議決定(C) 総事業費	25年度	司令部承認 25年度(D)
建設省	河川局	河川改良改修	32,275	14,884	9,500	2,200	9,500	2,200	2,500
	〃	砂防a)	—	—	1,300	800	1,300	800	900
	道路局	道路整備	12,690	6,100	4,867	3,650	5,827	4,310	3,910
	都市局	都市計画	10,023	5,744	700	200	—	—	—
農林省		農業水利b)	16,489	8,998	4,836	2,885	3,956	2,705	2,705
	水産庁	漁港	1,736	870	455	280	—	—	230
	林野庁	治山	4,000	730	—	—	—	—	—
	〃	林道	1,091	390	—	—	—	—	—
厚生省	医務局	結核病院c)	16,711	5,003	630	500	630	500	270
運輸省	港湾局	港湾整備	4,073	4,073	—	—	—	—	—
	陸運局	地下鉄	4,975	1,210	—	—	—	—	—
海上保安庁		航路標識	590	590	335	335	335	335	335
		保安通信施設	—	—	150	150	150	150	150
文部省		文化保存設備	744	586	—	—	—	—	—
安定本部開発課		開発事業	6,001	3,690	—	—	—	—	—
合計			111,398	52,868	22,773	11,000	21,698	11,000	11,000

（注）　a)は(D)に50百万円の山林砂防を含む．b)の(A)には農業開発・干拓，(B)には干拓を含む．c)の(A)には医療機関・上水道を含む．

出所：大蔵省資料Z 506-3(A)(B)，Z 620-92(C)，『見返資金の記録』，69ページ(D)．

的に選定」し、②「国の直轄事業に限定」し、「但し公共団体の企業（公営企業）についても特に緊要なものについては融資の対象として考慮する」等を内容とし、公共団体への融資をまだ断念していない。一方見返資金課は公共事業への支出手続について、「公共事業に対する見返資金の運営手続大綱（案）未定稿[29]」を作成している。その中で、この年間および四半期計画の策定は、①各省の安定本部への事業計画提出後、②安定本部は大蔵省と協議して査定し、使用計画をまとめ、③閣議決定を経て司令部の承認を受ける。計画の認証も同様に認証申請書を基に、安定本部が四半期毎の認証計画大綱を作成し、司令部の承認を受ける。大蔵省はこの解除申請をおこなう等が示された。この中で公共事業支出計画は大蔵省の意向が反映されるように企図され、先の「運営要綱」をめぐる紛糾時同様に見返資

金課は査定に関する強い意向を示していた。

安定本部財政金融局・建設交通局は先の査定方針により、四月一七日に、「昭和二五年度見返資金公共事業使用計画」[30]を作成する。それは二五年度事業費を当初の枠の一一〇億円に抑え、二六年度九六億円、二七年度六七億円に絞っていた。この案で安定本部は司令部に打診を始める。五月一七日の運営協議会に諮られた「昭和二五年度見返資金公共事業使用計画案」は、二六、二七両年度で八三億円に更に削減されていたが、各省復活要求が強く結論が出ない（表3-5Ⓑ）。このため席上河野主計局長より計画策定方針の閣議決定を先にしては、また「見返資金と一般公共事業との関係がはっきりしない」、「漁港等地方公共団体でやるべき仕事を国でやることは法律上不可能ではないか」等の意見が出され、[31]熟した計画とは言い難かった。このため六月一三日に「昭和二五年度見返資金公共事業運営計画策定方針」[32]が閣議決定される。先の安定本部案にある公共団体事業への融資項目は削除され、国の直轄事業も、①河川・砂防、②農業水利、③道路、④航路標識・保安通信施設、⑤結核病院と明示された。そして同時に使途は河川・砂防・道路・農業水利に集中している。この配分案に対し経済科学局は、①「河川砂防工事は緊急を要するものであるから、工事箇所及び金額（約十億円程度）を増加する必要があること」、②「道路については急を要するもののみを対象とし、関門隧道、観光道路等については本年度許可しない」意向を示した。[33]だが六月二二日に六四・五億円について経済科学局から口頭の了解を得て、解除申請作業に移る。七月二五日に道路・航路標識等への三三・五億円の見返資金支出を要請する閣議決定がおこなわれ（表3-5Ⓒ）、七月三一日に司令部の承認を得て九月から支出が開始された。なお支出手続きに関しては、理財局が七月一二日に作成した「公共事業に対する見返資金の支出に関する運営手続」[34]を素案として、七月二五日の閣議で、「公共事業に対する見返資金の支出方法について」[35]が決定され、「手続の簡素化及び各省庁の責任の明確化を図るため、経済安定本部の行う事業認証と年間及び四半期運営計画の策定とは併せ

行うものとし」、支出の迅速化に努めることになった。これは二五年度からの一般会計公共事業認証制度の簡略化に応ずるものであり、安定本部権限の縮小を意味しよう。先の経済科学局の意向を容れた最終的な支出計画は、その日付を詳らかにできぬが、道路と結核病院を削減し、河川・砂防を増額し、漁港を復活させている（表3-5Ⓓ）。

二五年度見返資金公共事業支出は二七年度まで終了せず、一〇九・八億円となり、ほぼ計画額を満たしたが、一般会計を含む二五年度公共事業一一二一億円の九・八%にすぎない。だが重点配分された事業のうち、農業は一五・一%、道路は七五・〇%を見返資金が占めており、一般会計の負担とならずまたインフレを抑止しつつにこれだけの社会資本の整備に寄与した点は特筆に値しよう。[36]二六年度の見返資金公共事業支出として、継続事業一四四億円、新規事業二四九億円の要求が、見返資金課で二五年一〇月にまとめられているが、結局実施をみない。[37]公共事業への見返資金支出は、司令部の当初方針がほぼ貫徹した少ない例の一つである。ドッジの与えた枠を大幅に上回る要求がありながら、司令部は当初の枠への抑えこみを要求し、しかも支出項目にも意向を反映させ、その上支出後に増枠等の変更もおこなわなかった。政府事業投資や債務償還の中で、司令部の審査・解除による統制が最も巧妙に遂行されたといえよう。

(1) 天沢不二郎編『現代日本産業発達史』(22)、昭和四〇年、四三六—三九ページ。
(2) 経済企画庁所蔵資料。
(3) 同前。
(4) 大蔵省資料Z六〇一—二三六（『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一八巻「資料(2)」三六三ページに収録）。
(5) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
(6) 経済企画庁所蔵資料。
(7) 大蔵省資料Z六二〇—九二。電気通信省『電気通信年鑑』昭和二七年版、三八〇ページ。

(8) 経済企画庁所蔵資料。

(9) 同前。

(10) 日本国有鉄道『日本国有鉄道百年史』第一〇巻、一〇一ページ。

(11) 経済企画庁所蔵資料。

(12) 同前。

(13) 表題なし（同前）、経済安定本部作成と推定。

(14) 同前。

(15) 「鉄道電化理由書」昭和二四年六月二〇日（同前）。

(16) 同前。

(17) 理財局見返資金課『見返資金の記録』六二ページ。

(18) 経済企画庁所蔵資料。

(19) 同前。

(20) 林野庁『国有林十年の歩み』昭和三二年、付表。

(21) 経済企画庁所蔵資料。

(22) 林野庁前掲書、二〇四ページ。

(23) 大蔵省資料Z六二〇―九二。

(24) 経済企画庁所蔵資料。

(25) 同前。なお大都市水道事業（東京・川崎・横浜・大阪）への融資六億円は厚生省から司令部公共衛生福祉局への要望に基づくもので、同局は内諾を与えた（Memo., for Record, Public Health and Welfare Section, EROA Counterpart Fund for Waterworks Construction, 9 June 1949.（大蔵省資料Z七〇三―一））。

(26) 経済企画庁所蔵資料。

(27) 同前。

(28) 同前。

(29) 大蔵省資料Z六〇一―二三五。

(30) 見返資金課「見返資金の公共事業支出について」昭和二五年四月二一日（大蔵省資料Z五〇六―三）。

(31) 同「見返資金の公共事業に対する運営について」昭和二五年五月一七日（同前）。

(32) 大蔵省資料Z六二〇―九二（前掲書、第一八巻「資料(2)」三七三ページに収録）。

(33) 見返資金課「見返資金の公共事業に対する支出について」昭和二五年六月一六日（大蔵省資料Z五〇六―三）。

(34) 経済企画庁所蔵資料。

(35) 大蔵省資料Z六二〇―九二（前掲書、第一八巻「資料(2)」三七三―七四ページに収録）。

(36) 前掲書、第五巻「公共事業費」八五五―五七ページ。

(37) 見返資金課「昭和二六年度見返資金公共事業要求額調」（昭和二五年一〇月五日）によると、道路・河川・砂防・農業水利・開墾への支出要求がある（大蔵省資料Z五一一―三六五）。

第三節　私企業投資

一　電力

電力設備の戦災による荒廃は都市部に集中していた火力発電設備にひどく、過疎地の水力発電設備の直接の被害は少なかった。しかし後者も戦中の酷使で老朽・損耗が著しく、昭和二三年二月で当時の耐用年限二〇年を越えた発電所が水力・火力とも五割を占めていた。そのうえ戦後の資金・資材難のため補修も思うにまかせず、送変電・配電設備も同様に老朽化していた。ところが家庭・工場の電力需要の増大で供給が追いつかず、電力使用制限が実施されていた。一方二一年一一月のポーレー E. Poley 報告により、軍需工業等の他に日本発送電所有の火力発電設備一三七万キロワットが賠償施設に指定され、このため補修をさらに減退させていた。[1] その後火力発電賠償は棚上げにされたため、二三年から設備投資が活発になるが、その資金はほとんど復金から調達された。

ところで電力産業は、日本発送電株式会社（以下「日発」と略称することもある）と九配電会社という体制を戦時から続けていたが、二三年二月にこの一〇社が「過度経済力集中排除法」の指定会社となり、最終的に同法の適用を受ける。電力再編をめぐり日発は単一の日本電力会社設置を、九配電は地域別九電力会社設置を主張し、まとまらないでいたが、二四年五月に集中排除審査委員会のバーカー E. Barker 委員から、日発解体・七ブロック発電・送電一貫会社設立案が提起され、この強行を危惧した政府は二四年一一月設立の電気事業再編成審議会に諮り政府案をまとめ

ようとした。ところがこの審議会答申は、多数意見（三鬼案）の九発送電会社と電力融通会社との設立案と、少数意見（松永案）の九発送電設立案の両論がまとまらぬまま並記されて答申されていた。経済科学局は三鬼案に反対したため、松永案に近い「電気事業再編成法案」「公益事業法案」が二五年四月に、経済科学局の了解を得て第七国会に提出されたが、与野党の反対が強く、五月二日に審議未了のまま閉会となった。[2]

さて電力業の資金調達は二四年度から見返資金に転ずるが、二四年四月七日に安定本部財政金融局産業金融課の作成した「一九四九年度産業設備資金計画」[3] の「電力」の項によると、二四年度の拡充改良工事の所要資金は二七八億円、うち水力発電九二億円、火力発電三六億円、送変電八一億円、配電五九億円他と見込まれていた。このほかに補修工事費一二五億円が必要とされた。この総計四〇三億円のうち、日発所要資金は二五一億円に達している。電力業への見返資金投資は二四年九月二六日の閣議で日本窒素自家発電一・七億円の融資を認めたことに始まり、ほかに私企業ではないが、同時に宮崎県営発電所へ一・五五億円の解除申請が決定されていた。[4] 日発の融資申請は一〇月初旬に見返資金課に提出されているが、その要領は、①二四年度所要額一一〇・五億円、②金利五・五%、③期限五年据置の二五年、④無担保、というものであった。この一一〇・五億円は水力五〇・三億円、火力二三億円、送変電三七億円という構成である。これを見返資金課は次のように修正し、司令部に解除申請をおこなった。[5] ①本年度所要額一〇〇億円以内、差し当たり所要額一六・七億円、②金利七・五%、③期限三年据置二五年、④担保完成後の設備ほか。期限は好遇されているが金利七・五%が採用され、日発は公益事業ではあっても政府事業とは区別される扱いを受けた。先記の県営発電所で、宮崎県の他に大分県も名乗りをあげていたが、司令部財政課は難色を示し、地方債の起債枠との関係から預金部が先にみるべきだ等の意見で、一一月二五日に「見返資金を地方団体に貸付けるべきではないとの決定に達した」と回答している。同時に司令部は、日発融資の一部解除の見込みを伝えた。[6] このため一二月

六日の閣議は、日発に一〇〇億円、五配電会社に一一・三億円、日本窒素に三億円の解除申請を決定した。[7] 日発への最初の融資は送電所工事費一四・八億円として実施される。二四年度末までに日発のほかに九配電会社にも解除が拡張され、電力融資は一〇〇・九億円に達した。

二五年五月九日閣議決定の二五年度運営計画では、電力融資一五〇億円が見込まれ、六月一二日の閣議で日発一三八・二億円、他の配電九社と合計して一四五・二億円の解除申請を決定した。[8] ところが先述のように「電気事業再編成法案」が審議未了となったため、制限会社にもかかわらず見返資金融資を受けていた電力会社に対し司令部は著しく硬化した。しかも第八国会（七月一二日—三一日）は「地方税法」が主要議題となっていたため、右法案は六月二〇日の閣議で国会上程を見送られた。このため、六月二一日のマーカット・高瀬通産大臣の会談で、経済科学局のケネディ T. O. Kennedy は「電源開発に対する見返資金の放出もこれを認め得ざる旨」警告を発した。[9] 司令部は政府原案への自由党の修正にも不満であった。この結果、七月五日のマーカット・横尾通産大臣の会談で、次のように電力再編の督促が司令部から強く要求された。[10]

電力再編成に関するマーカット少将メッセージ

電力会社はこれを再編成するために集排指定会社として指定されていたが、通常指定会社が適用せらるべき制限がこの電力会社については緩和されて適用せられていた。

その理由は電力再編成が進んでおり、その法案が既に国会に提出されていたからである。

然るに再編成が進捗しないことになれば電気会社としても制限会社としてのハンディキャップのもとで仕事をせねばならぬのみならず、今後は見返資金の融資も受けられず持株会社整理委員会の協力も得られなくなるであろう。

本電気事業再編成の問題は審議の時間が少なかったと云われるが、審議の時間は充分にあったからこれは口実にはならない。

本職より通産大臣に諒解を求めたいことは電気事業再編成は非常に重要な問題であり、出来る限りの能力をもってこれを促進させることについて凡ゆる努力を払って貰いたいということである。

こうして再編なき電力業に見返資金融資をおこなわないとする、司令部の強行方針が打ち出され、司令部は占領軍という政治的権威のほかに、見返資金の解除権という経済的武器を行使する。そのうえ七月二三日に、日発および九配電会社に、「設備の新設、移設あるいは増資、社債発行など持株会社整理委員会の承認を受けなければ実行できない事業も、再編成法案の成立まで許可しない」旨、司令部は同委員会経由で通告した。[11] こうして電力会社は完全に資金調達の途を失い、決定的な窮地に陥った。その影響は次のように予想されている。[12]

工事中止又は打切りの資金面の影響としては、まづ既支払額に対する損失が考えられる。すなわち、支払額の一部はスクラップとして回収しうるが、大半は損失とみなされ、その額は三九億円その外に失業者の失業手当及び帰国費、本工事及び仮設備の撤去整理費、工事用機械の転送保管費等、一四億円を必要とし、損失金額は合計五三億円となる。

工事中止に伴う出費を箱島水力発電所一ヵ所についてみても、約一・七億円に及び、既支払額一・六億円をはるかに上廻る。右の発電所の工事中止は渇水期とか地盤の崩壊を考慮に入れると四ヵ月間の中止が一ヵ年の完成遅延となる。建設工事中止になつた場合は、工事請負業者に一三、八〇〇人、関連機械工業に約一〇、〇〇〇人の失業者を生ずるが、これは現在の情勢下由々しいことである。

以上は日発関係のみであるが、九配電関係でも相当の影響を受けるものと予想される。

電力業界は見返資金の解除凍結のため資金繰りを極度に悪化させていたが、このため政府は、政府案に反対し、発送電の一社化を主張して譲らなかった日発の正副総裁を九月九日に更迭し、立法を急ぐことになる。[13] 一〇月三日、発送電の地域別九分割と、必要な場合の公共事業委員会管理下の電力融通機関の設置等を内容とする「電気事業再編成

要綱」が閣議了解される。[14] この間も電源の潮流主義対地域主義の対立や、電源開発金庫設立構想等の種々の議論が醸成されていた。結局右の閣議了解も司令部の承認を得られず、国会の紛糾で立法措置が遅れるのを見越したマッカーサーは、国会閉会の翌一一月二二日に、吉田首相に政府原案による電力再編促進を要求する書簡を送る。翌日の閣議はポツダム政令による措置を決め、「電気事業再編成令」（昭和二五年一一月二四日政令第三四二号）、「公益事業令」（同日政令第三四三号）が公布され、一二月一五日に遡及施行された。[15] こうして論議を呼んだ電力再編は、見返資金の凍結等資金調達の圧迫で督促され、最終的にポツダム政令の発動というきわめて占領色の濃い結着をみた。これにより九電力体制の成立が確定したため、一二月から見返資金の解除がおこなわれる。

再編を実施する電力業に二五年度一〇〇億円、二六年度二三二億円、二七年度一九八億円が融資され、電力融資は見返資金私企業融資で最大の比重をもった。なお二六年五月一日に九電力会社が発足している。それらへの見返資金融資は日発の工事の多い関西・九州両電力会社に多い（表３−６）。見返資金の電力投資の内容をみると、二四年度計画の工事に三五〇億円余が投入され（二五年度計画工事はない）、継続工事分もあわせて、最大出力は七八万キロワットに拡張し、送変電設備も改良され、さらに二六年度計画に着手し一〇八万キロワットへの増強をめざしていた。[16] この電力投資の波及効果はきわめて大きく、土木・重機・セメント等広範な業種に及び、また電力供給の増大が朝鮮戦争景気に湧く日本経済にもたらした意味は多言を要しないであろう。二七年度電力会社の見返資金対象工事計画は、最大増加出力で水力八五・二万キロワット、火力四〇・七万キロワットをめざし、所要資金は一〇〇三億円と見積もられた。[17] こうして見返資金は電力に積極的に融資することで、戦後財政投融資の方向を示していた。二七年度の見返資金電力融資は三〇〇億円と計画されたが、既述のように二七年九月に開銀に見返資金私企業融資業務が承継され、電力融資は終わる。

表 3-6　電力融資実績　（単位　百万円）

貸付先＼年度	昭和24	25	26	27	合計	27. 10末残高(A)
日本発送電	7,904	9,374	—	—	17,278	—
北海道配電（同電力）	187	165	1,911	1,690	3,953	6,116
東北〃（〃）	283	17	2,467	2,930	5,697	7,323
関東〃（東京電力）	448	200	3,917	2,350	6,915	8,453
中部〃（同電力）	203	57	2,560	3,250	6,070	7,688
北陸〃（〃）	84	—	756	1,410	2,250	2,268
関西〃（〃）	376	76	5,788	3,300	9,540	13,623
中国〃（〃）	100	52	1,296	1,760	3,208	4,594
四国〃（〃）	104	29	608	600	1,342	2,163
九州〃（〃）	104	26	3,899	2,510	6,539	10,446
日本窒素	300	—	—	—	300	—
合計	10,093	9,996	23,200	19,800	a)63,093	62,673
最大出力（千kw）	8,709	8,746	8,941	9,202		
発電量（百万kwh）	36,242	39,123	41,434	44,408		

（注）1. 昭和26年５月１日に電力再編が実施され，日本発送電の債務は９電力に分散承継された．承継分の債務は(A)に含まれている．
2. 27年度までの貸付金の回収は420,269千円であり，(A)は回収分が控除されている．
3. a)は計数が整合しないが，日銀は63,093,152千円と確認している．
4. 「出力」は自家用を除き暦年，「発電力」は各年末．

出所：経済企画庁所蔵資料，日本銀行資金局「援助資金運用状況」昭和25-27年度（大蔵省所蔵開発銀行資料），『現代日本産業発達史』第３巻，付表．

他の電力業投資として、二八年度に電源開発株式会社への四〇億円の出資がある。同社は特殊法人で私企業投資とは言い難いが、電力再編時に議論された電力融通会社構想が、占領終結後に実現されたものである。九電力会社と別個に電力事業に従事するが、見返資金は同社と深いかかわりをもつ前に終了した。

二　海　運

日本の商船保有は戦争の打撃により、一四年の五六三万総トンから二二年の一一四万総トンに激減し、世界保有船の八・一%から一・七%に低落していた(18)。また占領初期に五〇〇〇総トン・速力一五ノット以上の船舶の建造は禁止され、造船設備もポーレー報告により賠償指定を受けた。海運業界は司令部のきびしい監督を受けたが、二一年四月の船舶建造資金低利融資制度の廃止やその後の戦時補償打切りで、船舶の新造・補修等の資金調達に苦慮していた。二四年四月五日に船舶公団が発足し復金資金を得て、海運会社と船舶を共有して第一—四次計画造船で一六七隻、三七・三万総トン、一兆五五〇五億円の建造をおこなった(19)。しかし二四年度に船舶公団は廃止される。同時に船舶運営会の裸用船方式は船主との定期用船契約に改められ、海運の民営還元は大幅に進展した(20)。

見返資金は第五次計画造船から融資を開始する。条件は五割の協調融資で、金利七・五%、元金据置三年、利払延期二年、償還期限貨物船一五年、油槽船一三年、半年賦均等償還であり、償還期限で電力につぐ好条件であった。だが金利七・五%に対し、既述のように海運業界が最も強く利下げを要求していた。これは「船舶建造融資損失補償法」の適用を長年享受してきた海運業界の、強い政府依存体質の現われであろう。第五次新造船として、三五〇〇総トン以上の外航就航船のほかに、戦標船改造二八隻他、計四八・四万トンが計画され、建造・改造費二九八億円中一

五八億円が見返資金から調達された。これらの船はいずれも国際船級の大型船であった。このうち司令部の指示に基づく戦標船改造費の見返資金負担は、限度七〇%とされ、寛大な条件が適用される。二四年九月二七日の閣議で飯野海運への二・一九億円の融資が決定され、司令部承認を得て海運に最初の見返資金の融資がおこなわれた。以後次々に解除される。第五次新造船に、それまで燃料政策から建造を停止されていたディーゼル機関船が一四隻含まれており、性能も向上していた。また総トン数制限は貨物船七〇〇〇総トン、油槽船一万二〇〇〇総トンに緩和され、海運への占領政策の軟化が現われている(21)。

第六次計画造船のため二五年八月一四日の閣議決定の海運枠一三五億円のうち、五八億円の融資がおこなわれることとなったが、資金繰りに苦しむ海運業界の国際競争力強化のため、また市中金融機関のオーバー・ローン緩和のため見返資金の融資率を七割に引き上げる要望が提出され、これが司令部との交渉で示されたが司令部は承認しなかった(22)。見返資金への要望として、自立経済審議会交通部会海運分科会は二五年九月二二日に、「昭和二六、七、八年度国内船建造資金調達に関する問題点(23)」を作成している。それは造船資金の調達のため「対日援助見返資金の船舶に対する融資額は少くとも新船建造に必要な資金の七割を確保すること」、「対日援助見返資金の金利を五分程度迄引下げること」と、手厚い保護政策を要求していた。

第六次計画への応募（二五年一一月二〇日締切）は融資条件等のため予定を下回り、残額一三億円は第六次追加貸出しに充当された。一方二五年六月に勃発した朝鮮戦争は長期戦の様相を呈し、極東の船舶需要は急増し、外航船腹は不足を告げた。日本の生産・貿易を確保するため、船腹増強が必要とされ、二五年一一月に政府は「外航船腹増強措置」を閣議決定し、第六次追加分の早急な着工と、第七次の大型航洋船の大量製造を決め、それに必要な見返資金と市中資金の融資措置を講ずることにした。二六年一月五日に「臨時緊急船舶拡充要綱」が閣議決定され、右の諸策が

表 3-7 海運融資実績

(単位 百万円)

貸付先	昭和24年度	25	26	27	24—27年度計	元加利息	27.10末残高	造船実績 貨物船 隻	造船実績 貨物船 総トン	造船実績 油槽船 隻	造船実績 油槽船 総トン
日本郵船	578.8	904.4	1,794.7	747.5	4,025.3	263.9	4,289.2	13	95,516	—	—
飯野海運	686.8	869.6	1,327.3	206.8	3,090.5	219.4	3,309.9	5	38,588	6	73,368
大阪商船	483.0	813.8	1,468.8	721.1	3,486.7	226.8	3,711.2	11	84,314	—	—
三井船舶	397.5	728.9	1,273.7	334.0	2,734.1	207.2	2,941.3	9	59,518	—	—
山下汽船	322.0	542.0	950.9	354.5	2,169.4	153.5	2,322.9	9	62,004	—	—
大同海運	276.8	585.0	903.2	343.3	2,108.2	135.2	2,243.4	7	44,868	—	—
三菱海運	285.0	393.6	676.6	362.7	1,718.0	106.5	1,824.5	3	21,850	1	12,000
東邦海運	227.6	395.6	955.0	378.8	1,957.0	129.9	2,086.8	6	39,788	—	—
日本水産	276.0	247.0	597.0	—	1,120.0	97.3	1,217.3	—	—	2	31,210
日産汽船	213.0	356.6	730.0	343.8	1,643.4	90.9	1,734.3	5	36,353	—	—
川崎汽船	151.5	349.2	928.3	503.4	1,932.4	91.0	2,023.3	4	27,300	—	—
日東商船	253.5	306.0	121.0	413.1	1,093.6	68.4	1,162.0	1	5,000	3	34,240
日鉄汽船	73.2	235.2	694.0	412.5	1,414.9	74.9	1,489.8	4	26,259	—	—
日本海汽船	189.9	168.8	342.4	—	701.1	61.8	763.0	3	18,809	—	—
明治海運	114.9	256.1	132.0	—	503.0	56.9	555.9	2	12,600	—	—
協立汽船	115.5	315.5	268.9	484.2	1,184.0	66.1	1,250.0	5	33,015	—	—
八馬汽船	57.4	219.7	757.8	137.5	1,172.4	61.5	1,233.9	5	34,377	—	—
東京汽船	80.5	88.0	690.4	161.9	1,020.8	59.2	1,080.0	3	20,509	—	—
乾汽船	157.5	298.0	93.9	224.0	773.4	57.1	830.5	2	11,919	1	10,146
太洋漁業	—	375.0	313.0	—	688.0	81.9	769.9	—	—	2	28,733
東洋汽船	231.8	210.3	—	206.9	648.9	42.7	691.6	2	13,488	—	—
岡田商船	181.7	73.2	210.2	60.1	525.1	35.9	550.8	2	13,556	1	10,091
出光興産	—	291.0	221.4	—	512.4	32.9	545.3	—	—	1	12,000
日本油槽船	265.7	202.8	—	—	468.5	46.1	514.6	—	—	1	12,000
照国海運	253.5	197.6	—	413.1	864.2	44.6	908.7	—	—	2	24,000
三光汽船	141.0	230.6	92.4	358.0	822.1	45.1	867.2	3	18,900	—	—
中央汽船	92.0	—	313.9	—	405.9	27.1	431.8	2	9,200	—	—
日之出汽船	78.0	173.3	89.5	119.4	460.2	31.2	490.2	2	8,800	—	—
馬場汽船	77.0	77.5	268.5	97.5	520.4	30.8	551.3	2	13,969	—	—
旭海運	84.0	62.0	—	—	141.0	14.7	160.7	1	4,400	—	—
阿波国共同汽船	—	111.0	87.3	—	198.3	18.5	211.4	1	4,750	—	—
浜根汽船	107.4	81.4	—	—	188.8	20.3	208.5	1	4,750	—	—
旭汽船	—	131.0	—	—	131.0	12.8	143.8	1	7,211	—	—
森田汽船	—	—	458.9	155.4	614.4	21.9	635.6	—	—	2	22,053
松岡汽船	110.4	85.6	—	220.5	416.5	19.7	436.2	1	5,600	—	—
甲南汽船	107.4	82.1	—	117.8	307.3	19.8	327.1	1	4,750	—	—
日本商船	—	153.0	356.9	86.4	596.3	36.7	633.0	2	12,500	—	—
内外汽船	82.3	87.4	—	—	169.6	19.0	188.6	1	6,890	—	—

表 3-7　海運融資実績（つづき）

（単位　百万円）

貸付先	昭和24年度	25	26	27	24—27年度計	元加利息	27. 10末残高	造船実績 貨物船 隻	造船実績 貨物船 総トン	造船実績 油槽船 隻	造船実績 油槽船 総トン
日本汽船	175.1	158.8	—	—	333.9	38.1	372.0	2	11,390	—	—
中村汽船	160.5	125.7	—	222.0	508.2	30.4	538.6	1	6,850	—	—
名村汽船	90.0	65.9	—	190.0	345.9	15.1	360.9	1	4,660	—	—
日豊海運	—	156.0	117.1	300.0	572.4	21.7	594.1	1	6,300	—	—
新日本汽船	160.5	601.3	885.9	469.2	2,116.9	125.5	2,242.4	6	41,635	—	—
沢山汽船	114.0	88.2	353.1	215.3	770.5	53.8	824.4	2	14,900	—	—
新日本海運	81.9	60.7	251.7	116.3	510.5	27.8	538.3	2	8,700	—	—
菅谷汽船	93.0	71.9	—	—	164.9	17.2	180.3	1	4,500	—	—
隆昌海運	87.0	—	215.7	—	302.7	22.1	317.8	1	4,150	—	—
東洋海運	163.7	155.2	—	392.1	710.9	33.4	744.3	3	18,372	—	—
玉井商船	126.1	76.6	96.9	214.0	513.6	26.9	540.5	2	13,577	—	—
共栄タンカー	—	—	598.6	—	598.6	37.2	634.0	—	—	1	12,000
原商船	—	—	325.3	—	325.3	14.2	339.5	1	6,400	—	—
大光商船	42.0	—	126.7	—	168.7	14.3	183.0	1	6,868	—	—
山本汽船	—	—	393.6	—	393.6	24.0	417.6	2	14,069	—	—
中野汽船	—	156.0	118.9	210.0	484.9	25.5	510.4	1	6,250	—	—
栃木汽船	—	—	331.7	—	331.7	18.2	349.9	1	7,000	—	—
宮地汽船	52.5	58.5	—	382.5	493.5	11.0	504.5	2	13,889	—	—
広海汽船	87.5	91.6	—	181.3	360.4	19.4	379.7	1	6,888	—	—
関西汽船	—	—	232.8	—	232.8	9.8	242.6	1	4,700	—	—
太洋海運	156.8	308.0	126.3	207.9	798.9	55.5	854.4	3	17,622	—	—
板谷商船	—	—	58.2	—	58.2	—	58.2	2	13,795	—	—
正福汽船	—	—	43.5	124.0	167.5	—	167.5	1	6,888	—	—
林兼海運	—	—	45.0	—	45.0	—	45.0	1	6,968	—	—
太平洋海運	—	—	30.0	—	30.0	—	30.0	—	—	1	9,905
日の丸汽船	—	—	—	181.3	181.3	—	181.3	—	—	—	—
内外海運産業	—	—	—	185.0	185.0	—	185.0	—	—	—	—
日下部汽船	—	—	—	189.0	189.0	—	189.0	—	—	—	—
東西汽船	—	—	—	210.0	210.0	—	210.0	—	—	—	—
合計（67社）	8,342.7	12,872.0	21,468.8	11,952.9	54,636.5	3,470.5	58,070.5	158	1,047,722	24	291,746

（注）1. 25年7月までの日本近海汽船に対する融資は日本汽船に，26年11月までの巴組汽船に対する融資は中野汽船に計上．
2. 日本水産・大洋漁業融資には捕鯨母船各1隻を含み，「造船実績」欄は油槽船に計上，なお，日本水産の捕鯨母船は沈船改修．
3. 27年10月までの融資の回収は，11社36.5百万円で，残高から控除されている．
4. 造船実績は昭和27年度第7次後期追加造船までで，第8次造船を含まず，見返資金融資による造船分である．第5次計画造船以来の造船の総計は211隻，1,532千総トンで，上の実績は見返資金分は各々87%に当たる．

出所：日本銀行資金局「米国対日援助見返資金運用状況」昭和27年10月（大蔵省所蔵開発銀行資料），経済企画庁所蔵資料．

実施に移される。こうした状況の変化により、第六次船から司令部による外航船舶への総トン数、速度の制限は撤廃された。(24)

第七次計画造船前期分（二六年三月三日締切）は二八隻、二〇万四〇〇〇総トンと内定したが、これ以外に継続工事分もあり、見返資金融資以外の財政資金として、海事金融金庫や日本開発銀行の構想が提示されていた。前者について二六年一月六日に運輸省が資本金一〇〇億円の「海事金融公庫設立要綱」(25)を発表したが実現していない。後者は二六年四月に設立された。二六年度の建造は六五隻、五〇・五万総トンであったが鋼材高から船価は上昇し、その抑制のため基準船価を設定し、その五割以上は見返資金を融資しない措置を採用したため、契約船価平均融資比率は四三%に低下した。

第八次計画造船は二七年五月に油槽船七隻、八・四万総トンに見返資金五・五億円（契約船価の二〇%）、貨物船二九隻、一九・八万総トンに二七年度見返資金八八億円（三六%）として立案され、見返資金の融資比率はさらに切り下げられ、活況を呈した海運会社の自己調達が求められた。(26)見返資金協調融資比率の引下げは二六年度以降の資金の明確な先細りも一因であった。

なお第七次後期造船までの二六年末協調融資累計の市中金融機関分担四二二億円のうち、興銀・勧銀両行が三六・四%、都市銀行一六行が四七・七%、地方銀行が七・一%、損害保険会社等が一一・八%を担い、(27)特に興銀・勧銀両行の比重は高い。それは優先株式引受けによる金融債増発で賄われており、見返資金の寄与は単に直接融資にとどまらなかったといえよう。二七年一〇月に海運への直接融資は終了し、その債権は開銀へ承継された。

海運融資は（表3-7）、既存大手から新興中堅まで広く実施されているのが特徴である。ただし大手は件数・金額ともに多い。しかも多数の造船会社が受注した。二六年度末累計一八二隻は、各地の二一社二八造船所で建造され、(28)

見返資金融資による波及効果はきわめて大きなものである。海運業界は長い間見返資金貸出金利の引下げ、融資比率引上げを要求してきたが、占領終結後に、種々の運動の結果二八年一月、「外航船舶建造融資利子補給法」（昭和二八年一月五日法律第一号）が公布・施行され、開銀金利七・五%と市中金利一〇・三%の差が補給され、同法は同年八月、「外航船舶利子建造融資利子補給及び損失補償法」（昭和二八年八月一五日法律第二一五号）に切り換えられ、利子補給のみならず政府が損失補償をもおこないうるようになって、船主負担が軽減され、海運業界は当初の目的を達し、(29)再び政府の手厚い保護の下に戻った。

三　その他産業

見返資金産業融資は電力・海運に傾注されたが、それ以外の産業にも融資されている。見返資金繰入れ前の電力・海運以外の要求は、五月九日付安定本部作成の「一九四九年度対日援助見返資金企業投資計画要請の概要」(30)によると、石炭を除く鉱業延べ一四社八・二億円、繊維三社七・四億円、鉄鋼九社五九・三億円、軽金属一社八億円、機械器具四社一・三億円、肥料七社一〇・五億円、化学薬品八社一二億円、農林水産業六三・四億円に及び、これ以外に優先順位の下位のものもある。他に安定本部「石炭鉱業見返資金計画に関する件」(31)（二四年六月一五日）によると優秀炭鉱八八社に一六〇億円が要請されていた。しかしドッジは経済安定を最優先させ、しかも融資先を拡散させるのを好まず、結局二四年度の私企業融資二四六億円中電力・海運を除いた分はわずかに六二億円にとどまった。その内訳は石炭・鉄鋼で九割近くを占めていた。ほかに化学肥料・化学薬品・農林水産がある。二五年度で化学繊維・ホテル・地下鉄・自動車製造にも融資が認められ、翌年度にわたり融資されたものも多い。この結果業目は拡散したが、二

表 3-8　石炭鉱業融資実績　（単位　百万円）

貸付先＼年度	昭和24	25	26	合計
*三井鉱山	941	279	40	1,260
*三菱鉱業	855	233	30	1,118
*明治鉱業	176	250	45	471
*住友石炭鉱業	170	80	25	275
*古河鉱業	149	50	—	199
*宇部興産	100	130	30	260
*貝島炭砿	161	323	—	484
*大正鉱業	40	49	—	89
*北海道炭砿汽船	455	260	35	750
松島炭鉱	100	30	—	130
*常磐炭砿	100	—	—	100
*杵島炭砿	58	—	—	58
*嘉穂鉱業	32	—	—	32
牛深炭砿	—	6	—	6
*太平洋炭砿	201	—	—	201
大浜炭鉱	16	20	—	36
日満鉱業	10	—	—	10
*日本炭砿	—	362	—	362
日窒砿業	—	83	—	83
大辻炭砿	—	20	—	20
早良鉱業	23	—	—	23
日鉄鉱業	—	88	—	88
長崎鉱業	69	—	—	69
飯野炭砿	—	11	—	11
*雄別炭砿鉄道	75	—	—	75
野上鉱業	—	38	—	38
古谷博美	—	14	—	14
*麻生鉱業	80	33	—	113
羽幌炭砿鉄道	46	—	—	46
南天炭砿	—	5	—	5
合計(30社)	3,857	2,361	205	6,423
*印大手18社計	3,593	2,049	205	5,870
同上設備資金	10,143	8,998	11,937	31,078
うち）外部資金	6,591	6,714	6,512	19,817
30社出炭高（百万トン）	27.5	29.2	32.8	89.5
全国〃（〃）	37.3	39.3	46.5	123.1

（注）　*印は大手18社中見返資金融資を受けた16社.
出所：大蔵省所蔵日本銀行資料,『見返資金の記録』, 94ページ.

五年度承認は五九・九九億円にとどまり、石炭・鉄鋼は減少している。二六年度にはその他産業への新規融資はおこなわれず、開銀融資に切り換えられる。その他産業融資累計の七割余が石炭・鉄鋼に投入されており、傾斜生産以来の重点業目に、見返資金は復金に代わり融資をおこなった。

さて石炭業では大手から中堅まで三〇社が見返資金の融資を受けた（表3-8）。石炭業は二四年度からの復金融資停止・配炭公団廃止・配給と価格の統制撤廃等で、市中資金調達に転ずるが、既往の復金資金による工事の継続等の不可欠の設備資金に対し、見返資金が融資された。二四年九月二七日の閣議決定と司令部の承認を経て、一二月一四日に長崎鉱業に積込及び洗水設備資金として二一〇〇万円が融資されたのを皮切りに、その後も解除が続いた。資金の対象は「坑内開発工事のほか、選炭・運搬・通気・排水・動力・機械化の各設備など生産増加、炭質向上、コスト低減を目的とする工事」に限定された(32)。融資三〇社で全国出炭量の七割余を占め（表3-8）、大手一八社の見返資金融資が設備資金の全外部調達に占める割合は、二四年度四四％、二五年度三五％に及び、見返資金融資は石炭業設備資金調達の中で主要な地位を得ていた。しかし、二四年度の三八億円は石炭業八八社の一六〇億円の資金要請の二四％にすぎず、また復金の二三年度石炭設備資金二一一億円の融資（年間純増）に比肩できない少額に止まった(33)。他に中小企業融資として一部中小炭鉱に融資がおこなわれる。

鉄鋼業は製鉄原料の輸入が再開されたため、生産増強のため多額の設備資金を必要とした。二四年一二月三日の閣議決定と司令部承認を経て、一月二六日に日本鋼管の製鉄所設備資金として三・六億円が融資されたのに始まり、以後も解除が続く。鉄鋼業への融資は一件当りの設備投資が巨額のもののみで、僅か四社に限られ（表3-9）、融資対象は、高炉復旧・コークス炉等で、この投資によって八幡製鉄八幡・日本鋼管川崎の高炉が操業を開始し、四社の操業度は著しく向上した(34)。四社設備資金の外部調達に占める見返資金の割合は、二四年度四八％（但し三社）、二五年度

表 3-9 鉄鋼業融資実績

(単位 百万円, 千トン)

貸付先 ＼ 年度	昭和24	25	計
富士製鉄	597	326	923
八幡製鉄	462	180	640
日本鋼管	360	244	605
神戸製鋼	—	41	41
合計(4社)	1,417	791	2,208
うち)高炉復旧	490	244	735
コークス炉	244	259	503
平炉	84	—	84
圧延	101	—	101
4社設備資金	3,731	5,249	(13,343)
4社外部資金	2,908	4,643	(11,651)
銑鉄生産(3社)	1,445	2,153	(3,052)
〃 (全国)	1,687	2,437	(3,383)
普通鋼材生産(4社)	1,270	2,049	(2,644)
〃 (全国)	2,117	3,502	(4,713)

(注)「合計欄」かっこ内は26年度実績.
出所:大蔵省所蔵日本銀行資料.『見返資金の記録』, 95-96ページ.

一七%で、二五年度に融資額が半減したため見返資金の比重は低下したが、四社の銑鉄・鋼材生産は二四年度以降増大し、見返資金は少なからぬ寄与をしたといえよう。

これ以外の業種で肥料五・一七億円、化学薬品八・六五億円、化学繊維七億円の融資が注目される(表3-10)。肥料は、硫安生産設備に、化学薬品は廃煙回収硫安設備・ヨード・石炭酸・琺瑯鉄器用釉薬・ストレプトマイシン・竹パルプ・スレン系染料・アルギン酸ソーダ等の製造設備に、化学繊維はアラミン・ビニロン・酢酸繊維設備に見返資金を充当した[35]。陸運でも地方私鉄で見返資金の融資希望があったが、唯一営団地下鉄の御茶の水―池袋間工費が融資されたにとどまる[36]。他に自動車製造機械輸入七〇〇〇万円と、ホテル八〇〇〇万円がある。後者は緊要の業種と言い難いが、アメリカ人投宿施設として司令部が配慮したものであろう。

これら以外に農林漁業融資がある。見返資金の農林漁業への資金供給は直接融資にとどまらず、他の方式の間接融資も多い(表3-11)が、ここでは直接融資総計一〇億円(表3-12)について述べる。二四年一〇月に大蔵・農林両省の協議で、見返資金から農林中央金庫(以下「農林中金」と略称することもある)へ七%、同金庫から事業主へ一〇%の条件で貸し出すこととし、司令部と折衝したが、「私企業に対する貸付金利は年七分五厘をミニマムとし、農林中金に対する貸出にも適用される[37]」との見解が司令部より示され、承認されなかった。「司令部は当初農業に対する見返資金につき極めて消極的態度を示していた」という[38]。一〇〇〇件を越える農業融資審査に必須の農林中金利用が否認され、しかも、天然資源局 National Resource Section が技術的審査を農林省に担当させることを提案し、その審

表 3-10 その他産業(石炭・鉄鋼・農林漁業・中小企業を除く)融資実績

(単位 百万円)

貸付先 ＼ 年度	昭和24	25	26	計
1. 肥料				
日東化学	—	90	—	90
東海硫安	37	—	—	37
日本水素	40	—	—	40
東北肥料	48	12	—	60
別府化学	60	130	—	190
三池合成	100	—	—	100
合計(6社)	285	232	—	517
2. 化学薬品				
日本鉱業	308	80	—	388
日東製紙	—	—	50	50
日豊化学	—	22	—	22
三井化学	—	—	50	50
科研	—	60	—	60
日本カーバイト	—	—	150	150
日本天然ガス	—	—	20	20
北海道興発	—	30	—	30
日本フェロ	—	—	30	30
鴨川化学	—	—	30	30
マルニ工芸	—	20	—	20
花王石鹸	—	15	—	15
合計(12社)	308	227	330	865
3. 化学繊維				
倉敷レーヨン	—	250	200	450
東洋レーヨン	—	150	—	150
大日本セルロイド	—	100	—	100
合計(3社)	—	500	200	700
4. 輸入機械				
いすゞ自動車	—	—	30	30
トヨタ自動車	—	—	20	20
日産自動車	—	—	20	20
合計(3社)	—	—	70	70
5. 陸運				
営団地下鉄			250	250
6. ホテル				
オリエンタルホテル	—	40	—	40
名古屋観光ホテル	—	—	—	a) 40
合計(2社)	—	40	—	80
総計	593	999	850	2,482

(注) a)は27年度融資で, 総計に含む.
出所:大蔵省所蔵日本銀行資料.

表 3-11　農林漁業に対する見返資金の形態別投資実績

（単位　百万円）

区分＼年度	昭和24	25	26	合計
1. 直接投資	358	998	1,692	3,048
(1)直接投資	70	313	631	1,014
土地改良	—	209	199	409
その他	70	104	431	605
(2)中小企業投資	12	63	150	226
(3)捕鯨船建造	276	622	910	1,808
2. 間接投資	13,425	2,000	4,000	19,425
(1)農林中金優先出資	—	2,000	—	2,000
(2)農林中金に対する債務償還	13,425	—	—	13,425
(3)農林漁業資金融通会計繰入	—	—	4,000	4,000
合計（1＋2）	13,783	2,998	5,692	22,473

出所：『見返資金の記録』，100ページ.

表 3-12　農林漁業融資実績　（単位　百万円）

使途	企業数	25年度	26年度	計	工事効果
甘藷キュアリング倉庫	147	70	—	70	貯蔵能力4,785千貫，166棟，9,750千坪
土地改良	117	210	215	424	米56千石・麦29千石・甘藷545千貫・馬鈴藷30千貫の増収，受益面積23千町歩，ほか炭酸カルシウム25千屯
農業用水力発電	21	52	19	71	発電能力1,188kw
漁田開発	20	47	—	47	漁獲高5,449貫，漁船建造38隻・7,337屯，貯水庫1棟・30坪，加工所4棟・137坪，水産倉庫1棟・24坪
水産物高度利用	16	—	346	346	冷凍能力日産307屯，貯蔵能力2,150屯，製氷能力日産155屯，貯水能力5,330屯
林業	31	—	56	56	木材3,290千石，植付2,717町歩
合計	352	379	636	1,015	

出所：『見返資金の記録』，99ページ，大蔵省所蔵日本銀行資料.

査も遅滞していた。特に土地改良資金について農林省・与党が融資を公約したため、農業協同組合の一部で立て替えて、二四年度内に工事を開始しており、自由党政調会は、この状況から特に見返資金の土地改良融資の促進を主唱していた。[39] この間に作成された「農業（含漁田開発）に対する見返資金の融資要領（案）[40]」では、①見返資金が農林中金に事務の委託をして、②農林中金は七・五％で事業主に貸し出し、③見返資金は農林中金に融資残高の三％の経費を支払うという方針が固められており、これを基礎に三月二五日に財務官から司令部財政課に「見返資金農業金融について[41]」が提出された。これと先の案との違いは、①他の私企業融資同様に日銀を経由して、②日銀は農林中金に業務委託する、③その手数料として日銀経由で二・五％を農林中金に支払う、というものであった。これが経済科学局に容れられ、三月三一日の特別会計法第一四条の改正により、日銀に限定されていた見返資金の取扱いが「指定金融機関」にも拡張され、農林中金が農林漁業に対する指定金融機関となる。なお経費の他に保証料〇・五％が追加されている。そして二四年度分の甘藷キュアリング倉庫融資七〇〇〇万円が、二五年四月六日に融資され、次いで二五年度分の土地改良・農業用発電等にも融資された。

漁業の水産物高度利用設備つまり冷蔵設備の企業への融資に、農林中金は系統機関の関係から関与せず、水産庁の要望で、北海道拓殖銀行が見返資金と協調融資をおこなうことが、二五年八月に決定された。その際の事務取扱いのため同行は指定金融機関となり、その後一二月に農林中金他五行が追加された。当初は五割の融資比率であったが、二六年度実行分に見返資金が七割の場合も含まれている。二六年一月には林業の取引銀行が考慮され、農林中金の他九行が指定金融機関となり、同様の取扱いをおこなう。[42] 以上の農林漁業融資は、土地改良と漁業会社の冷凍庫に傾注されている（表3-12）。二六年度に新規の解除はなく、この業務は後述の農林漁業資金融通特別会計の担当に切り換わる。

四　中小企業

見返資金設立前の中小企業借入金は、二三年度末借入先調査によると普通銀行七二・六%、復金四・七%、勧銀三・五%等であり、この借入金中設備資金はほぼ一六%である。[43] 復金は直接融資の他に復金中小事業代理貸・復金中小事業損失補償により、特別の中小企業金融に従事していたが、復金の新規業務が停止されると、中小企業庁は見返資金の中小企業融資について次の要望を提出した。[44]

米国対日援助見返資金による中小企業融資計画案（二四、五、二、中小企業庁）

一、方　針

本年度輸出目標達成上緊要な中小企業の合理化及び能力拡充の為に要する設備資金に限定して使用する。

二、資金の使途

輸出能力の増強、充実及び復活の為緊要な設備の拡充、改善及び近代化に要する資金とする。

三、資金供給の方法

中小企業の実態の特殊性に鑑み、従来中小企業に対する国家資金供給に経験あり且適格性ある金融機関（興銀、勧銀、商中等）をして融資せしめる。

右の金融機関に対する資金の供給は、その発行する債券の引受又はその金融機関に対する貸付の方法による。

四、融資の対象

本年度輸出計画を中心とし、輸出目標達成上緊要な輸出品生産中小企業及び之と直接関連する緊要中小企業に限定する。

尚融資対象については、本資金による融資に関する特別の「基準」に於て詳細に定める他、情勢の変化に即応する為更に詳

細具体的な「期別融資方針」に於て規定する。

（註）(一) 本年度間を通ずる本件資金による融資計画の概要は別紙の通り。（別紙省略――引用者）

(二) 本件に云う中小企業の範囲は、一応常時従業員二〇〇人以下及び運用総資産一六、〇〇〇千円以下を基準とするが、業種別その他その実態に応じ弾力性を持たせるものとする。

五、融資の要領

（以下省略――引用者）

こうして輸出関連企業の設備資金として、見返資金による興銀・勧銀等の債券引受けと貸付けを通じた間接融資が想定され、右資料の別紙には総計二〇億円、うち金属二・四億円、機械器具四・一億円、繊維六・二億円等の割当てが記されていた。しかし私企業融資は二四年度第三・四半期にやっと始まり、中小企業は、見返資金の融資審査手続からして、ほとんど無視されていた。

だが二四年一一月にドッジは経済科学局のヴェリティとケネディから、中小企業への見返資金融資の提案を受け、快諾した旨マーカット局長に伝える。その構想の大要は次のようなものであった。[45]

(1) 個々の銀行に二〇%の協調融資の参加を要請することによって、この融資審査と監督は保証される。これは米国復興金融公社と似た手続である。

(2) この基準をもとに、次のことを勧告する。二四年度第四・四半期に三億円、二五年度毎四半期に各三億円、計一五億円が中小企業に割り当てられ、この合計と二〇%の銀行融資で総計一八・七五億円となる。

(3) この融資は、上限額を設定し、一〇〇人か一五〇人を越えぬ従業員の企業に、銀行によって拡張されよう。この融資の遂行は生産や生産性の増強に帰結する資本の増加のためになろう。この融資は肩替り金融や赤字金融や

運転資金金融に利用されない。融資期間の上限は設定される。これらの修正はありうる。

(4)　見返資金からの割り当てられた金額は、基本的に資金の管理責任を有する日銀に預託される。

この点を受けて、二九日に経済科学局のフィリップ担当官は「中小企業に対し、簡素な方法で見返資金を貸付けることを研究したい。例えば日銀と市中銀行を利用し、見返資金を貸付けるが如き方式につき」見返資金課に打診すると、大島課長は「非常に緊切、適当なる問題」だと返答し、具体案の検討にはいる。(46) 見返資金課は一二月七日に「見返資金の中小企業に対する融資要領案」(47) をまとめている。①対象中小企業の範囲は、資本金三〇〇万円以下、従業員一〇〇人以下の輸出関連等の企業、②市中銀行と日銀による二回の審査、③一件限度三〇〇万円、④金利七・五%、⑤見返資金融資比率七割、⑥日銀と市中銀行に取扱手数料交付等が示されている。ドッジ案と違い市中銀行融資比率は三割に増加しているが、融資手続は明瞭となっている。同案はその後何回か修正加筆されて、一二月二三日に「見返資金による中小企業融資の件」および「見返資金の中小企業に対する融資要領及び一般的基準」として閣議決定される。(48) 前者は二四年度の三億円の融資を決め、これを留保額から賄うとした。後者は、前掲草案と違い、①中小企業規模従業員二〇〇名以上、②見返資金融資比率五割、③取扱銀行への手数料年二%、④融資対象は輸出産業、生活必需物資産業、重要基礎産業の関連産業等と規定していた。④によれば製造業のほとんどが融資対象となろう。この方針は一二月二八日に司令部に提出され、一月四日に承認された。(49) ただし経済科学局の承認通知の市中銀行融資比率は状勢により二―五割内で変わりうると幅をもたせてあった。

中小企業貸付けは二四年度第四・四半期に三億円の枠で始まり、二五年度もドッジの計画どおり各四半期三億円の枠で融資が続いた。だが資金需要はきわめて旺盛で、このため増枠要求が現われる。二五年八月一六日に安定本部財政金融局は、「中小企業向見返資金の運用計画の増額について」(50) をまとめた。内容は、①二五年度八億円を追加する、②融資対象を資本金三〇〇万円以下から五〇〇万円以下に引き上げる、③一件貸付額も三〇〇万円以内を五〇〇万円以内に引き上げる、④使途を六ヵ月―一年の長期運転資金にも拡充する、以上であった。この八億円は八月以降月一億円として見込まれているが、優先株式引受けのドッジの与えた枠六〇億円のうちの残額八億円の充当が考えられていた。同じころ大蔵省も司令部と交渉し、各四半期三億円から五億円に、また一件限度三〇〇万円から五〇〇万円に拡充を求めていたが、見返資金課は右の安定本部案中の長期運転資金への適用の拡大を設備資金に限定する方針から、好ましくないと判断していた。(51) ここにも安定本部と大蔵省との間の運営方針の基本的な差異が現われている。

二五年一一月二日に「見返資金の中小企業貸付について」(52) が閣議決定されるが、その内容は、①二五年度第四・四半期以降各四半期三億円から九億円に引き上げる、②一件限度を五〇〇万円まで例外を認める、③対象企業規模を資本金五〇〇万円以内、従業員三〇〇名以内に引き上げる、④融資比率を見返資金の七割の場合も認める、というもので、この承認を司令部に求めた。(53) 融資枠は二五年一二月三日のドッジの裁定で、二五年度は二四億円に増枠され、二六年度は四〇億円、各四半期一〇億円へ拡大され、右の閣議決定を上回る増額となった。融資対象の規模や限度等については、二六年二月一九日に承認が与えられ、二五年度第四・四半期から実施に移される。(54) 同年七月に、さらに一件限度一〇〇〇万円、企業の規模資本金一〇〇〇万円・従業員一〇〇〇人まで融資を拡張する案が司令部に提出されたが、これは承認されなかった。(55)

融資実績をみると(表3-13)、二四年度三億円、二五年度一二・〇七億円、二六年度一九・五二億円、二七年度七・三七億円、総額四一・九七億円(二四九八件)で、二五、二六年度ともドッジの与えた枠を大幅に下回っていた。申込総額は四九億円余である。一般市中金融機関より審査が厳重で、適格企業が少なく、しかも借入額の五割(七割の場合もある)しか七・五%の金利が適用されないため、また自行の顧客のみ融資しようとする銀行の融資態度のため

表 3-13　中小企業融資および協調融資実績

（単位　件，百万円）

業種	昭和24年度		25		26		27		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
鉱業	3	4.0	18	26.0	18	41.0	5	9.2	44	80.2
工業	216	268.0	838	1,029.3	761	1,531.7	249	557.3	2,064	3,386.2
うち）金属	26	33.5	86	112.4	96	211.8	35	79.0	243	436.7
機械器具	53	65.2	182	214.8	160	319.1	54	111.3	449	710.3
化学	30	37.5	129	166.2	89	185.8	26	66.2	274	455.6
繊維	53	65.9	220	283.6	193	390.6	50	111.7	516	851.8
食料品	18	23.4	86	95.1	94	175.2	20	39.1	218	332.7
農林水産業	11	12.0	50	63.7	68	150.9	22	50.7	151	277.4
交通業	4	4.0	33	41.7	51	115.1	18	39.7	106	200.4
商業	3	4.5	24	32.6	24	45.7	9	24.2	60	107.0
見返資金融資(A)	242	300.0	972	1,207.4	952	1,952.3	332	737.9	2,498	4,197.5
金融機関協調融資(B)	(50)	300.0	(71)	1,159.1	(98)	1,033.7	(72)	362.0	(112)	2,854.8
銀行・商工中金	(50)	300.0	(71)	1,159.1	(66)	950.1	(53)	334.0	(73)	2,743.3
無尽・相互銀行	—	—	—	—	(21)	53.9	(14)	22.3	(26)	76.2
信用金庫	—	—	—	—	(11)	29.7	(5)	5.6	(13)	35.3
協調融資計(A)＋(B)		600.0		2,366.5		2,986.0		1,099.9		7,052.4

（注）1.　(A)にはその他を含む．
2.　「件数」欄のかっこ内は金融機関数で，累計には重複分を除く．
3.　貸付をした金融機関のみ．未融資銀行は３行ある．

出所：日本銀行資金局「米国対日援助見返資金運用状況」（大蔵省所蔵開発銀行資料）．

企業の申請が伸びなかったからだと思われる。借手の業種はほとんど工業に集中し（表3-13）、他に農林水産業・交通業・商業等が含まれ、工業の中では繊維・機械器具・化学・金属の順に多く、ドッジ・ライン下の金詰りに苦しむ企業や、朝鮮戦争景気に湧く企業の設備投資資金として、製造業を中心に見返資金は無視しがたい役割を果たしていたといえよう。協調融資の金融機関として、全国の銀行と商工中金が、見返資金の中小企業融資に参加したが、二六年二月の融資限度拡張の際に、中小企業融資件数の拡

充のため無尽・信用組合も参加する。同年六月の法改正で両者は相互銀行と信用金庫となり、これらの全国の店舗で取扱いがおこなわれた（表3-13）。見返資金の中小企業融資は講和後の二七年度も九月まで続き、その後開銀に引き継がれるが、融資内容が開銀の業務となじまないため、二八年八月に開銀から切り離され、中小企業金融公庫が別個の政府金融機関として出現する。

五　優先株式引受け

見返資金の市中銀行への資金供給は、二四年度に復金債の償還によって実施された三八八億円があるが、二五年度には金融機関の優先株式の引受けがおこなわれた。それにより金融債の発行枠が拡大し、金融機関の長期資金調達が容易となった。

ところで戦後の金融機関再建整備を経て日本興業銀行が唯一の長期金融機関として二四年一月に再発足し、興業債券発行による長期資金供給に従事していたが、債券発行余力が乏しくなっていたため、二四年五月一九日の「興業債券の発行限度の特例に関する法律」（法律第七九号）によって興業債券の発行限度が払込資本金の一〇倍から二〇倍に拡張され、資金力は強化された。しかし、いまだ市中金融機関の長期資金需要に十分応じきれなかった。

この状況を打開する措置として、ドッジは、マーカット宛二四年一二月三日の「見返資金の利用に関する可能性について」[56]の中で、次のように述べている（執筆者訳）。

（前略——引用者）

重要な国内金融問題の一つは銀行制度にふさわしい資本の欠如であり、その増大の必要である。現在新たな株式資本金は、総

じてこの目的に用立てられていない。諸銀行は配当を払わずに、資本増加のための収益を保持するべきである。単なる配当支払いは、それが増資を推奨するであろうけれども資本増加の源泉を与える保証はない。必要とされることは、拡大された預金・貸出構成に対応した銀行資本金強化のためのふさわしい資本の追加である。

ここでは合衆国で一九三三年に用いられたのと同様の原則が採用されよう。多くの銀行は復興金融公社によって購入された優先株式発行や出資社債発行によって資本構成を変えられた。日本の場合、出資社債が発行され、見返資金によって引き受けられよう。これは収益によってあるいは市場で求められる資本の代替によって消却されよう。社債に支払われる利息は、事実上優先株式配当となろう。

アリソン氏はこの可能性を探求し、勧告するよう求められている。

ジョセフ・M・ドッジ

こうしてドッジはアメリカでの経験をもとに、日本で優先株式 preferred stock または出資社債 capital debentures の見返資金による引受けを提案した。いずれも日本の金融市場が未経験の金融商品であり、これによって銀行資金力の増強が可能となると判断されていた[57]。

日本政府への具体的な提案は一二月二二日におこなわれ、その際に優先株の興銀・勧銀・農林中金による発行と、その二〇倍を限度とする金融債発行が、財政課のリードから愛知銀行局長に示された。ほかに一般銀行の債券発行についても言及された。この案を基礎に検討が進むが、一二月三〇日のリードとの会談で、ロビンソン H. J. Robinson 担当官から譲渡可能長期預金証券 negotiable certificate of long term certificate を金融債の代わりに限度を設定して発行する、という対案が示された旨伝えられるが、市中で全くなじみがないと銀行局長は難色を示し、金融債発行に絞られる。アメリカの進んだ金融商品の導入に対し、十分に消化できるほど日本の金融市場は発達しておらず、当惑を感じたのであろう。配当率・償還期間については、まだまとまっていなかったが、一月一一日にフィリップス

から銀行局長に配当率七・五%が示され、また償還期間一〇年、債券発行限度一五倍、ただし預金受入制限銀行二〇倍等が検討の基礎となっていた[58]。この交渉の過程で興銀と他行との間に債券発行枠に差を設けようと銀行局は司令部に打診したが、司令部側は一般的方針の貫徹を譲らず、結局右の債券発行限度はまだ確定したものではない[59]。

二五年一月末に法案作成に着手する。草案の「金融機関の優先株式の発行に関する法律(仮称)案[60]」では、該当金融機関を興銀・勧銀・北拓銀・農林中金・商工中金と規定し(第一条)、優先株は見返資金で引き受ける場合にのみ発行する(第二条)と限定されていた。債券発行について(第五条)は、「優先株式を発行した金融機関は、その発行した優先株式の総数に相当する資本金の二十倍に相当する金額を限り債券を発行することができる」という条文のほかに、別案が並記され、「優先株式を発行した金融機関は、その資本金と準備金との合計額の二十倍に相当する金額から預金の総額を控除した残額を限り債券を発行することができる」と、限度を二〇倍に揃えているものの、両案をまだ調整しかねていた。これは司令部の一律基準方針に従い、それを押し通すと前記の興銀と他の四行庫との間に利害が発生するからであった。つまり右の主案の場合、優先株式に単純に二〇倍した債券が最大限発行することとなるにすぎないが、その枠に預金残高を組み込む別案の場合、預金吸収に制限を受けていた興銀と制限のない勧銀等とでは、預金残高が大幅に異なり、預金の比重の低い前者に著しく有利な債券発行枠が与えられることになる。その後の調整を経て一月三〇日付の「銀行等の債券発行の特例等に関する法律[61]」と題する案では、債券の限度について「銀行は、自己資本の金額の二〇倍に相当する金額から大蔵大臣の定める預金の総額(中略――引用者)とその発行している債券の総額との合計額を控除した残額に相当する金額に限り、債券を発行することができる」(第三条)と、既発債まで考慮していた。これで興銀の一方的な優遇はなくなるが、これに対しても実質的に発行枠がないと、勧銀は強い不満を示していた[62]。なお先記草案のように個別銀行名を挙げず、「銀行法」による銀行一般が対象とされた(第二条)。以上の点を

表 3-14 金融債の発行余力および発行額 (単位 億円)

区分		興銀	勧銀	北拓	商中	農中	合計
発行余力	25年3月末	△34	9	△63	85	△308	△311
	見返出資×20	200	200	140	100	400	1,040
	26年3月末	187	279	100	124	134	825
	27年3月末	319	207	146	97	181	950
発行額	25年3月末残高	200	40	—	—	18	258
	25年度 発行	325	157	16	51	52	601
	償還	99	10	—	0	33	142
	26年3月末残高	426	187	16	51	37	718
	26年度 発行	353	150	18	69	64	654
	償還	109	11	—	20	—	140
	27年3月末残高	670	326	34	100	102	1,232

出所：『見返資金の記録』, 108ページ.

組み込んで二五年三月三一日「銀行等の債券発行等に関する法律」(法律第四〇号) が成立する。同時に「日本勧業銀行法等を廃止する法律」(法律第四一号) が制定され特別銀行制度は廃されている。

この法律によって二五年四月一八日に、優先株 (興銀一〇億円)、五月一二日に同 (勧銀一〇億円、北拓銀七億円) と優先出資 (農林中金二〇億円、商工中金五億円)、計五二億円の解除申請を閣議で決定し、いずれも解除された。[63] こうして五二億円の二〇倍の一〇四〇億円が債券発行余力として新たに追加された。その規模は (表3-14)、二四年度末の右諸金融機関金融債残高二五八億円の四倍に達し、しかも二四年度末に発行余力がない興銀・勧銀・農林中金に追加されており その意義は大きい。二五年度の金融機関の金融債の純増は四五九億円で、そのうち興銀が二二六億円、勧銀が一四七億円を占め、この両行は優先株引受けによる発行枠の拡大を活用していた。だが北拓銀は金融債発行にきわめて消極的であった。五金融機関の貸出しにおける設備資金は二五年三月から二七年三月までに三・三八倍を示し、他方運転資金は二・〇九倍であり、金融債の発行により長期資金供給が円滑に増大したことがわかる。[64] 優先株は二五年一二月から各銀行等の利益金により消却を始める。

二五年度の優先株式引受枠は六〇億円と設定されていたが五二億円にとどまる。理由は主要な設備資金供給機関である興銀の資金力の強化という一つの課題が一応達せられたということのほかに、増枠されて発行された金融債の預金部による引受けが二五年度預金部運用計画案 (二五年三月一七日) で企画されていたのが、同計画が流れ、一二月のドッジの決定まで預金部資金が運用されないためであろう。この他優先株式の七・五%配当というコスト高も一因していた。だがドッジの承認後、預金部の金融債引受けは順調に進み、二五年度末実績一八〇億円で、同年度発行総額の二九・五%を占め、二六年度も三〇〇億円に達し、見返資金と預金部の連携した資金操作というドッジの意図が顕著に現われていよう。[65] なお二五年秋のドッジの三度目の来日でも、優先株式発行が検討された。大蔵省は当初配当六%で合計一五〇億円とし、発行条件の緩和を考えていたが、一方、ドッジは七・五%のまま借入金同様の経費扱いによる課税控除等を提案した。しかし結局実現しない。[66]

二七年一二月に見返資金は七・五億円の日本長期信用銀行の優先株式を引き受けた。同行は二七年二月に池田蔵相が表明した「投資銀行」構想が実現したもので、講和発効後の二七年六月一二日に「長期信用銀行法」(法律一八七号) が成立し、同年一二月一日の施行と同時に先の「銀行等の債券発行等に関する法律」は廃止された。「長期信用銀行法」は自己資本の二〇倍を限度とする金融債発行を認め (第八条)、当分の間優先株式の国による引受けを定めた (附則第一〇項)。そして長期信用銀行として興銀の他に日本長期信用銀行が一二月一日に開設され、見返資金がその優先株式を引き受けたのである。同行は二七年度末で資本金一五億円に対し金融債一一七・五億円を発行し、その五割を資金運用部が引き受け、融資一三五・一億円他の実績をあげた。[67]

(1) 栗原東洋編『現代日本産業発達史』第三巻、昭和三九年、三六〇―六六ページ。二二年一二月には想定需要の二割が供給制限を受け、電力不足は深刻であった。

(2) 同前、二七六—八六ページ。なお集中排除委員会は最高司令官の要請に応じて陸軍省より選定された五人よりなり、バーカーは会社経営委員であった。電気事業再編成審議会の構成は松永安左ェ門（委員長・元東邦電力社長）、工藤昭四郎（復興金融金庫理事長）、小池隆一（慶大教授）、三鬼隆（日本製鉄社長）、水野成夫（国策パルプ副社長）。
(3) 経済企画庁所蔵資料。
(4) 大蔵省所蔵Z六二〇—七七。
(5) 見返資金課「電力関係投資案件進行状況」昭和二四年一〇月二八日（大蔵省資料Z五〇六—三）、「一九四九年度電力見返資金所要額」（大蔵省資料Z六〇一—二三六、安定本部作成と推定、日付なし）。
(6) 見返資金課「申請中要件進行状況等」昭和二四年一一月二五日（大蔵省資料Z五〇六—三）。
(7) 大蔵省資料Z六二〇—七七。
(8) 大蔵省資料Z六二〇—九二。
(9) 電気事業再編成史刊行会『電気事業再編成史』昭和二七年、八〇九ページ。
(10) 同前、八一〇ページ。
(11) 同前、八一二ページ。
(12) 「電力部門に対する見返資金貸出中止の影響」昭和二五年七月二五日（経済企画庁所蔵資料）。
(13) 『電気事業再編成史』八一七ページ。
(14) 同前、八二九—三一ページ。
(15) 同前、八七二—七三ページ。
(16) 『見返資金の記録』七九ページ。
(17) 同前、七七ページ、通産省公益事業局『再編成後の電力白書（二六・二七年度）』昭和二八年、三一六—一九ページ。
(18) 運輸省海運調査部『海運年鑑』昭和二五年版、八八—九一ページ。
(19) 金子栄一編『現代日本産業発達史』第九巻、昭和三九年、三五六ページ。
(20) 同前、三六一ページ。
(21) 同前、三六三—六五ページ。
(22) 同前、三六五ページ。

(23) 経済企画庁所蔵資料。
(24) 『現代日本産業発達史』第九巻、三六七—六八ページ。
(25) 一〇年史編纂委員会『日本開発銀行十年史』昭和三八年、三〇ページ。なお、船腹増強策として外国船購入が盛行し、ほかにアメリカのリバティー型船の貸与も要請したが、軍事的配慮から実現しない（作成者不明「船腹増強対策をめぐる海運界の動向」（経済企画庁所蔵資料））。
(26) 大蔵省所蔵日本銀行資料。なお八次計画造船の貨物船は契約船価三一四億円のうち見返資金一一三億円と決定された。油槽船は八次計画で総て海運会社の自己調達を予定したが、二七年一〇月九日の閣議で五・五億円の追加融資が決定された（大蔵省資料Z六二〇—一一九）。
(27) 経済審議庁・運輸省「戦後における海運設備資金投下の回顧」昭和二七年八月一日（経済企画庁所蔵資料）。
(28) 同前。
(29) 『現代日本産業発達史』第九巻、三七三—七七ページ。
(30) 経済企画庁所蔵資料。
(31) 同前。
(32) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
(33) 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一二巻「金融(1)」六四六ページ。
(34) 『見返資金の記録』九五ページ。
(35) 同前、九八ページ。
(36) 「一九四九年度対日援助見返資金企業投資計画要請の概要」（経済企画庁所蔵資料）によると、陸運の第一順位として美唄鉄道他五鉄道に六七・一億円が要請され、また二五年一一月二四日の運輸省鉄道監督局民営鉄道部財務課「地方鉄道電化計画に対する対日援助見返資金計画案」（同前）では、長岡鉄道他一三鉄道に六・六一億円が要請されていた。なお営団地下鉄への融資に関し、その東京都出資という経営形態での私企業枠融資の利用や以後の巨額な資金需要が問題となり、結局二六年三月三一日に「帝都高速度交通営団法」が一部改正（法律第一三六号）された上で融資された。以後は資金運用部資金を導入する（帝都高速度交通営団『東京地下鉄道丸ノ内線建設史(上)』昭和三五年、一一二—一八ページ）。
(37) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(38) 見返資金課「農業（特に土地改良について）」二五年四月一七日（大蔵省資料Z五〇六―三）。
(39) 同前。
(40) 経済企画庁所蔵資料。二五年二月一日と添記、作成者不明。
(41) Memo., Financial Commissioner for ESS/FI, Counterpart Fund Financing of Agriculture, 25 Mar. 1950.（大蔵省資料Z六〇一―二三六）。
(42) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
(43) 中小企業庁振興局公報課「中小企業実態調査（金融の部）」二四年三月（経済企画庁所蔵資料）。ただし借入先別と使途別の母数が異なる。
(44) 経済企画庁所蔵資料。
(45) Memo., Dodge to Marquat, Counterpart Fund Loans to Small Business Enterprises, 28 Nov. 1949.（大蔵省資料Z七〇三―二）。
(46) 見返資金課「中小企業に対する見返資金の貸付の件」二四年一一月二九日（大蔵省資料Z五〇六―三）。
(47) 大蔵省資料Z六〇一―二三五。
(48) 大蔵省資料Z六二〇―七七（『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一八巻、三六七―六八ページに収録）。
(49) Memo., ESS for MOF, Counterpart Fund Loans to Small Business Enterprises, 4 June 1950.（大蔵省資料Z六〇一―二三五）。
(50) 経済企画庁所蔵資料。
(51) 見返資金課「中小企業向見返資金の運用計画の増額について」三五年八月一七日（大蔵省資料Z五〇六―三）。
(52) 大蔵省資料Z六二〇―九二（前掲書第一八巻「資料(2)」三七五ページに収録）。
(53) 司令部に提出した要望に融資比率の件は含まれていない。司令部は当初から五―八割の範囲を認めていた。右要望で同時に第三・四半期の六億円の増枠を求めていた(Memo., Financial Commissioner for ESS, On Extentive Use of Counterpart Fund to Small Enterprises, 4 Nov. 1950. ―大蔵省資料Z六〇一―二三五)。同一題の文書が一一月二三日に司令部に提出されているが、そこでは四半期の融資枠に言及されていない（同前）。
(54) Memo., ESS/PF to MOF, Use of Counterpart Fund to Small Business Enterprises, 19 Feb. 1951.（同前）。

(55) 『見返資金の記録』一〇五ページ。
(56) Memo., Dodge to Marquat, Possibilities in Connection with the Use of the Counterpart Fund, 3 Dec. 1949.（大蔵省資料Z七〇三―二）。
(57) 米国証券市場では、出資社債は特殊な無担保社債の一つで、転換社債 convertile debentures・劣後社債 subordinate debentures と並び通常の株式と社債との中間に位置する（日本証券経済研究所『アメリカの公社債市場』昭和五〇年、一三五―三六ページ）。
(58) 銀行局「見返資金の優先株引受に関する銀行局長と司令部担当官との会談記録」昭和二四年一二月二二日―二五年一月一二日、同「見返資金の金融機関株式所有による金融債の発行について」昭和二五年一月二一日（大蔵省資料Z五二六―八―九、前掲書、第一八巻「資料(2)」三六八―七一ページに収録）。
(59) 興銀は優先株を含む資本金と諸準備金の合計の二〇倍、他行は優先株式の二〇倍の枠が考えられた（銀行局「見返資金の金融機関株式所有による金融債の発行について」昭和二四年一二月二六日――大蔵省資料Z五二六―八―九）。
(60) 日付なし（同前）。
(61) 同前。
(62) 日本勧業銀行「見返資金の当行増資株所有による債券発行について」（日付なし）（同前）では、「この方法によっては、本措置による債券発行を引受けることは不可能である」と結論していた。
(63) 大蔵省資料Z六二〇―九二。
(64) 『見返資金の記録』一〇九ページ。
(65) 前掲書、第一〇巻「資金運用部資金」八六四―七〇ページ、九〇三ページ。なお優先株式引受けと金融債発行による設備資金供給の仕組みについて、安定本部財政金融局産業資金課もその不備を「見返資金による一般銀行の優先株式引受についての問題点」（経済企画庁所蔵資料）として指摘している。
(66) 「渡辺武日誌」昭和二五年七月二九日、一〇月三〇日。
(67) 長銀の優先株式配当は興銀等と同一の七・五%であるが、償却据置期間で条件が緩和されている（日本長期信用銀行『日本長期信用銀行十年史』昭和三七年、五五―七六ページ、三六二―六七ページ）。

第四節　政府金融機関投資

一　住宅金融公庫

戦災・焼失等により戦後の住宅難は深刻であり、終戦直後の不足量は四二〇万戸と推定されていた。昭和二三年度末までに一九四万戸の建設がおこなわれたが、そのうちの八割の一六〇万戸が民間の自力建設であった。だが人口増加や世帯数増加で、二三年度末でもなお三六八万戸が不足だと公表された[1]。

二三年八月に住宅資金供給の特殊金融機関の設置が司令部で検討され、また預金部や復金の利用案等が銀行局と建設省で検討されていた。これらを経て二四年二月に建設省は「住宅金融公社要綱」をまとめ、同公社設立の閣議決定にまで進んだが、ドッジ・ラインの実施により、二四年度の成立は見送られた[2]。住宅金融機関の二五年度開業に向けて、司令部・大蔵省・建設省間で折衝が重ねられ、その結果二五年五月六日に「住宅金融公庫法」(法律一五六号)が成立し、同公庫は六月五日に設立された[3]。

住宅金融公庫は全額政府出資で、見返資金の交付による出資も認められており(第五条)、融資対象は個人住宅・組合住宅・賃貸住宅等と規定され(第一七条)、融資限度は建設費の七五%(第二〇条)、融資条件は金利五・五%、償還期間木造一五年・耐火二〇年とした(第二一条)。このように住宅金融公庫は当初から見返資金の出資を予定し、しかも貸付条件を法文に明定していた。五・五%は先述の見返資金の政府事業貸出し、公債引受けの金利と同一である。

表 3-15　住宅金融公庫への投融資と公庫融資実績

(単位　億円，千戸)

年度	公庫への投融資			貸付契約			全住宅建設戸数	
	見返資金	資金運用部	一般会計	戸数	金額	竣工	総数	うち)政府施策
昭和 25	86.4	—	50.0	66	151.5	36	337	120
26	13.6	80.0	80.0	52	185.6	67	246	97
27	—	120.0	80.0	39	159.1	43	290	111
合計	100.0	200.0	210.0	(136) 157	(397.8) 496.2	(130) 146	873	328

(注) 1. 「合計」のかっこ内は個人住宅で内書.
2. 「全住宅建設戸数」は暦年.

出所：『住宅金融公庫十年史』, 11ページ, 335-37ページ付表および大蔵省所蔵日本銀行資料.

他方見返資金は各種私企業融資を一律七・五%で実施しており、住宅金融公庫経由の貸出金利五・五%は、見返資金のかかわった直接・間接の対民間融資の中で破格の好遇である。これは公庫からの借手が自己資金の乏しい零細庶民である点と、公庫への見返資金の交付による出資で、見返資金が公庫に対し債権を保全する必要がない等のため司令部が寛大な条件を承認したのであろう。

住宅金融公庫は一般会計からの出資で開業し、二五年度計画の中でドッジが認めた一〇〇億円の見返資金は、司令部が一般会計の出資による営業をみてから交付すると主張したため、第一・四半期に出資されなかったが、七月二六日の閣議で出資の決定をみて[4]、司令部の承認後、九月二日以降年度末までに八六・四億円と翌年度に一三・六億円が交付された。このため二五年度は、一般会計出資を見返資金出資が上回り、住宅金融公庫の初年度の主要な資金源となった(表3-15)。二六年度から資金運用部借入金が現われ、二七年度以降借入金が主要財源となる。公庫融資住宅は、契約戸数で二五年度六・六万戸、二六年度五・二万戸、二七年度三・九万戸で、この合計は政府施策住宅の五割弱に達し、政府住宅政策の主要機関となっていた(表3-15)。建設住宅の内訳は個人住宅に集中している。償還期限等の条件は開業後緩和されたので、借入条件

はさらに有利となり、個人住宅建設の低利長期金融機関として定着する。[5]

二　日本輸出入銀行

昭和二五年春以降、プラント輸出促進のための長期輸出金融機関設立構想が検討され、二五年一二月二八日、「日本輸出銀行法」（昭和二五年一二月一五日法律第二六八号）に基づいて、日本輸出銀行（以下「輸銀」と略称することもある）が設立され、二六年二月一日業務を開始した（くわしくは本書「政府関係金融」編第三章参照）。同法によれば、①資本金は一五〇億円とし、一般会計および見返資金会計からその全額を出資し、②資本金中五〇億円を二五年度、一〇〇億円を二六年度に出資する、と定められていた（第四条）。なお、出資金は、一般会計・見返資金それぞれ七五億円ずつ折半することとなっていた。[6]

政府は、見返資金輸銀出資二五億円の申請を二五年一二月一九日に司令部に提出したが、司令部の承認は遅延し、正式許可がおりたのは二六年三月二三日であった。[7]二六年度分五〇億円は、二七年三月に出資されている。なお、一般会計の出資分は二五年二五億円、二六年分五〇億円のほか、二六年度補正予算で二〇億円を追加し、二七年度にも四〇億円、計一三五億円が出資された。

また、見返資金からは二七年度に三〇億円を貸し付ける計画であったが、[8]実現しなかった。

輸出銀行の融資対象は、二六年度末で船舶・繊維機械・電気機械の順に多く、三者で八割を占めるが、[9]船舶融資は見返資金の海運融資との関連で注目されよう。国内向海運は見返資金が、輸出用造船は輸銀がそれぞれ融資を分担し、開銀の見返資金私企業融資承継後の財政投融資の一性格を示す。なおこの輸銀融資は見返資金にならい、市中銀

行との協調融資がおこなわれ、二七年九月末まで融資比率八割、金利最低七・五％で、見返資金金利と歩をそろえるが、二七年一〇月以降、輸出入銀行の協調融資比率は若干引き上げられ、最低金利は六％となり、政府資金による長期輸出入金融は一層促進された。[10]

なお、日本輸出銀行は二七年四月一日に日本輸出入銀行となった。

三　日本開発銀行

見返資金とは別個の長期金融機関の設立要請として、二五年一〇月のドッジの来日時に日本政府は「産業建設金融公庫」の構想を提案し、その交渉の結果ドッジは復金の改組と「日本開発公社」設立を二五年一二月三日にマーカットに提案した。この提案の検討が煮詰まっていないため、開銀への投融資はドッジの二六年度見返資金配分計画に含まれていないが、二六年一月以降司令部に対し「日本開発銀行法」制定の交渉がおこなわれる。リード財政課長は復金の回収金以外を開銀に導入することに反対し見返資金・預金部資金の利用に難色を示し、新規融資にも否定的であった。一方大蔵省の要求は新規融資を当然とし、債権発行・借入金をも含んでいたため隔りは大きかったが、司令部側が新規融資と見返資金出資を認めたため妥協が成り、「日本開発銀行法」（昭和二六年三月三〇日法律第一〇八号）が成立した（くわしくは、本書「政府関係金融」編第四章参照）。

開銀は二六年四月二〇日に見返資金から二五億円の出資をみて設立された。資本金一〇〇億円として開業する計画であったため、一〇〇億円の出資を求める閣議決定が四月一〇日におこなわれた。[11]しかし司令部は先に開銀への見返資金投資に反対した経緯もあり、一括一〇〇億円の出資を拒否し、第一・四半期分の二五億円のみ承認した。これに

対し開銀は事業計画が狂うので一〇〇億円の出資が必要だとして残りの七五億円につき七月に司令部に解除請求するが、結局容れられず、四半期ごとに二五億円が出資される。(12) 住宅金融公庫や輸出銀行への出資と同様に、見返資金の開銀に対する出資は様子を眺めながら実施され、急速な業務拡張を企図する政府の計画に対し、司令部は慎重な姿勢を崩さなかった。一方で開銀の融資先については、二六年五月のマーカット声明で示された「日米経済協力体制」の中で、前年から続いている朝鮮戦争への支援となりうる借手に優先順位をつける配慮を求めていた。(13) ただし見返資金の解除権のような介入は不可能である。開銀は見返資金の「その他産業」の分野の新規融資を引き受けたが、そのうちの農林漁業関係は二六年四月一日成立の農林漁業資金融通特別会計が担当するので除外される。見返資金にならう市中銀行との協調融資ばかりでなく、単独融資もおこなわれるが前者の方が多い。二六年度貸付計一七四億円のうち協調融資が八一・八%を占めていた。金利は海運に七・五%、その他に一〇%が適用され、強い低金利要求を出す海運業のみ優遇されていた。期間は一五年以長のものもあるが、三～一〇年で七割以上を占める（本書一八八ページ表4-12参照）。なお、海運に関しては七次後期追加新造船の二六年度着工分一五一・八億円の開銀融資は二七年度に見返資金に肩替りされ、占領終結後に見返資金へのつなぎ融資が実施されている。(14)

「日本開発銀行法」の改正は二七年三月七日に閣議決定され、講和発効後、原案どおり国会を通過し、七月一日に公布・施行された（法律第二二四号）。改正の要点は、①復金への政府出資を政府借入金として承継したものを全額政府出資に切り替える、②見返資金の私企業貸付けを承継し、その全額を政府からの貸付けとし、将来出資に切り替える、③政府資金・外貨資金の借入れを認める、等であった。こうして見返資金の承継のほか、司令部に先に反対された政府借入金も可能となる。復金債権債務は既に二七年一月一六日に承継されていたが、見返資金の私企業融資も、海運・農林漁業・中小企業を除く第一次承継が九月一四日、右三種類の第二次承継が一〇月一九日に実施された。中

小企業・農林漁業については専業金融機関設立が考慮され、海運の場合は一〇月にも最終の見返資金融資を受けており、この他に開銀の事務引継量の関係等で、二回に分けられた。見返資金からの承継資産は一三七一億円で、そのうち電力六三五億円と海運五九三億円で九割を占めている（本書一七一ページ表4-3参照）。これによって開銀の電力・海運への融資の割合は飛躍的に増大する。講和後の電力・海運を中心とした開銀等を通じた財政投融資の展開は、見返資金によって固められたものであった。開銀は政府借入金や二八年七月の法改正によって追加された外債発行で、その後業務を急速に拡大していった。なお見返資金から承継した私企業融資のうち、開銀の業務に必ずしも適当でない農林漁業融資は二八年四月設立の農林漁業金融公庫に、中小企業融資は同年八月設立の中小企業金融公庫にそれぞれ引き継がれた。

四　農林漁業資金融通特別会計

農林省は戦後農林業の復興と生産増強のため、二三年五月に「農林漁業復興金庫設立要綱」(15) をまとめた。その要点は、①同金庫は資本金一五〇億円の全額政府出資とし、②農林漁業債券を発行し、③有担保一〇年以内の年賦・定期償還貸をする、等にあった。これに対し大蔵省は特別の金融機関の開設を不適当とし、既存の農林中金・復金・勧銀等の利用を考えていた。農林漁業を対象とした長期金融機関の設立に関し種々の議論を経て、二三年六月二九日に「農林漁業復興資金融通法案」および「農林漁業復興資金融通特別会計法案」が閣議決定される。(16) その内容は、①農林漁業者の設備資金供給を目的とし、②有担保二〇年以内の年賦・定期償還貸をおこない、③二三年度に四〇億円以内の融資を見込む、等であった。こうして先の「金庫」構想から資金融通特別会計構想に転じたが、司令部は右二法

の国会上程を尚早としたので、これに代わる「農林漁業復興資金に関する暫定措置」（昭和二三年七月一日）で、政府は預金部資金の利用を策したが、これも司令部に承認されなかった。[17] だが八月一九日に財政課のリードとの折衝で、恒久的金融機関設置までは農林中金の債券発行で所要資金を調達すれば、二三年度で四〇億円の融資が可能と示唆され、それに沿って「農林漁業復興資金融通に関する暫定措置案」が作成され、司令部承認の上で九月三日に閣議決定された。[18] この「措置案」は、①復金が農林中金債四〇億円を引き受け、②農林中金が別勘定により経理し、③融資取扱要領は別に定める、④恒久機関開設時にこの債権・債務を承継する、等が骨子となっていた。だが融資取扱要領の決定が遅れ一一月六日になったり、また経済安定九原則の発表による復金業務の圧縮等のため、二三年度内に二〇・九億円を融資して終了した。これ以外に農林省は二三年一一月に農林漁業金融を長短二部門に分け、長期金融機関としての「農林水産業金融金庫」設立を司令部に提案し、恒久機関設立の強い要望を表明している。[19] 農林省はドッジ構想が明らかになった中で、二四年四月一日と添記のある次の提案をおこない、農林漁業長期金融機関あるいは農林漁業資金融通特別会計の設置を求めていた。[20]

農林漁業長期資金の金融組織について（農林省）

原始産業としての農林漁業の長期資金は、現在唯一の融通方法として復興金融金庫から、農林中央金庫の債券引受の形式をとって、農林中金を通じて供給されているが、これが九原則の実施により、復金の運営方針の改正に伴って、従来の通り融通を継続することが困難であるならば、別個の融通方法を考えざるを得ない。融通方法としては次のような数案が考えられるが、新金融業法のプリンシプルに則って農林業金融組織を考えるならば、第一案として農林漁業長期金融機関の設立、第二案として農林漁業資金融通特別会計の設置の二案が、われわれとしては最も望ましい方法であると考える。

（以下略――引用者）

ドッジ・ラインの実施に伴う、復金新規貸出しの停止、均衡予算による農林漁業への補助金交付停止等で、農林漁業の資金繰りは悪化した。二四年度第二・四半期から見返資金の運営が始まるが、二四年度分の農林漁業融資が実行されたのは二五年四月のことであり、農林漁業は冷遇されていた。また、見返資金の二四、五年度の融資は一〇・一四億で二三年度の復金による農林漁業融資の半額にすぎず、農林漁業は長期資金の不足に悩んでいた。

二五年七月に農林省は「農林漁業金融公庫設立要綱」[21] を明らかにした。内容は、①同公庫は資本金三〇億で全額政府出資とする、②見返資金の出資を認める、③低利の一五年以内の定期または年賦償還貸をする、等を骨子とした。農林省の当初の計画では、一般会計から三〇億円、見返資金から五〇億円を出資し、預金部借入金一二〇億円を加え、初年度で計二〇〇億円の融資が見込まれており、これが財政課のリードに提出された。しかし承認が得られず、さらに大蔵・農林両省間の検討を経て、先の案の預金部借入れを七〇億に減じた公庫設立をもって一五〇億円の貸出しをおこなう計画を立案し、二五年一〇月からドッジと交渉にはいった。[22] しかしドッジは金融機関新設に反対で、農林中金の利用を考えていた。[23] このため政府は農林漁業金融公庫新設を撤回し、一般会計から二〇億円、見返資金から四〇億円出資し、預金部から七〇億円を融資して融資特別会計を新設する案に切り換え、再度折衝にはいる。一一月二一日にドッジは池田蔵相との面談で、農林漁業資金融通特別会計の設置を承認し、ここに懸案の農林漁業への長期資金供給機関が開設されることになった。ドッジの構想は「農林金庫は政府の特別会計を作り一般会計から二〇億を出資し、見返から四〇億出す（grant）こととし、これによって農中の貸出を肩替りすることにした。事務は農中にやらせる」[24] というものであった。

ドッジの承認を得たこの構想は、二六年三月三一日に「農林漁業資金融通特別会計法」（法律第一〇六号）と「農林漁業資金融通法」（法律第一〇五号）として成立した。右特別会計法は、一般会計・見返資金からの繰入れを出資とし

表 3-16　農林漁業資金融通特別会計の資金調達および融資実績

（単位　百万円）

区分	年度	昭和26 当初計画	昭和26 実績	27 実績	27 残高
資金調達	一般会計	a) 2,000	a) 5,000	a) 6,500	—
	見返資金	a) 4,000	a) 4,000	b) 3,000	—
	資金運用部	—	b) 3,000	b)11,000	—
	自己資金	—	—	c) 300	—
合計		6,000	12,000	20,800	—
融資目的別	土地改良	3,934	6,694	9,966	15,759
	うち)耕地	…	6,544	9,844	15,497
	林業	1,194	1,946	4,387	6,210
	うち)造林	700	706	515	1,188
	林道	488	742	1,677	2,382
	伐採調査	—	498	2,195	2,640
	漁業	235	236	840	1,046
	塩業	304	600	1,003	1,599
	共同利用施設	333	2,524	4,603	7,037
	うち)電気導入	240	468	505	954
	倉庫	—	256	1,296	1,501
	水産施設	—	1,021	1,492	2,413
	畜産・蚕糸ほか施設	—	702	1,229	2,015

（注）　a)は出資，b)は借入金，c)は貸付の回収金.
出所：『農林漁業金融公庫十年史』，78-80ページ.

（第三条）、資金運用部からの借入れも可能（第一二条）と規定し、右資金融通法は、目的を農林漁業者への長期低利融資とし（第一条）、金利を四－八％、償還期間を一－二〇年とし（第三条）、運営事務を農林中金と他金融機関に委託する（第五条）と規定していたが、ドッジが認めた農林中金の復興資金融資の肩替りは見送られた。特別会計の運営には農林省官房金融課が当たり、融資決定等はそこでおこなわれた。[25]

一般会計出資二〇億円は四月一日におこなわれたが、見返資金の出資の解除申請は五月一〇日の閣議で決定され、第一・四半期分として七億円が要請された。[26] これは、第一・四半期に解除されなかったが、八月に一七億円、一〇月に二三億円が解除された。農林漁業資金会計への資金需要はすこぶる旺盛で、土地改良事業・伐採調整・製氷冷凍施設等共同利用施設等への資金が要望され、結局補正予算が組まれ、一般会計出資三〇億円追加、資金運用部資金三〇億円融資が実施された。[27] さらに翌年度は見返資金からの調達を増大するため、「農林漁業資金融通特別会計法」は二七年三月三一日に改正され（法律第五一号）、先の一二条の資金運用部借入金に見返資金借入金が追加され、見返資金からの融資が可能となった。二七年度は見返資金から三〇億円が貸し出された。融資の使途は土地改良が最も多く、林業と並び二七年度に大幅に増額された。共同利用施設も多い。結局二六年度は当初計画の倍の一二〇億円、二七年度は二〇八億円の融資をおこなった（表3-16）。農林漁業資金融通特別会計が、戦後遅れていた農林漁業への多額な設備資金供給をおこない、農林漁業の復興および生産の増強に果たした役割はきわめて大きい。

二七年四月の講和発効後、政府の施策が司令部の承認をとりつける必要がなくなったため、恒久機関として、先の公庫案が復活する。二七年一二月二九日に「農林漁業金融公庫法」（法律第三五五号）が公布され、二八年度から同公庫が農林漁業資金融通会計の資産負債を承継して開業し、当初の要望は完全に実現された。ほかに農林中金を経由した復金の農林漁業融資と、見返資金の農林漁業への直接融資の開銀承継分をさらに承継し、業務を拡張していく。

(1)　住宅金融公庫総務部『住宅金融公庫十年史』昭和三五年、三ページ。
(2)　『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一二巻「金融(1)」八二一―四〇ページ。
(3)　『住宅金融公庫十年史』二六―五二ページ。
(4)　大蔵省資料Z六二〇―九二。
(5)　二六年六月九日の「住宅金融公庫法」の改正（法律第二二四号）で融資限度は一律七五％から木造・木骨防火構造八〇％、簡易耐火・耐火構造八五％に引き上げられ、償還期限も木造一八年・耐火構造三五年以下等に引き上げられている（前

掲『住宅金融公庫十年史』七三―七四ページ)。

(6) 『見返資金の記録』一一五ページ。

(7) 同前、二一五ページ。

(8) 同前。

(9) 同前、一一七ページ。

(10) 日本輸出入銀行『十年のあゆみ』二四ページ。

(11) 大蔵省資料Z六二〇―一一〇。

(12) 司令部は二五億円のみ承認し、それを見返資金二六年度運営計画でその他産業に割り当てられていた四五億円中から出資し、残り七五億円についてワシントンに請訓するとした (Memo., ESS/FI to Marquat, Counterpart Fund Investment in the Japan Development Bank, 16 Apr. 1951. ――大蔵省資料Z七〇三―一)。だが開銀の申請で大蔵省は七月二一日に七五億円の解除を要請する (Letter, Japan Development Bank to MOF, Request for excution of investment in the bank from the U.S. Aid Counterpart Fund, July 1951. Memo., Deputy Financial Commissioner to ESS, CPF Investment in the Japan Development Bank, 21 July 1951.――同前)。結局ワシントンの回答で一〇〇億円の出資を承認するが四半期均等に出資するとの結論が出る (Memo., for Record, ESS/FI, Counterpart Fund Investment in Japan Development Bank Second Quarter Japanese Fiscal Year 1951-52, 20 Aug. 1951. ――同前)。

(13) ドッジはマーカット宛書簡の中で次のようにいう。「わたしは、日本開発銀行によっておこなわれるいかなる直接融資についても、優先順位が①朝鮮戦争に関する特別調達、②米国の防衛についての調達、③輸出生産、④商業銀行によりおこなわれた資金貸出の肩替り融資、にあると信ずる」(執筆者訳) (Letter, Dodge to Marquat, 13 July 1951――大蔵省資料Z七一一―一四)。

(14) 経済審議庁・運輸省「戦後における海運設備資金投下の回顧」(経済企画庁所蔵資料)。

(15) 農林漁業金融公庫『農林漁業金融公庫十年史』昭和四〇年、四〇ページ。

(16) 大蔵省資料Z五二六―九―七。

(17) 同前。

(18) 大蔵省資料Z六二〇―六四。

(19) 『農林漁業金融公庫十年史』六一ページ。

(20) 経済企画庁所蔵資料。なおこの意見は、二三年九月の金融制度調査会に提出された農林省意見を、再表明したものである(同前、六〇ページ)。

(21) 『農林漁業金融公庫十年史』六三ページ。

(22) 同前、六三―六四ページ。

(23) 二五年一〇月二五日のドッジ・池田会談で、ドッジは農業金庫 Agriculture Bank の提案に対し、農林中金を利用してその金融債の預金部引受けの対案を示した。さらに農業金庫よりも土地改良投資への予算措置や見返資金配分の増大の方が有効だと主張した (Conference, Dodge—Ikeda, 25 Oct. 1950. ――大蔵省資料Z七一一―一二)。

(24) 「渡辺武日誌」二五年一一月二一日。なおこの結論が出る前の一九日に二六年度予算大綱をドッジ・池田会談で検討した際に、農業金庫予算に関し「池田氏はむしろこれをやめて農中にやらせて利子補給一五〇、〇〇〇、〇〇〇をみる考で、Dodge も賛成、Reed は意見を変えて独立機関に賛成」し、彼我の主張ともかなり流動していた (同前、一一月一九日)。

(25) 二七年八月から農林省経済局特別融資課の担当となる。取扱い事務は地方銀行五四行 (二六年九月以降) でもおこなわれた (『農林漁業金融公庫十年史』七四―七七ページ)。

(26) 大蔵省資料Z六二〇―一一〇。

(27) 『農林漁業金融公庫十年史』七八―八五ページ。

第五節　司令部指示による見返資金の利用

一　連合国軍人等住宅公社

連合国軍人の住宅建設要求は早くからあり、昭和二一年三月六日に司令部は、「占領軍およびその家族住宅建設計画に関する件」（ＳＣＡＰＩＮ七九九）を発し、同年度中の二万戸の軍人家族住宅の建設を要求した。(1) しかし資材不足のため政府は戸数削減と期間延長を求め、五月一八日に二一年度目標は一万戸に引き下げられた。(2) 一万戸の建設も資材の極度の不足で思うにまかせず、司令部の重なる建設促進要求を受けて、二二、三年度も建設が続けられた。

ところが二四年二月二一日に司令部渉外局 Public Information Office は「占領軍の調達政策の変更」(3) 声明を出す。これは経済安定九原則の表明に連なる、政府支出削減等の一環でもあろう。

　新規建設工事は、占領軍の最も重要な作戦上の要求で他のいかなる手段によっても満たし得ないものだけに限られる。また、施設の維持は現在占領軍の使用しているものだけに限られ、将来の使用のためにぜひ必要なものに限り予備的に維持される。占領軍家族の住宅数はすでに予定数に達しており、今後日本政府の負担による追加建築は一切許可されない。

この声明で軍人家族住宅の建設は停止された。それまでに新築・改修された住宅の総戸数は一万三一一八戸で、当初目標二万戸の六五％にすぎず、(4) 占領軍人への住宅供給の要求が、見返資金の米国目的利用の一環として現われる。すなわち、「日本政府の負担による追加建築は一切許されない」という右の声明の原則を撤回することなく軍人家族

住宅建設をおこなうため、米国援助により運営されている見返資金が利用されることになった。

司令部は二五年一月二七日に、「占領軍のための家族住宅増設準備に関する件」(5)（ＳＣＡＰＩＮ二〇七六）を発した。要旨は、①占領軍の命に従って占領国人のための賃貸住宅建設を目的とする公社を設置し、②公社が二〇〇〇戸の住宅を建設する資金として見返資金を同公社に貸し付け、③竣工は二五年八月一日とする、というものであった。これを受けて特別調達庁（二二年五月一〇日設立）は左記の実施計画をまとめ、二月一日に司令部に提出した。(6)

　スキャッピン第二〇七六号に対する日本政府の実施計画

一　参照文書　一九五〇年一月二七日付スキャッピン二〇七六

二　上記覚書第三項に従い、日本政府は該覚書による指令を実行するに必要な行為計画を提出し、貴下の承認を求めるものである。その計画は左記のとおりである。

(一)　連合国軍家族住宅の建設および賃貸を目的とする「連合国軍人等住宅公社」という名称の公法人を設立するため、これに必要な法律案および予算案を第七国会に提出し、その速かな議決を国会に要請する。

公社は対日援助見返資金より資金を借入れ自己の名において住宅を建設する。しかし事務執行はＳＰＢ（Special Procurement Board　特別調達庁――引用者）がその庁費を以て公社の名においてこれをなすものとする。当該住宅の家具備付、維持および運営は連合国軍の発する調達要求書に基いて終戦処理事業費から支出する。

この計画に基く法律案および予算案の詳細は目下非公式に経済科学局と交渉中であって、上記法律案および予算案を国会に提出することについて近く貴司令部に承認を申請する予定である。

(二)　右公社が設立されるまでは、ＳＰＢが住宅建設についての所要の準備をする。

（以下省略――引用者）

連合国軍人等住宅公社は、「連合国人等住宅公社法」（昭和二五年四月一日法律第八二号）に基づいて、二五年四月一

日、特別調達庁内に開設された。同法によると、公社は基本金をもたず（第四条）、見返資金から「公社が住宅を建設するための必要な資金を運用することができ」、それを「公社の借入金とする」（第五条）。また建設・賃貸・徴収に従事し（第一七条）、その「賃貸料を借り入れた援助資金の元利金の返済に充てなければならない」（第二〇条）、他に総裁は特別調達庁長官、他の役員も調達庁職員が兼務する（第一二条）規定もあり、この公社の特異な性格が浮き彫りにされよう。つまり公社は基本金もなく見返資金からの借入れにのみ建設費を依存し、アメリカ軍からの賃貸料でそれを返済し、事務は完全に調達庁が兼務するので、実態はないに等しい。占領終了後に消滅させやすく、しかも一般会計から出資をしないのはもちろん、見返資金からも交付ではなく借入金としているのは、先の声明への背馳を避け日本政府への財政負担をかけぬように配慮したからであろう。国会審議では、二五年度予算案中の終戦処理費に住宅建設経費を計上するよう修正することは困難であり、また政府建設住宅利用者にはアメリカ政府から住宅手当が支給されないとの理由で、見返資金融資としたと説明された。[7] しかし、米国目的利用の実施は終戦処理費予算案の司令部承認以前に決定されていた。

見返資金の公社に対する融資は、司令部の要求に応じて、二五年三月三一日の閣議で五二・五六億円の解除申請決定を経ておこなわれた。その内容は全国三二ヵ所、二〇〇〇戸の工費に融資し、金利五・五％、償還一三年であった。[8] しかし司令部側の工事計画提出の遅延や、細目にわたる工事内容の指示が下されるため、八月末竣工は不可能となり、翌年五月一日まで工期は延長された。[9] そのうえ朝鮮戦争の勃発で、資材入手難が加わり、工事遅延と工費増額は避けられなかった。結局公社は二五年度六九・四九億円、二六年度四・五九億円を見返資金から借り入れて、二〇〇三戸の軍人家族住宅建設を終了した。

一方で朝鮮戦争に在日アメリカ軍が投入されたため、軍人の公社住宅の利用が減少し、そのため「当初予定した家

賃収入による借入金の利子返済すら思うにまかせぬ状態」[10] に陥る。先の公社法では見返資金の建設資金の借入れを認めているだけで、運転資金の借入れはできない。このため公社は司令部に要請し、打開策を求めた。司令部は二六年五月五日に「占領軍による連合国軍人等住宅公社の接収について」[11]（SCAPIN二二五一）を発し、公社住宅二〇〇三戸総てを司令部の出す調達請求書 Procurement Demand により二六年七月一日に接収した。以降、終戦処理費から家賃が支払われ、公社存続の意義は完全に消えた。そのため公社法は二七年三月末で廃止され（法律第八二号）、公社住宅一切が一般会計に承継された。

二　特定教育事業

昭和二四年一二月五日、財政課の担当官ハンナ J. Hanna が見返資金課に見返資金の特定教育事業への払出しを通知し、その運営をめぐる折衝が始まる。この時すでに二四年度五四〇〇万円、二五年度一億九五六〇万円の総枠が示された。[12] これに関して二五年一月三日作成の、CIEのブラウン J. Brown からESSのハンナ宛「民間情報教育局（CIE）再教育計画に対する見返資金二億五千万円の支出」と題する次の文書が、情報として日本側に提供された。[13]

（前略――引用者）

四、二十五年一月一日から上述の諸事業をPD制度から、参謀長に許可された二億五千万円の見返資金支出に切換える意図である。二十四年度第四四半期即ち一月二月三月に総額九六、〇〇〇千円が、十七の情報部と記録映画製作計画の運営、再教育計画附帯業務需品の調達、及び今後地区が決定される新情報部の設立費用等に必要であると見積りされている。二十五年度には

新に九つの情報部が設置され運営される計画である。此等新情報部及び実行中の諸計画の事業費と維持費は、二億五千万円の残額から支出されるべきである。原価の値上り及び司令部との政策により必要となった新な再教育事業費を埋合せるため、見返円資金の追加支出が要請される事がありうるのは言う迄もない。

（後略――引用者）

右の文の後に地方一七情報部の配分額と映画製作費等の割当内定が示された。こうして司令部は二四年度第四・四半期から終戦処理費で支出されていたCIE特定教育事業に見返資金を投入する方針を固め、それを承けて、当該事業経費の支払方法の変更につき、二五年一月理財局長・文部省社会教育局長連名で地方自治庁に「連合国軍司令部民間情報局の指導監督により都道府県等地方公共団体の行う情報教育事業に要する経費の取扱について」[14]を発し、都道府県への徹底を求めた。

しかしそのための法改正の成立は二五年三月三一日（法律第六四号）となり、二四年度内は払出しがおこなわれなかった。

特定教育事業に対する見返資金の使用に関しては、二五年四月二八日に二五年度二・五億円の使用が閣議決定された。[15]だが、実績は一・四九億円にとどまり、二六年度も五億円の計画に対し四・〇一億円にとどまった（九八四ページ表2-4）。当初から二六年度出納整理期間を含む使用実績五・八八億円のうち、CIE図書館運営費二・五九億円、青少年教育指導費〇・四二億円、CIE映画フィルム製作費二・七八億円ほかである。[16]このため司令部は、講和発効後の特定教育事業への継続支出を求めて、二七年三月一四日に二六年度運営計画にもとづき一億五六九一万円の使用申請を提出する閣議決定をおこなわせる。[17]この追加額に対する解除は、二七、二八年度にわたり一・五五億円が支出された（九八四ページ表2-4）。これらの使途は、ほとんどCIE図書館運営費と宣伝映画フィルムに当てられた。

この運営費はCIEの指示に従い見返資金を地方公共団体に交付し、その資金はCIE図書館長または司令部地方民事部の支出要求により使用された。[18]なお、この種の特定教育施設は西ドイツやオーストリアにもあり、一九四八年アメリカの情報教育交換法により設立を命じられたものである。[19]

三　学校および保育所給食用脱脂粉乳

戦後学校給食は、二一年一二月に東京・神奈川・千葉の三都県の二七六小学校、児童二五万人に実施され、その後全国的に普及し、二五年五月に七四一万人、普及率六九％に急上昇していた。[20]しかも戦後学校給食の象徴的食料として、脱脂粉乳の使用が急速に普及した。給食の普及はガリオア物資・ユニセフ物資等を学校給食に投入した結果である。給食の重要性に鑑み、二四年一二月二六日の次官会議で、副食のほかにパンを供給する完全給食実施の方針が打ち出され、給食の質的向上も図られていた。[21]

さてガリオア資金によって輸入された脱脂粉乳のうち、学童に無料で供されている分に対しては、それを司令部は贈与と認め、その対価は見返資金に繰り入れられていなかった。ところが二五年度から給食用小麦の無償贈与が始まり、その代わり給食用脱脂粉乳はガリオア資金で輸入されず、商業ベースで輸入し、その輸入代金に見返資金を使用する方式に転ずる。これは先の米国目的利用の検討の際に、付随的に提案されていた給食用脱脂粉乳への見返資金の支出が実現をみたものであった。また「学校給食用脱脂粉乳に使用された分については決して債務とはならないことになっている」[22]と、後日債務として返済する必要がないことをリード財政課長等は言明していた。見返資金支出について二五年五月八日に「学校給食用脱脂粉乳の件」[23]（SCAPIN一九八八―一）が発せられ、「学校 給食用 脱脂粉乳の

表 3-17　脱脂粉乳輸入および見返資金支出状況

（単位　千トン，百万円）

区分	輸入量		見返資金支出	
	計画	実績	指示額	実績
昭和25年度				
1950. 5. 8 1950. 7. 9 覚書	32	21	1,350	845
昭和26年度				
1951. 9.12覚書	10	8	a) 527	509
1951.10.29覚書	3	3	477	417
小計	13	11	1,005	b) 929
合計	45	32	1,850	1,774

（注）a)には前年度支出残額504百万円を含み，b)には出納整理期間中の395百万円を含む．
出所：『見返資金の記録』，129ページ．

購入及び輸送のために必要な外国為替の購入に見返資金を支出する」と指令した。「覚書」はさらに、貿易会計が脱脂粉乳購入外貨を外為会計から購入し、その資金に一三・五億円を限度として見返資金を当て、その使用は二五年度限りと、その方法を指示した。これによって輸入された学校給食用脱脂粉乳は二・一万トンに達し（表3-17）、児童保護者の負担は著しく軽減され、学校給食の普及率はさらに高まった。二五年九月の粉乳原価・船賃および保険料はポンド当り二二・五円で、それへの見返資金支出を除いた児童負担はその他経費の四円のみとなっていた。[24] 同年七月九日に「保育所給食のための脱脂粉乳について」（SCAPIN一九八八―二）が発せられ、先の一三・五億円の枠内で保育所給食にも同様の措置が採用された。[25]

二六年六月末でガリオア予算は終了し、学校給食は米国援助に依存することができなくなると予想された。二六年五月二二日、閣議は学校および保育所給食の継続と、そのための見返資金からの支出を決定したが、司令部の反対により二六年度は一般会計からも支出することになる。[26] 二六年度については、二六年九月一二日と一〇月二九日に、「学校及び保育所給食のための脱脂粉乳について」（SCAPIN一九八八―三、四）が出され、それぞれ一万トン、五・二七億円、〇・三万トン、四・七七億円の限度で見返資金の使用を指示した。二六年度は食糧管理会計が粉乳を購入し、代金相当額を見返資金が同会計に繰り入れた。実績は一・一万トン、九・二九億円であった。[27] 一般会計から一三・四七億円が脱脂粉乳に充当され、二六年度はかろうじて低廉な給食が維持された。二七年度から脱脂粉乳への国庫補助は輸入代金利子補給のみとなり、小麦粉への補助も半減され、その結果給食を中止する学校が増え、給食普及は一時的に後退する。

二五、六年度の給食の全国への普及に、見返資金が果たした役割はきわめて大きい。見返資金は脱脂粉乳購入への支出によって、家計負担を軽減し、戦後の米国余剰農産物の小麦と脱脂粉乳を軸とした日本の学校給食を定着させたといえよう。

(1) 占領軍調達史編さん委員会『占領軍調達史』部門編Ⅲ、昭和三四年、一九―二〇ページ。
(2) 「一九四六年会計年度予算に関する件」（SCAPIN九六七）昭和二一年五月一八日（同前、五一ページ）。
(3) 同前、二三九ページ（『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一八巻「資料(2)」九二―九三ページに収録）。
(4) 同前、二四四ページ。
(5) 同前、二四〇ページ。
(6) 同前、二四〇―一ページ。
(7) 「第七回国会参議院予算委員会議録」第一八〇号、昭和二五年三月二二日。
(8) 連合国軍人等住宅公社に対する米国対日援助見返資金の融資について」昭和二五年三月三一日（大蔵省資料Z六二〇―九二）。
(9) 『占領軍調達史』二四三ページ。
(10) 同前、二四ページ。
(11) 同前、二四六ページ。
(12) 見返資金課「復金債の繰上償還及び宮崎、大分県営電力等について」昭和二四年一二月五日（大蔵省資料Z五〇六―三）。
(13) 経済企画庁所蔵資料。
(14) 同前。

(15) 大蔵省資料Z六二〇―九二。
(16) 『見返資金の記録』一三〇ページ。
(17) 大蔵省資料Z六二〇―一一九。
(18) 大蔵省「昭和二六年度指定教育事業経費に対する見返資金の使用について」(日付なし)(同前)。
(19) 西ドイツ二五カ所、オーストリア六カ所に設立された(Government and Relief in Occupied Areas Economic Rehabilitation in Occupied Areas, n. d.――「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一一―一九)。
(20) 文部省・日本学校給食会『学校給食の発展』昭和五一年、三八ページ。
(21) 「学校給食用小麦粉配給に関する件」(同前、四九ページ)。
(22) 見返資金課「学童給食用脱脂粉乳について」二五年四月二一日(大蔵省資料Z五〇六―三)。
(23) 理財局『米国対日援助見返資金法令集(改訂版)』一六一―六二ページ。
(24) 『学校給食の発展』三九ページ。なお同書では二四年九月の価格となっている。二六年度上期で一食二二グラムの脱脂粉乳の負担は家計〇・三五円、政府一・二〇円、下期でそれぞれ〇・三八円、三・四七円と推定された(財政調査会『国の予算』昭和二七年度、一九五ページ)。
(25) 『見返資金の記録』一五二ページ。
(26) 『学校給食の発展』五三―五四ページ。
(27) 『見返資金の記録』一二八ページ。

第四章　産業投資特別会計への承継

第一節　「産業投資特別会計法」の制定

米国援助売却代金を積み立てる見返資金は、ガリオア援助打切りに従い新規繰入れは期待されなくなるが、産業資金の旺盛な需要に応じるため、見返資金の先細りが予想された二五年一一月二日、安定本部は「産業資金調達のための財政金融対策について（草案）」[1]をまとめ、産業資金確保の一方策として、「投資特別会計の設置」が考えられた。それは見返資金の「漸減する態勢に備えるもの」とされ、見返資金の承継が直接意図されている訳ではないが、産業投資会計の立案の嚆矢といえよう。同案によると、この会計は「復金回収金その他政府資金の繰入をもって基金とし且つ投資国債を発行して預金部資金等による引受を求め」、この資金をもって事業債・金融債・長期金融機関優先株式引受けをおこない、長期産業資金を供給する。つまり復金回収金と預金部資金による産業資金供給が企図されていた。開銀設立や預金部改組がまとまる前の一試案にすぎぬが、二五年度に開始された優先株式出資にも着目していたのは興味深い。

しかし、この段階で稼働していた政府金融機関は住宅金融公庫と国民金融公庫にすぎず、新設会計が政府金融機関を介した財政投融資機構として位置づけられていなかったが、二五年一二月の輸銀、二六年四月の開銀創設で、政府金融機関への出資・融資が産業資金政策上重大な意義を有するに至り、しかも二六年六月でガリオア予算は終結し、九月八日の対日講和条約調印で二七年四月二八日に対日講和が発効することが確定したため、対日援助債務返済も考慮されねばならなくなる。こうした状況の中で二七年度見返資金運営計画が検討され、見返資金課は前述の二六年一二月に起案した運営計画と同時に、次の見返資金会計処理方針をまとめ、一二月二二日の省議に諮った。(2)

講和成立、援助債務返済に伴う見返資金a／c処理方針（二六、一二、二二、理見返）

一、方　針

講和の成立及び対日援助債務返済案の策定を機とし、

イ、対日援助債務の返済に関連する態勢を整えつつ、これが処理の内容を明確ならしめるとともにその経過的処理を円滑ならしめること。

ロ、対日援助債務の返済は、一般財政の負担とすることなく、援助に見合う円資金の運用収入をもつてこれに充当すること。

ハ、一般会計による投資を維持しつつ、見返資金の余資を投資に充当することを明らかならしめること。

ニ、財政資金による産業投資は、夫々専門の機関をしてこれを行わしめること。

等を目的として、昭和二十七年度において左の大綱により所要の措置を講ずるものとする。

記

(一)　対日援助見返資金特別会計は、対日援助返済の処理等につき一般会計との混淆を避けるとともに援助に見合う円資金を区分経理するため、これを存置すること。

(二)　見返資金特別会計は、開発銀行等に対する出資その他の資産を運用管理し、その運用収入をもつて対日援助返済に充てるとともに、その余資を将来の投資に充当すること。

(三)　見返資金の開発銀行及び輸出銀行等に対する出資（性質上これに準ずるものを含む）については、一定の率による納付金を見返資金に納付せしめること。

(四)　見返資金の産業投資業務は、状況許すに従い、既往の貸付金とともに開発銀行及び国民金融公庫に引継ぐこと。

二、措　置

(一)　開発銀行及び国民金融公庫法の改正

見返資金の私企業投資業務は、既往の貸付金とともに左の通り開発銀行及び国民金融公庫に引継ぐものとし、先ずその準備体制をととのえるため開発銀行及び国民金融公庫は、見返資金の既往貸付金又は産業投資業務を承継しうることとし、これがため所要の法律改正を行う。

(註)　既往貸付金は承継のときにおける現状において現物出資するものとする。

	既往の投資	将来の業務
電力、海運、その他産業	開発銀行へ	同　上
中　小　企　業	国民金融公庫へ	同　上

(二)　開発銀行及び輸出銀行の納付金

見返資金による援助債務の返済に充てるため、開発銀行及び輸出銀行に対する見返資金の出資及び見返資金による復金債償還に見合う額（六二四億余）については、年五分五厘を下らざる納付金を徴するものとし、且つ、その納付を当該年度内に実施しうるようその時期を調整する。

(三)　見返資金の運用

(1)　見返資金特別会計は、将来私企業投資業務及び既往貸付金を開発銀行及び国民金融公庫に承継したる後においても、左の資産を運用管理するものとする。

優　先　株　式
連合国住宅公社貸付金
開発銀行出資
輸出銀行出資
農林漁業特別会計出資
国債及び余裕金

(2) 見返資金特別会計は、その運用収入をもって別紙により援助債務を償還するものと予定する。

(3) 見返資金は、その収入の一部を援助債務に充当したる後剰余をもって開発銀行その他緊要な資金の融資を目的とする政府機関に対し、出資し又は貸し付けるものとする。

㈣ 経過的措置

見返資金の私企業貸付業務及び既往貸付金を直ちに開発銀行及び国民金融公庫に承継することは、見返資金の運用収入による援助債務の返還を不可能ならしめ、且つ技術的にも困難であるから、状況調うに応じ要すれば補正予算を編成し、逐次実施するものとしこれがため昭和二十七年度見返資金特別会計予算は取敢えず別紙の通りの形態にて発足するものとし、その運用計画を別紙の通り概定する。

（別紙略――引用者）

すなわち援助債務のアメリカへの返済原資を確保するため、講和発効後も見返資金を残置し、既往私企業直接融資を既存政府金融機関（開銀・国民金融公庫）に承継させた上で、むしろ積極的に余裕金を政府金融機関に投資することが企図された。つまり見返資金中心の財政投融資機構への転身が考慮されていた。しかし援助債務交渉は未着手であり、また国民金融公庫への中小企業融資の承継は、中小企業金融専門機関設立構想が二七年九月以降進展するためこの案は見送られる[3]。こうして資金運用部とは別の財政投融資の特別会計として見返資金会計が活用される構想は、二七年九―一〇月の私企業直接融資の開銀承継を完了した後に、さらに検討される。結局対日援助が終了しており、見返資金の新規積立てが爾後ありえぬため、右の構想は産業投資特別会計に転ずる。

二八年度から産投会計を発足させるべく「産業投資特別会計法」が第一五国会に提出されたが、三月一四日に衆議院が解散となり、同法案は審議未了のまま廃案となった。結局第一六国会に提出され、二八年八月一日に同会計法は成立した（法律第一二二号）。

同会計法は「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって投資」つまり出資・融資することを目的とし（第一条）、特別減税国債発行の収入金と見返資金からの承継資産による収入金を財源とする（同条第二項）。また資本は見返資金資産から負債を控除したものと一般会計による開銀・輸銀への出資額の合計額であり（第三条）、公布日から施行される（付則第一項）。また「見返資金特別会計法」は廃止され（同第二項）、その資産・負債は産投会計に帰属し（同第四項）、二八年度見返資金予算のうち支出されていないものは産投会計から支出されることになった（同第五項）。こうして四年三ヵ月続いた見返資金は二八年八月一日をもって終了して、その従事してきた主として政府金融機関を通じた財政投融資は、同日設置された産業投資会計に継承され、新たな展開をみる。

(1) 経済企画庁所蔵資料（『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一二巻「金融(1)」五〇八―一五ページに収録）。
(2) 大蔵省資料Ｚ五一一―三六六。
(3) 中小企業金融公庫『中小企業金融公庫十年史』昭和三九年、一六五―七五ページ。

第二節　見返資金の終了

「産業投資特別会計法」付則第四項に従って、昭和二八年八月一日、見返資金の資産は産業投資会計に承継された。ただし見返資金の使用となった債務償還、公共事業、政府事業への繰入れおよび交付、特定教育事業等計一〇四九億円は資産とならない。産業投資会計への承継資産は（表4-1）、既往の開銀への出資金（これには私企業融資開銀承継分の出資振替分を含む）、輸銀・農林漁業金融公庫（農林漁業資金融通特別会計は「農林漁業金融公庫法」二七年一二月二九日法律第三五五号によって政府金融機関に転じた）・電源開発への出資計一五六五億円と、開銀・一般会計（連合国軍人等住宅公社の承継）・農林漁業金融公庫への融資と優先株式計五三五億円および手持国債・短期証券他であり、合計二二九四億円であった。特に私企業直接融資のうちの農林漁業を除く総てを承継した開銀への出資金の比重がきわめて高い。

他方、一般会計からの承継資産は、開銀出資一〇五二億円、輸銀出資一三五億円の計一一八七億円であるが、見返資金は二四年度に六二四億円の復金債償還をおこなっており、それが一般会計開銀出資等の復金承継分に含まれている。これを勘案した見返資金の実質的な産投会計への承継資産は二九一九億円となり、産投会計開設時の総資産三四八一億円の八三・八％に達している。つまり産投会計はほとんど見返資金資産を基礎に設立されたと言えよう。そして見返資金の従来からの財政投融資機能が産投会計において拡大強化されて行く。

なお産業投資会計の設置と同時に「中小企業金融公庫法」（昭和二八年八月一日法律第一三八号）の公布・施行をみて、中小企業金融公庫が設立され（八月二〇日）、見返資金中小企業融資の、それまで開銀に承継されていた債権を承継して

別個の政府金融機関となり、以後産業投資会計から資金を導入することになった。こうして見返資金が関与した投融資における各種の制度金融的展開は、産投会計設立と同時に完結した。

なお「産業投資特別会計法」は昭和三七年九月四日法律第一四八号をもって一部改正され、第一条第三項として、「政府が日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて合衆国政府に対して負う債務は、この会計の負担とする」が追加され、アメリカに対する援助債務は産業投資会計の負担において返済されることになった。

西ドイツの対米債務返済協定は、すでに昭和二八年に締結され債務の返済を開始したが、日本の債務弁済交渉は二

表 4-1　産業投資特別会計承継資産

（単位　百万円）

区分		金額	構成比
見返資金からの承継	出資金	156,500	45.0
	日本開発銀行	141,000	40.5
	日本輸出入銀行	7,500	2.2
	農林漁業金融公庫	4,000	1.1
	電源開発会社	4,000	1.1
	融資・運用	53,575	15.4
	日本開発銀行	38,857	11.2
	一般会計	6,440	1.8
	農林漁業金融公庫	3,481	1.0
	優先株式	4,797	1.4
	手持国債	10,918	3.1
	短期証券	7,406	2.1
	経過利息	1,002	0.3
	預金	12	0
	小計	229,413	65.9
一般会計からの承継	日本開発銀行出資等	105,220	30.2
	26年度出資	7,000	2.0
	27年度出資	13,000	3.7
	復金承継分	85,220	24.5
	うち）見返資金財源分	62,469	17.9
	日本輸出入銀行出資	13,500	3.9
	25年度出資	2,500	0.7
	26年度出資	7,000	2.0
	27年度出資	4,000	1.1
	小計	118,720	34.1
合計		348,132	100.0

出所：大蔵省理財局資料.

九年以降、日米政府間で断続的に続けられた。この間、日本国内には援助を無償贈与と理解する考えや、税金による弁済は二重払いだとする反発があり、ほかに外貨事情も悪く返済交渉は遷延した。他方アメリカ当局者は、当初から日本の債務となるべきものだと発言しており、日本政府の国会答弁も債務と認めるというものであった。結局、三七年一月九日に「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」[1]が締結された。

「協定」は、要返済債務を四・九〇億ドルと確認し、元金に対し期間一五年、金利年二・五％の返済条件が付されている（第一条）。この四・九〇億ドルの金額は、日本政府の確認した債務総額一七・九五億ドル（ガリオア援助・軍払下物資・余剰報奨物資）のうち贈与分、返還分、スクラップ分、琉球転送分、石油運賃減額分、英邦連軍物資（ＢＣＯＦ物資）対米引渡分、司令部指示による見返資金利用（軍人住宅・特定教育・脱脂粉乳）、韓国および琉球向け建設資材、および船舶運営会人員物資輸送費を控除した残額一六・三七億ドルに対し、西ドイツの返済率三三・一七八％を乗じて五・四三億ドルを算出し、このうちさらに日韓清算勘定残高および日本琉球清算勘定残高を控除した四・九四億ドルが日本の支払債務と見積もられた。さらに交渉の末、端数を切り捨てて四・九〇億ドルに落着したものである。[2]このうち二五〇〇万ドルを限度とする額がアメリカ政府指定機関へ円建てで支払われ、教育・文化交流への使用が認められた（「協定」第五条）。この返済金はフルブライト交換留学生資金等に利用された。

産業投資特別会計の先述の昭和三七年法改正は、右の「協定」履行のためであり、見返資金の投資先である開発銀行など政府金融機関からの国庫納付金を財源として、対米債務が返済されることになった。したがって、租税による返済のごとく、国民への二重払いの印象を与えることなく、見返資金から産業投資会計への承継資産の運用により、援助債務は完済されたのである。

（1）理財局資金課「ガリオア関係資料（産業投資特別会計）」昭和三七年七月（大蔵省資料Ｚ五一一―二七〇）。

（2）同前。

昭和財政史――終戦から講和まで――第13巻

昭和58年11月21日　発行

編者　大蔵省財政史室
発行者　高柳　弘
発行所　東京都中央区日本橋本石町１の４　東洋経済新報社
郵便番号 103　電話03(270)4111(大代表)　振替口座東京3-6518

© 1983〈検印省略〉落丁・乱丁本はお取替えいたします.
3333-6243-5214
Printed in Japan